

## 設置の趣旨等を記載した書類

### 目 次

I . 設置の趣旨及び必要性 .....	3
I - 1 . 天使大学の沿革および設置計画に至る経緯 .....	3
I - 2 . 本課程設置の趣旨及び目的 .....	3
I - 3 . 設置の必要性 .....	4
II . 教育・研究上の理念および目的 .....	6
II - 1 . 看護栄養学研究科における教育目的及び人材養成の目標 .....	6
II - 2 . 博士後期課程において養成する人材像 .....	7
II - 3 . 学位授与の方針 (ディプロマポリシー : DP) .....	7
II - 4 . 修了後の進路 .....	7
III . 研究科の構成 .....	8
III - 1 . 課程名及び学位の名称 .....	8
III - 2 . 学問分野の設定 .....	8
III - 3 . 既設の看護栄養学部、大学院修士課程との関係 .....	8
IV . 教育課程の編成の考え方及び特色 .....	9
IV - 1 . 教育課程の特色とその背景 .....	9
IV - 2 . 教育課程編成上の考え方 .....	10
IV - 3 . 教育課程の編成、実施の方針 (カリキュラム・ポリシー : CP) .....	10
IV - 4 . 科目区分及び科目の特色 .....	11
IV - 5 . 配当年次と時間割の考え方 .....	12
IV - 6 . 評価 .....	13
V . 教員組織の編成の考え方及び特色 .....	13
V - 1 . 教員組織編制と配置の基本的考え方 .....	13
V - 2 . 担当教員の負担軽減について .....	14
V - 3 . 教員の年齢構成および定年の対象となる教員の扱い .....	15
V - 4 . 教員の教育・研究能力の質向上・教育の質改善 .....	15
V - 5 . 研究の実施についての考え方、体制、取り組み .....	16
VI . 教育方法、履修指導、研究指導方法及び修了要件 .....	17
VI - 1 . 教育方法、履修指導 .....	17
VI - 2 . 修業年限 .....	18
VI - 3 . 研究指導科目及び研究指導の方法 .....	18
VI - 4 . 博士論文作成スケジュール .....	19
VI - 5 . 研究倫理審査体制 .....	21
VI - 6 . 博士論文審査及び修了認定 .....	22
VI - 7 . 博士論文審査基準 .....	23

VI- 8 . 論文及び審査結果の公表 .....	24
VII. 施設・設備 .....	24
VII- 1 . 校舎・施設 .....	24
VII- 2 . 院生学習室 .....	24
VII- 3 . 図書館等 .....	25
VII- 4 . 学生の厚生に対する配慮及びハラスメント防止 .....	25
VIII. 入学者選抜の概要 .....	26
VIII- 1 . 入学者受け入れの方針 (アドミッションポリシー:AP) .....	26
VIII- 2 . 出願資格 .....	26
VIII- 3 . 選抜方法 .....	26
VIII- 4 . 選抜体制 .....	27
VIII- 5 . 選抜基準 .....	27
VIII- 6 . 入学検定料 .....	27
VIII- 7 . 学納金 (予定) .....	28
X. 管理運営 .....	28
X- 1 . 研究科委員会 .....	28
X- 2 . 看護栄養学研究科看護学専攻会議 .....	28
X I. 自己点検・評価 .....	29
X II. 情報の公表 .....	30

## I. 設置の趣旨及び必要性

### I-1. 天使大学の沿革および設置計画に至る経緯

天使大学は看護栄養学部に、看護学科と栄養学科を有するカトリック大学であり、建学の精神である「愛をとおして真理へ」の理念に基づき、人々の健康の保持・増進・疾病予防、あるいは平和な死への援助を自律して実践できる人間性豊かな専門職者を育成することを目的に教育を行っている。

昭和 22 (1947) 年、マリアの宣教者フランシスコ修道会は戦後の荒廃した札幌と東京で高度な看護教育を始める事を決定し、札幌天使女子厚生専門学校が設立され、これが現在の天使大学の前身である。その後、昭和 25 (1950) 年にわが国最初の看護短期大学として天使厚生短期大学が設立され、昭和 27 (1952) 年に天使助産婦学校を設立し、昭和 40

(1965) 年からは天使女子短期大学に専攻科厚生専攻を開設し、保健師助産師合同課程による教育を開始した。平成 12 (2000) 年には、天使女子短期大学を改組転換し、天使大学看護栄養学部に看護学科および栄養学科を開設した。平成 16 (2004) 年には、大学院助産研究科助産専攻（専門職学位課程）を開設し、平成 18 (2006) 年には、大学院看護栄養学研究科に看護学専攻と栄養管理学専攻の修士課程を開設した。

現在、看護栄養学部看護学科では 1,814 名の卒業生を輩出しており、大学院看護栄養学研究科看護学専攻修士課程は、修士論文コースおよび高度実践看護師コース、保健師コースから成り、令和 4 年 3 月に至るまでに 56 名が修士課程を修了している。また、専門職大学院においては、全国唯一の助産研究科として助産師教育および指導者育成を行い 377 名が修了している。（令和 5 年 3 月現在）

以上のように、本学の短期大学、学部教育においては多くの看護実践者を、修士課程においては教育者・研究者の養成のほかに、専門看護師及び大学院での保健師の教育を充実し、高度な看護実践力、基礎的研究・教育能力のある人材を養成し、実践現場や大学教員等各方面で活躍しており、修了生の中により高度な知識、研究と教育の学びのニーズが高まっている。

今般の「看護栄養学研究科看護学専攻博士後期課程（以下「本課程」という）」の設置計画は、多くの本学修士課程修了生の進路として教育・研究の機会を設けるとともに、学術・研究の取り組みをさらに発展させることを意図するものである。

### I-2 本課程設置の趣旨及び目的

知識基盤社会において、大学院に求められる人材養成機能として①創造性豊かな優れた研究・開発能力を持つ研究者等の養成、②高度な専門的知識・能力を持つ高度専門職業人の養成、③確かな教育能力と研究能力を兼ね備えた大学教員の養成、④知識基盤社会を多様に支える高度で知的な素養のある人材の養成が求められている（2005. 新時代の大学院教育）。

本計画は、この機能を發揮し時代の要請に応えることを大学の責務とし、博士後期課程の設置を計画するものである。

本邦の経済状況の低迷下、少子高齢化、昨今の新興感染症（コロナウィルス感染症）の拡大は、保健医療分野に複雑かつ困難な課題を突き付け、未経験の課題に取り組む新たな保健

医療の仕組みやケアを開発する能力を看護、保健医療の実践家と研究者に強く求めている。この状況は、都市部への人口の一極集中、地域の過疎化が進む北海道においてはさらに顕著であり、全道各地で看護職者が課題に挑み活躍している。本学及び他大学の卒業生、修了生が高度な専門知識と研究能力、教育力を修得する場として本課程の設置を計画する。

さらに、本学ではこれまで学部教育において看護実践家を育成し、修士課程においては教育者、研究者とともに高度看護実践家を養成し、教育・研究を発展させてきたが、博士後期課程の開設により大学院での教育・研究をさらに深化させ、看護学の高等教育研究機関としての組織体制を完成することができる。このことにより、本学の教育理念に基づく一貫した看護教育を提供することができ、本学の理念に基づき北海道及び国内外に貢献することが期待できる。高度な専門知識と倫理観を基礎に自ら考え行動し、優れた研究・開発力により、新たな知及びそれに基づく価値を創造し、今後の社会を先導することのできる研究者・教育者、高度な専門業務に就く人材を育成する。これらの人材を社会に排出することで、保健医療分野における看護学の発展・改革に貢献し、看護系大学院としての責務を果たすことを設置の目的とする。

これらの趣旨から、本課程を設置する目的は、以下の4点である。

#### ①研究者の育成

看護実践現場の課題を解決し、看護学を探求し学問として体系化するために、優れた研究・開発能力を有する研究者を育成する。

#### ②教育者の育成

健康課題の解決のための確かな知識や技術、倫理観をもって、わが国の保健医療の将来を担う看護職を育てるために、質の高い教育を展開できる教育者を育成する。

#### ③高度な専門業務に就く人材の育成

研究成果に基づいた質の高い医療・看護を人々に提供できる高度な専門業務につく職業人を育成し、指導的・管理的立場で実践の現場を変革していくことのできる人材を育成する。

#### ④大学の理念の実現

天使大学の教育、研究上の理念として挙げる、看護学および栄養学の学問分野の一環として看護学の教育・研究のさらなる向上を図り、大学としてより良い医療環境を社会に提供し、社会の健康の向上に資する目的を実現する。

### I-3. 設置の必要性

#### 1) 社会環境から見た設置の必要性

少子高齢化が進み人口減少社会にあるわが国において、保健医療サービス提供の要である人材を確保することは重要な課題であり、地域包括ケアシステム、地域共生社会の推進が謳われる中、保健医療福祉体制を支える看護職への役割期待は大きい。また、日々複雑に変化し、多様化、グローバル化する現代社会は、予測不可能な時代であり、時代の変化に合わせて積極的に社会を支え、論理的思考をもって社会を改善していく資質を有する人材の確保が求められる。このような社会において看護職に求められる役割を果たすために

は、より高度な専門知識・技術と倫理観を基礎に自ら考え行動し、社会と地域の変化するニーズに対応し、看護・保健の実践の現場を変革することのできる研究者・教育者、高度な専門業務に就く人材を育成することが急務である。

博士後期課程においては、専門性の高い看護の学びや研究方法の学びに加えて、保健医療の場における問題を発見し分析するためのデータサイエンスや身体のしくみを分子細胞レベルで理解し、今後増え必要となる遺伝子医療やゲノム医療について学ぶことができる。また、保健医療の場における生命倫理について学ぶことは、看護職としてケアの根幹について考える重要な機会となると考える。

変化する社会のニーズに対応し、ケアの質を保証することのできる看護職、将来を見据えた看護を開発し、指導できる研究者の養成が博士後期課程において可能となると考える。

## 2) 地域（北海道）の保健医療ニーズから見た設置の必要性

少子高齢社会の進展による人口構成、疾病構造の変化の中で、医療の高度化、複雑化が進み、地域の健康課題は複雑化して、健康格差が拡大している。中でも全国に先駆けて人口減少、少子高齢社会となっている北海道は、広域で過疎化が進み、また、小規模自治体が多く、人口が集中する中核都市と地域による医療格差が拡大し、多くの健康課題が生じている。

国の政策のもと、地域特性に応じた地域包括ケアシステムの推進が求められ、看護、保健、予防において、看護職はシステムの基幹的な役割を担うことが期待されている。看護職は、地域の保健医療のニーズを捉え、高度な判断力、マネジメント力をもって、多職種と連携し、地域包括ケアシステムの推進を担うことが求められる。地域による状況が大きく異なるため、地域特性、地域のニーズを捉え、多職種と連携し、社会資源を有効に活用し、システム化、施策化する能力が必要とされる。医療の集中する都市部においては、より高度な専門的知識・技術が必要とされる。

医療格差が拡大している北海道において、保健医療のサービス提供者として重要な役割を担う看護職は、環境の変化や地域の実情に柔軟に対応して看護を実践する能力、自ら課題を分析し解決策を見出していく研究能力が求められる。これまで、地方に在住する看護職は、自らの能力を高めるニーズを持っていても、広大な北海道において、通学の問題から大学院に進学することが困難な状況にあった。しかし、近年のICT技術の発展の中で、距離的な課題を解決できる授業形態を取り入れた教育展開が可能となった。遠方で、働きながら学ぶニーズをもつ実践者・教育者にとって、遠隔授業のシステムを整備し距離的課題に対応することのできる博士後期課程の開設は、待望されたものである。

本課程の設置は、高度な研究能力に基づき、地域社会の健康課題を解決し、持続可能な社会の実現に向けたリーダーを育成するという地域社会の要請に応えるものである。

## 3) 看護教育者・保健医療における指導的役割に就く人材養成の必要性

全国の看護系大学は、令和4（2022）年には、295校となり、平成4（1992）年の11校に対して約26倍で、そのうち217校が修士課程を有し、112校が博士後期課程を有している。北海道には13校の看護系大学があるが、修士課程は8大学、博士後期課程は5

大学に開設されているのみである。このため北海道内の看護系大学教員の博士号保有率は30.2%（2019年）という現状にあり（資料1）、全国の37.3%に比して低い水準である。

#### （資料2）

急激な看護系大学の増加により教員が不足し、特に北海道はその傾向が顕著であることから、博士号の学位を保有する教員養成の必要性が高まっている。

本学の修士課程修了者は410名、学部の卒業生は1735名を超え、今後さらに修士課程、博士後期課程で学ぶニーズも増えることが予測される。大学として、学部からの一貫した教育により、変化する保健医療、国民の多様な健康課題に対応できる高度な実践力、豊かな学識、高度な研究能力を身につけた人材の育成は責務である。博士後期課程に関するニーズは、今後の看護の発展のための看護教育者養成において、北海道内はもとより、道外においても社会的に極めて重要である。とりわけ、本学の修士課程の修了者には保健師コース、高度実践看護師コース、専門職大学院である助産研究科の修了生が多く、北海道各地において道民の健康維持・促進、母子保健、高度看護実践の専門家として指導的役割を果たしている。修士課程修了者のみならず、地域の保健医療、臨床の現場において博士後期課程で修得した高度専門知識、研究能力、教育力を發揮し、地域社会の新たな健康課題を解決し、保健医療ニーズに応える強い指導力を持った人材の育成が強く求められている。

以上より、社会環境から求められる人材を養成し、北海道の保健医療ニーズに貢献し、次代を担う看護教育者を養成するために、博士後期課程を設置することは、本学の看護学における学術的基盤を確立することとなる。高度な専門知識と倫理観を基礎に自ら考え行動し、優れた研究・開発力により、新たな知及びそれに基づく価値を創造し、看護・保健の実践の現場を変革することのできる研究者・教育者、高度な専門業務に就く人材を育成する。

## II. 教育・研究上の理念および目的

### II-1. 看護栄養学研究科における教育目的及び人材養成の目標

天使大学大学院看護栄養学研究科は、教育基本法及び学校教育法の定めるところにより、学術の理論及び応用を教授研究し、建学の理念であるカトリック精神に基づく「愛をとおして真理へ」に生き、知的、専門的及び応用的能力を發揮して、人間愛をもって社会の発展に寄与する高度専門職業人を育成することを目的とする。（資料3）

人材養成の目標は学則に次の通り定めている。

- (1) 看護学専攻博士前期課程においては、看護学に係る最新の知見と高度な専門技術を学修し、保健医療福祉分野の発展に貢献できる高度な専門性を有する人材を育成する。
- (2) 看護学専攻博士後期課程においては、看護学及び保健医療の発展に貢献し、人々の健康に寄与する研究者、教育者のリーダーとなるこれからの社会のニーズに応え得る人材を育成する。

- (3) 栄養管理学専攻博士前期課程においては、栄養管理学に係る最新の知見と高度な専門技術を学修し、保健医療福祉分野の発展に貢献できる高度な専門性を有する人材を育成する。
- (4) 栄養管理学専攻博士後期課程においては、栄養管理学に係る先端的な教育及び研究を行うことにより栄養管理学の高度の専門知識と技術を教授し、自立して研究活動を行い、卓越した教育上の指導能力を有する人材を育成する。

## II-2. 博士後期課程において養成する人材像

上記研究科の教育目的に基づき、本課程では、養成する人材像として次の4つを掲げる。

①看護および地域に暮らす人々の健康課題を解決し、看護学の発展および健康の促進に寄与する研究を主体的に自立して遂行、牽引する人材。

②高い倫理観を有し、豊富な専門知識と高い技術力を持ち、質の高い保健医療・看護を創出し提供できる高度な専門業務に就く人材。

③地域社会、保健医療の現場及び教育機関において、高い専門性をもって指導的、教育的役割を担う人材。

④社会の変化および地域の健康ニーズをとらえ、将来を見据えた技術の開発、保健医療・看護の現場の変革、政策提言等を行う能力をもつ人材。

## II-3. 学位授与の方針（ディプロマポリシー：DP）

本学の教育理念、養成する人材像および社会の人材養成に関するニーズとの関連性を考慮してディプロマ・ポリシーを以下のように設定した。（資料4）

所定の授業科目を履修し、14単位以上を修得するとともに下記の能力を有し、博士論文の審査及び最終試験に合格したものに学位を授与する。

DP1：高度な専門的知識、技能を有し、教育研究を通して指導的な役割をとる

DP2：人々の健康や看護実践に関わる課題を専門的に探究し、解決に導く研究を計画、実施する

DP3：人々の健康課題を解決し、看護学の発展へと導く看護実践の理論と技法を開発する

DP4：保健医療の現場の変革を目指して社会に働きかける態度・資質を有している

DP5：高い倫理観と専門職としての責任感をもち、研究に主体的に自律して取り組む

## II-4. 修了後の進路

想定される修了後の進路は次の通りである。

- ・大学等高等教育機関の教育者
- ・研究機関の看護研究者
- ・医療機関の看護管理者、教育担当者、研究コンサルタント
- ・医療機関、保健行政機関、地域包括支援センター、子育て世代包括支援センター、在宅ケア施設、看護団体等における管理運営者及び研究者

- ・企業等において技術開発や製品開発に携わる看護研究者
- ・看護コンサルタント等の起業家

### III. 研究科の構成

#### III-1. 課程名及び学位の名称

本学は看護栄養学部に看護学科と栄養学科を擁しており、当学部を基盤とする大学院に看護栄養学研究科看護学専攻修士課程、および助産研究科助産専攻専門職学位課程を設置している。この度設置する博士後期課程は、看護栄養学部看護学科並びに大学院看護栄養学研究科看護学専攻における教育・研究を基盤とするものである。

なお、博士後期課程の設置にあわせ、修士課程を博士前期課程に改称し、前期2年課程、後期3年課程の区分制博士課程として前期課程、後期課程の一貫性、継続性を図る。

学部からの一貫した看護学の教育研究を基盤として、看護学の深奥を極め看護学の教育・研究に係る課程の修了生に付与する学位の名称は、「博士（看護学）」とする。

- ・大学院の名称：天使大学大学院看護栄養学研究科  
英文名称 : Tenshi College Graduate School of Nursing and Nutrition
- ・研究科の名称：看護栄養学研究科看護学専攻博士後期課程  
英文名称 : Doctoral Programs in Nursing, Graduate School of Nursing and Nutrition
- ・学位の名称 : 博士（看護学）  
英文名称 : Doctor of Philosophy in Nursing

#### III-2. 学問分野の設定

博士後期課程における教育・研究の対象とする中心的な分野は、修士課程の7つの看護学専門分野「基礎看護学」「成人看護学」「老年看護学」「母性看護学」「小児看護学」「精神看護学」「公衆衛生看護学」を基盤とし、これらを一層高度に発展、融合させた「看護学」の一分野とする。「看護学」の分野は、人々の健康な生活を支えるために必須の学問分野であり、教育・研究の発展が強く望まれる分野である。

#### III-3. 既設の看護栄養学部、大学院修士課程との関係

(資料5、資料6)

博士後期課程は、看護栄養学部看護学科、並びに大学院看護栄養学研究科看護学専攻修士課程における教育・研究を基盤として位置づける。

看護栄養学部看護学科は、「キリスト教的人間観に基づいて、人々の健康生活の保持・増進、健康の回復あるいは平和な死への生活の援助を、自律して実践できる人間性豊かな専門職者を育成する」を教育目的として看護教育を行っている。教育課程は、栄養学科と共に「キリスト教を基盤とした人間教育科目群」「教養教育科目群」および看護学科独自の基礎看護学、成人看護学、老年看護学、地域在宅看護学、母性看護学、小児看護学、精神看護学

の7領域などからなる「専門教育科目群」で構成され、看護学の基礎を学修する課程となっている。卒業生は、およそ8～9割が看護職として医療関連施設に就職し、1～2割が大学院等に進学している。

大学院看護栄養学研究科看護学専攻修士課程は、修士論文コースと高度実践看護師コース、保健師コースからなり、修士論文コースは、基礎看護学、成人看護学、老年看護学、母性看護学、小児看護学、精神看護学、公衆衛生看護学の7領域が設置されている。また、高度実践看護師コースは、ホスピス緩和ケア看護学、老年看護 CNS、精神看護 CNS、在宅看護 CNS（令和5年度開設）の4領域からなる。本学の看護基礎教育を受け、その上に積みあげる形で志願する学生も多い。修士論文コース、高度実践看護師コースの入学者は、看護職を経験してからの学生が多く、本学卒業生の他に、他大学等の卒業生も入学している。また、就業しながら長期履修制度を利用して学んでいる学生もいる。修了後は、主に看護実践現場や看護教育機関に就職している。

保健師コースは、2016年より保健師教育課程を大学院において開設しており、入学者の多くは学部からの進学者であり、学部教育の積みあげの教育を展開している。修了生は、主に保健所・市町村の行政機関等に就職している。

大学院助産研究科は、専門職学位課程として、助産師を育成する助産基礎分野と、助産教育者を育成する助産教育分野からなり、助産修士（専門職）の学位を取得する。助産基礎分野は本学からの進学者も多いが、他大学等全国からの進学者が集まっている。修了生は、医療機関の就職が多く、助産経験者は助産所、教育機関等に就職している。

看護学専攻博士後期課程は、これら本学の看護学基礎教育、大学院修士課程の教育を基盤として、看護の専門性を極め高度な教育力、研究能力を修得し、北海道を中心とする地域の看護の質の向上と人々の健康な生活の実現に資する人材を育成するために、教育課程を設置する。

## IV. 教育課程の編成の考え方及び特色

### IV-1. 教育課程の特色とその背景

本教育課程を編成するうえで、II-2に示す「養成する人材像」及びII-3に示すディプロマ・ポリシーとの関連性を最も重視し、研究能力、教育力、看護実践の創造、変革力を修得できる構成とした。その背景として、本学が所在する北海道における札幌市への人口・経済の一極集中と、地方の人口減少・過疎化という深刻な健康及び社会の課題があり、看護の視点からの高度な研究能力、教育・指導力、看護の開発力を持ち、地域の看護・保健医療の改革に携わる人材の育成が急務となっていることがある。また、これまで多数の看護師、保健師、助産師を輩出してきた本学の使命として、卒業生・修了生を含む道内の看護職に更に高度な教育・研究の機会を提供し、地域の保健医療・教育の現場で活躍する人材の能力向上に資するためである。

## IV-2. 教育課程編成上の考え方

博士後期課程の教育課程の編成においては、課程制大学院の趣旨に添い、コースワークの学びを効果的にリサーチワークに活かし、段階的、計画的に博士論文が作成できるよう意図して基盤科目、専門科目、研究指導科目を配置した。

また、想定される学生の背景や専門領域を考慮し、研究テーマ及び専門領域によって科目を選択し、研究課題や関連する専門的で高度な知識を修得し、研究課題、研究方法の検討に活用できるよう、系統的に科目を配置した。（資料 授業科目の概要（様式第2号（その3の1））、シラバス参照）

すなわち、専門看護師、保健師、助産師などの高度看護実践者や看護教員が、研究の基礎的知識を再確認しつつ、現場における問題意識を課題として取り組み、自律して研究する能力を修得するための学修、研究プロセスを考慮した科目配置とした。また、教育機関における教育者、研究者を目指す学生や看護教育に関する研究課題に取り組む学生には、希望に応じて博士前期課程において開講する、看護教育学特論などの関連科目の聴講を可能とする。

さらに、入学前相談において研究に関する学修支援が必要と判断された学生には、入学後に研究に関する基礎的知識の学修のため、博士前期課程において開講している『研究方法論特論』（資料25）の聴講を推奨する。

## IV-3. 教育課程の編成、実施の方針（カリキュラム・ポリシー：CP）

博士後期課程のディプロマ・ポリシーを達成するため、以下の通り科目を設置し教育課程を構成する。（資料4、資料6、資料7、資料8）

CP1：教育目的の達成、目標とする人材を育成するため、コースワークを基盤にリサーチワークを発展させられるよう、系統的に「基盤科目」「専門科目」「研究指導科目」の科目区分を設置し、科目を設置する。

CP2：本課程の設置の趣旨およびディプロマ・ポリシー5の達成のため、基盤科目に「生命倫理特論」を必修科目として設置する。

CP3：高度な専門知識と研究能力をもち、研究を通して看護及び保健医療の課題を解決する能力を修得し、ディプロマ・ポリシー1、2、3を達成するため、基盤科目に「質的研究方法論」「疫学的研究方法論」「データサイエンス演習」「分子生命医科学特論」を設置する。

CP4：研究課題につながる地域の保健医療、看護実践の状況を多様な視点から専門的知識、理論に基づき科学的に分析し、人々の健康課題を解決し新たな看護を開発する能力を育成する、ディプロマ・ポリシー2、3及び4を達成するための科目として、専門科目に「地域基盤看護学特論」「実践看護学特論」を設置する。また、特論で分析した健康課題や看護実践上の課題を、さらに文献検討及び討論を重ね研究課題へと焦点化する科目として「地域基盤看護学演習」「実践看護学演習」を設置する。

CP5：看護学研究を自律して計画的に推進する能力を修得し主にディプロマ・ポリシー2及び5を達成するために、各学年に「看護学特別研究I」「看護学特別研究II」「看護

「学特別研究Ⅲ」を設置し、複数の指導教員により研究の一連の過程を連続的、段階的に指導する。

上記科目は、学年進行に沿って段階的に学べるよう、基盤科目、専門科目、研究指導科目を順序性のある配置とし、最終的にディプロマ・ポリシーを総合的に達成できるように意図した。

#### IV-4. 科目区分及び科目の特色

大学院看護栄養学研究科看護学専攻博士後期課程では、本学が所在する北海道における健康、保健医療、社会のニーズに応える人材、すなわち看護学および保健医療分野の発展に貢献し、人々の健康に寄与する研究者、教育者のリーダーを育成する。これらの教育目的と育成する人材の目標を達成するために、修了時までに看護、保健医療に係る研究者、高度実践者、教育者として段階的に学修し、高度な専門知識を基盤に自律して課題を探求し研究する能力を獲得できるよう、基盤科目、専門科目、研究指導科目の区分により、授業科目を設置する。（資料6、授業科目の概要（様式第2号（その3の1）））

##### 1) 基盤科目

基盤科目には、本学の建学の理念であるカトリック精神に基づく人間観を理解し、知的、専門的及び応用的能力を發揮して、人間愛をもって社会の発展に寄与する高度な業務に携わる教育、研究者を育成するという設置の趣旨に基づき、「生命倫理特論」を必修2単位の科目として設置する。「生命倫理特論」においては、キリスト教的人間観の理解に基づき、看護、保健医療における現代的課題も含む生命倫理の課題を検討する。また、人を支援または研究の対象とする看護学分野における研究者・教育者を育成するうえで欠かすことのできない、人間への尊厳と理解を深める科目として「生命倫理特論」を位置づける。

また、看護学の理論を発展させる基盤を養う科目として、「看護理論とその開発」（選択2単位）を設置し、看護実践に適用する理論の妥当性や有効性及び看護現象を概念化する過程を学ぶ。

さらに、学生の研究課題に基づき研究を進めるために多様な研究方法と多様なアプローチに関する知識を深め、自らの研究課題に関して適切な研究方法を選択することができるよう「疫学的研究方法論」（選択2単位）、「質的研究方法論」（選択2単位）を設置し、「データサイエンス演習」（選択2単位）、「分子生命医科学特論」（選択1単位）においては、ビッグデータの取り扱いや分子生命科学の専門的知識を学び、専門領域を融合したより専門的、先進的な研究に取り組むことを可能にする。

学生は、自己の関心と研究課題に関連する科目を選択し、専門的かつ高度な知識に基づいて研究方法を洗練させる。

##### 2) 専門科目

看護学の基盤となる理論と概念を検討するとともに、地域の健康および保健・医療・福祉に関わる課題を看護の視点から幅広く分析し、人々が現代社会においてよりよく生きることを支援するための新たな看護を検討し、博士論文につなげる科目として「地域基盤看

「護学特論」（選択 2 単位）と「地域基盤看護学演習」（選択 2 単位）を置く。これらの科目は、主に公衆衛生看護学を基盤領域として展開する。

また、誕生から終末期に至るあらゆる発達段階、健康、生活の状況にある対象への、複雑な看護実践上の課題について、分子生命医科学から家族看護までの様々なレベルにおいて検討し、博士論文につなげる科目として「実践看護学特論」（選択 2 単位）、「実践看護学演習」（選択 2 単位）を置く。これらの科目は、主に基づき看護学、成人看護学、老年看護学、小児看護学、家族看護学、分子生命医科学を基盤領域として展開する。

### 3) 研究指導科目

博士論文作成に向けて、研究指導教員の指導を受け段階的に計画的に研究を進めていくための科目として「看護学特別研究Ⅰ」（必修 2 単位）、「看護学特別研究Ⅱ」（選択 2 単位）、「看護学特別研究Ⅲ」（必修 2 単位）を設置する。

「看護学特別研究Ⅰ」においては、文献検討及び予備研究に基づき研究課題を明らかにし、博士論文の作成に向けて全体の研究計画書を作成する。

「看護学特別研究Ⅱ」においては、研究計画書の審査に向けて研究計画書を作成し、研究計画発表会における質疑応答、研究計画書の審査、研究計画書の修正、倫理委員会の審査を経て研究計画を洗練する。研究計画書の審査を経て決定した研究計画に基づき、データ収集、分析方法、内容を指導教員、学生同士の討議を経て検討する。

「看護学特別研究Ⅲ」においては、博士論文の予備審査、最終提出に向けて、データの分析、結果、考察の記述を指導教員の指導のもとに計画的に進める。

## IV-5. 配当年次と時間割の考え方

研究に関する基本的な知識、態度を修得するために基盤科目の「生命倫理特論」（必修 2 単位）、「看護理論とその開発」（選択 2 単位）、「疫学的研究方法論」（選択 2 単位）、「質的研究方法論」（選択 2 単位）を 1 年次の前期、「分子生命医科学特論（選 1）」を 1 年次後期、「データサイエンス演習」（選択 2 単位）を 1 年次通年で開講する。

また、学生の専門領域を含む関連する領域における保健医療や看護実践上の課題を学び深め、研究テーマを検討するための専門科目として、「地域基盤看護学特論」（選択 2 単位）、「実践看護学特論」（選択 2 単位）を 1 年次前期に開講する。さらに特論と並行して、「地域基盤看護学演習」（選択 2 単位）、「実践看護学演習」（選択 2 単位）を 1 年次通年で開講し、専門領域の研究課題を探求する。（資料 9）

研究指導科目はすべて通年とし、「看護学特別研究Ⅰ」（必修 2 単位）を 1 年次、「看護学特別研究Ⅱ」（必修 2 単位）を 2 年次、「看護学特別研究Ⅲ」（必修 2 単位）を 3 年次に各々開講し、段階的に研究指導を進められるよう計画した。

時間割は資料 10 の通り、平日の昼間と夜間及び土曜日に受講できるように計画し、学生と担当教員との調整により、柔軟に開講時間を設定する。

なお、長期履修の学生および在学期間短縮の対象となる学生の履修時期は、履修モデルを用いて個別に指導する。

（資料 3 「天使大学大学院看護栄養学研究科学則」第 22 条及び第 33 条の 2）

## IV-6. 評価

課程レベルにおける評価として学修成果を把握するために、本学看護栄養学研究科看護学専攻では、毎年3月にディプロマ・ポリシーの到達状況についてループリック評価表（資料11）を用いて学生が自己評価し、その結果を看護学専攻会議で討議し教育改善に役立てている。本課程においても、同様の方法でDPの到達状況を評価する。

科目レベルでの各科目の評価について、学生の成績評価の基準、方法はシラバスに記載した通り実施する。（表1 成績評価）

学生からの授業評価は最後の授業の終了後に実施され、結果は教員にフィードバックされ、学生からの評価に対する教員の授業改善計画などが学生に公開される。

（表1 成績評価）

成績評語	評 点	単位授与
A	100～90点	合 格
B	89～80点	
C	79～70点	
D	69～60点	
F	59点以下	不格

## V. 教員組織の編成の考え方及び特色

### V-1. 教員組織編制と配置の基本的考え方

（資料 教員名簿（専任教員）（様式第3号（その2の1））、授業科目の概要（別記様式第2号（その3の1））参照）

博士後期課程では教育目的の達成のため、博士後期課程担当教員（以下、「担当教員」という）の教員組織を、教授11名、准教授5名で構成し、幅広い視野に立脚しながら、高度かつ専門的な教育並びに研究指導を行う。

担当教員における博士の学位保有者は、16名中14名である。博士の学位を保有しない担当教員は、看護栄養学部看護学科及び大学院看護栄養学研究科看護学専攻博士前期課程における豊富な教育実績と研究指導実績を有するとともに、看護学の専門領域における優れた教育・研究・実践業績を有する。このことから、大学院設置基準第9条第2項を満たし、博士後期課程担当教員として適切と考える。また、担当教員のうち12名が、大学院設置基準第8条第5項を適用し、看護栄養学部看護学科教員として博士前期課程の教員を兼務することから、看護学科および看護学専攻博士前期課程における教育・研究との連続性・一貫性をもって教育することが可能である。

教育課程及び教員の構成においては、基盤科目に教育研究者が身に着けるべき高い倫理感を学び検討する科目として「生命倫理特論」を置き、優れた教育・研究実績を有する教員

（兼任）を配置する。また、看護現象を概念化する過程から社会の要請に応じた新たな看護を創造するための科目として「看護理論とその開発」を置き、関連する教育・研究業績をも

つ教授 2 名を配置し、オムニバス形式で担当する。さらに、学生の研究課題に応じて様々な研究方法を用いて研究を計画し遂行する能力を修得すため、「疫学的研究方法論」「質的研究方法論」「データサイエンス演習」「分子生命医科学特論」にそれぞれ質的研究、量的研究、実験研究に関する優れた教育・研究業績、専門性を有する教授を 1 ~ 2 名配置し、オムニバス形式（一部共同）で担当する。

また、専門科目においては、地域の健康及び保健・医療・福祉に関わる課題を看護の視点から幅広く分析し、検討する科目として、「地域基盤看護学特論」を置き、内容に関連する教育・研究業績が豊富な公衆衛生看護学、精神看護学、老年看護学の教授 3 名と准教授 1 名がオムニバスと一部共同授業で担当する。さらに、「地域基盤看護学特論」と「地域基盤看護学演習」は同じ教員が担当するが、二つの科目は主に研究指導教員が担当する。「地域基盤看護学演習」においては、学生の研究領域・課題に合わせて研究指導教員ごとに分かれて展開する授業と他の領域の学生、教員と共同で展開する授業を組み合わせて実施し、幅広い視点に加え研究指導科目との関連性、一貫性を確保する。

また、「実践看護学特論」「実践看護学演習」においては、臨床看護における実践的な看護の課題を探求する科目として設置し、この領域における豊かな教育・研究実績を持つ基礎看護学の教授 1 名、成人看護学の教授 2 名、老年看護学の教授 2 名、小児看護学の教授 1 名、家族看護学の教授 1 名、精神看護学の准教授 1 名が担当する。さらに、ゲノムサイエンスなどの生命医科学的アプローチからの看護の課題検討も視野に入れ、上記の担当教員に生命医科学の教授 1 名を加えて担当する。「実践看護学演習」は、学生の研究領域・課題に合わせて研究指導教員ごとに分かれて展開する授業と他の領域の学生、教員と共同で展開する授業を組み合わせて実施し、多様な視点から理解を深めるとともに、研究指導科目との関連性、一貫性を確保する。

研究指導科目は、看護学における専門領域において、優れた研究業績と研究指導経験を有する教授 11 名、准教授 5 名を配置し、幅広い視野に立脚しながら、高度かつ専門的な研究指導を行う。

## V-2. 担当教員の負担軽減について

博士後期課程を担当する教員は、看護学科および看護学専攻博士前期課程の教育を兼務する教員がほとんどであり、教員の負担の増加が懸念されるが、博士後期課程担当教員のうち 4 名は博士後期課程専任とし、看護学科及び博士前期課程を主に担当する教員と分担し、授業、研究指導における担当時間のバランスを図る。また、研究指導補助教員の負担軽減のため、補助教員は 1 年間に指導を担当するのは学生 1 名のみとし、複数学年の学生を重複して担当しないよう調整し、1 年間に「看護学特別研究」は I. II. III の内いずれか 1 科目のみ担当する。（資料 12）

授業の日程、開講時間は大学院設置基準第 14 条を適用し、時間割については資料 10 の通り平日の昼夜、および土曜日開講とし、柔軟に時間割を設定するが、教員の負担を考慮し、夜間や土曜日に授業や研究指導を担当している教員は平日に振り替えて休日を取得するほ

か、出勤時間を調整する。なお、本学の教員に対しては研究時間の確保、労務管理の観点から、従前から裁量労働制を採用している。

### V-3. 教員の年齢構成および定年の対象となる教員の扱い

博士後期課程設置時における担当教員の平均年齢は 59.9 歳となり、定年を超える教員は 7 名である（令和 6（2024）年 4 月 1 日予定）。

本学教員の定年は、「学校法人天使学園就業規則第 24 条」（資料 13）に基づき、満 65 歳と定められている。運営上、必要と認められたときは、嘱託教職員として 70 歳まで定年を超える教員を再雇用することができる。また、70 歳を超えた場合も、理事会の議を経て新たな条件で雇用することができる。これにより、完成年度まで担当教員を確保することは可能と考える。

完成年度末（令和 9（2027）年 3 月 31 日）の担当教員の年齢構成を表 2 に示す。

表 2 博士後期課程担当教員の年齢構成(完成年度)

	49歳以下	50~59歳	60~65歳	66~69歳	70歳以上
教授	0	3	2	2	4
准教授	0	2	2	1	0

完成年度以降に定年を超える担当教員は 7 名である。したがって、博士後期課程設置時の担当教員の約 6 割の 9 名は、担当教員としての継続が可能である。

さらに、博士後期課程における教育・研究の質の担保・向上、継続性を保つため、必要に応じて、定年を超える担当教員を嘱託教員または特任教員として採用する。完成年度に 65 歳以上を迎える学部教育を兼務する 2 領域の教授の退職後には、若手の教員の採用および登用を計画している。（資料 14）

また、看護学科には、博士後期課程担当教員以外に博士の学位を保有する若手教員が 3 名、完成年度までに学位取得が見込まれる若手教員が 4 名所属している。これらの看護学科教員に対しては、完成年度以降に登用していくために、担当教員として相応しい教育・研究・実践業績を積むことができるよう計画的に育成する。さらに今後、博士後期課程への進学を計画している看護学科の教員に対しては、学位取得を奨励するとともに、取得しやすい職場環境となるように環境整備に努めていく。教員の教育・研究能力や研究指導能力の向上を目指して、学内の支援・相談体制を強化するとともに、FD 等を通して研鑽の機会を設け、担当教員として相応しい高度な教育・研究能力並びに研究指導能力の修得と向上を図るよう、学内全体の体制を整えていく。

### V-4. 教員の教育・研究能力の質向上・教育の質改善

本学では、FDSD 委員会が主催し、全教員対象を対象とした研修会および大学院看護栄養学研究科が主催した研修会を年に各 2 回、助産研究科及び教職課程主催が主催する研修会を年に各 1 回開催している。（資料 15）

その他、学術振興委員会主催の科研費獲得を支援するセミナーが開催されている他、学内には学術振興委員会からの委託を受けた研究相談員がおり、若手教員の研究計画や研究費獲得の相談に乗る支援を恒常的に行っている。さらに、教員の優れた研究活動は、迅速に学内外に共有できるよう、本学ホームページ上で公表し、教員の研究意欲の向上に役立てている。また、研究倫理委員会主催の研究倫理研修会は、教員のみならず、大学院生も研究倫理委員会申請前には全員受講することが義務付けられている。

教員同士の授業参観や遠隔授業で使用した動画を学内 LAN 上で共有し、相互学習の機会が提供されている。

さらに学生による授業評価の結果は迅速に担当教員に戻され、教員は学生からの評価に対し授業の改善に関するコメントを記載し、学生ポータルサイトで公開されている。

また、年度末には毎年科目ごとに学生の成績、DP の到達状況、科目の目標達成状況、学生からの授業評価等を踏まえて教員が自己評価し、教務委員会に報告されている。これらの活動を通して教員の授業の改善に取り組んでいる。大学院修士課程においても、授業評価が実施されており、博士後期課程においてもこのシステムを導入し、評価を教員に適切にフィードバックし、より良い教育に繋げる計画である。

また、本学では、2020 年度より教員評価制度が導入され、教育実績、研究業績、社会貢献、大学運営の側面から評価が実施され、高得点獲得者には年間の教員研究費が増額されることから、教員の意欲の向上につながっている。

#### ○天使大学ホームページ 本学の研究活動

<https://www.tenshi.ac.jp/kenkyukatsudou/>

### V-5. 研究の実施についての考え方、体制、取り組み

教員の研究組織は、専門領域（研究室）ごとのグループ研究、個人研究、領域を超えた学際的研究に教員が個々に参加しているなど、多様な研究組織が学内外に存在する。大学としては個人研究費を支給する他、審査により選ばれた教員に特別研究費研究費支給し、支援している。

また、専門領域の教授は領域の研究をリードし、若手教員の研究を指導するなど、様々な形で研究の活性化を図っている。博士後期課程の学生の研究指導に当たっては、研究室の研究に参加するのではなく、学生個人の研究テーマと研究計画に沿って、個別に指導する。

研究設備に関しては、看護学における研究方法が、一般に調査研究が多く実験研究が少ない傾向にあることから、実験室や実験機器の使用頻度は低いと考えられるが、本学には生理学及び生化学的実験を行う場合の実験設備等が整っている。また、看護学実習室も有している事から、模擬病室として使用しての実験も可能であり、看護学の多様な研究方法を選択し、これらの研究を指導できる教員が研究指導教員に含まれている。

また、研究助手等の研究補助員は在籍せず、必要に応じて学生アルバイト等を募集して活用している。また、科学研究費の申請等の研究支援は事務局財務室が担当し、科研費に関する情報の伝達、事務作業等に関して教員の研究を補助している。

## VI. 教育方法、履修指導、研究指導方法及び修了要件

### VI-1. 教育方法、履修指導

#### 1) 教育方法・履修計画・履修指導

##### ①授業時間

本学修士課程においては、大学院設置基準第14条による教育方法の特例として授業を昼間の時間帯以外の、6時限（18:10～19:40）、7時限（19:50～21:20）及び土曜日にも開講しており、博士後期課程においても同様に実施する。

また、開講時間は学生の条件に合わせ、教員との調整により柔軟に対応する。

月曜日～金曜日				土曜日	
時限	時 刻	時限	時 刻	時限	時 刻
	昼間		夜間	1	9:00～10:30
1	9:00～10:30	6	18:10～19:40	2	10:40～12:10
2	10:40～12:10	7	19:50～21:20	3	13:10～14:40
3	13:10～14:40			4	14:50～16:20
4	14:50～16:20				
5	16:30～18:00				

##### ②修了要件

博士後期課程の修了要件は、「天使大学大学院看護栄養学研究科学則」（資料3）の第32条及び第33条に定める通り、「3年以上在学し、14単位以上修得し、かつ必要な研究指導を受け、博士論文の審査及び最終試験に合格すること」とする。

ただし、優れた業績を上げた者は1年以上在学すれば足るものとする。

修了に必要な単位数は、下記の要件による14単位以上とする。

- ・基盤科目の必修科目と選択科目から合計4単位以上修得すること
- ・専門科目の中から特論と演習を各2単位、合計4単位以上修得すること
- ・研究指導科目の看護学特別研究ⅠからⅢの各2単位、合計6単位以上修得すること

##### ③履修計画・履修指導

入学時ガイダンスにおいて看護学専攻主任は、博士後期課程における教育課程の概要および、修了までに到達すべき目標（DP）と設置科目との関連性についてカリキュラムマップ（資料7）を用いて説明する。また、院生の研究に必要な授業科目の選択・履修方法や修了要件、博士論文提出までのスケジュールについて、履修要項（資料6）・授業概要・履修モデル（資料8）等を参考に指導する。

指導教員は学生が履修計画を作成するにあたり、個々の学生の希望や事情、研究計画に合わせて修了までをイメージして履修計画を作成できるよう支援する。

その際、希望する学生には博士前期課程の聴講を認めるほか、TA の制度を説明し、修了後の進路も考慮した学修計画を支援する。

#### ④教育方法

本課程の入学者は、保健医療分野の実践現場に就業している看護職者や大学等の教育機関に勤務している社会人を想定している。成人学習者としての経験や疑問、課題をもとに主体的に学修できるよう支援する。また、遠隔地から本学での学修を希望する学生にも門戸を開放し、大学院で就学を継続し、高度な知識と教育研究能力を養うことができるよう、充分な教育効果が得られる授業については、遠隔授業を実施する。遠隔授業を実施する科目、時間数については、開講科目一覧で明記し、研究科委員会で審議する。

研究指導においては、学生と研究指導教員および副研究指導教員の合意のもとに、大学院生に配慮した時間を設定し、個別の指導計画をたて運用する。

### VI-2. 修業年限

標準修業年限は3年とする。ただし、学生の個別の状況に応じ、長期履修制度等を活用した履修計画を支援する。

#### 1) 長期履修制度

標準修業年限は3年であるが、研究科長に願い出、学長の許可が得た場合は、在学年限を6年まで延長することができる長期履修制度を設ける。また、所定の手続きにより、出願時に選択した修業年限を変更することができる。なお、在学年限は原則として標準修業年限の2倍である6年を超えることはできない。（資料3）

長期履修制度を利用する学生には、指導教員が履修モデル（資料8）を参考に学生との相談の上、個別に履修計画を支援する。

#### 2) 在学期間短縮（大学院設置基準第18条）

本課程においては、大学院看護栄養学研究科学則第25条に基づき、「教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に他の大学院において修得した単位又は科目等履修生の制度により修得した単位を本研究科の課程修了の要件となる単位として、15単位を超えない範囲で認定することができる」とする。この学則の適用により単位が認定された者が就業期間を短縮し、本課程において学位を取得しようとする場合には、単位の取得状況及び研究の進捗状況を慎重に検討したうえで、履修モデルを参考に指導教員の指導のもと履修計画を作成し、研究指導を受け予備審査を経て学位論文を提出するものとする。（資料3 天使大学大学院看護栄養学研究科学則第33条の2）

なお、履修計画は、看護学専攻博士後期課程会議の審議を経て承認する。

### VI-3. 研究指導科目及び研究指導の方法

#### 1) 研究指導体制（資料6 履修要項3ページ）

研究指導教員は主任指導教員1名、副指導教員1名以上で構成される。主任指導教員は学生の学位論文作成、科目履修に対して責任ある指導を行う専攻分野の教員である。副指

専任教員は、院生の学位論文作成を補助的に指導する専任教員であり、支援教員として院生の学業・研究以外についてもサポートを行う教員である。主任指導教員、副指導教員の決定は、入学前からの学生との相談及び希望により、最終的に研究科委員会において決定される。入学前の相談は、原則として入学後に研究指導を担当することが可能な教員が当たる。入学前の相談により、研究に関する事前学修が必要と判断された場合は、入学前に本学の科目等履修制度（資料23）や研究生制度（資料24）の利用により事前学修することを推奨し、入学後の研究、学修を円滑に勧められるよう支援する。

これらの研究指導教員は、学生の問題意識、研究課題の把握を基に、研究を計画し実施するために必要な学修内容、科目の履修を指導し、基盤科目、専門科目および研究指導科目の学修を通じて研究を計画的に進め、博士論文の完成に至るよう学生を指導する。

研究指導教員および研究副指導教員は、面接または、電子メール、電話、遠隔機器の活用等多様な方法により学生の状況に応じ、必要な研究指導を行う。

## 2) 研究指導科目

学生が研究を計画するにあたって、自己の研究課題を明らかにするための科学的、かつ適切な研究方法を選択し自己の研究に発展的に活用できるよう、基盤科目に「質的研究方法論」「疫学的研究方法論」を設置し、さらにデータサイエンスに必要なアルゴリズムを用いた統計学的手法を学ぶ「データサイエンス演習」を置く。

また、専門科目において自己の関心領域に関わる研究課題について、幅広い専門知識の学修と文献検討、他の学生や教員との討議等を経て自己の研究課題を絞り込む。

研究指導科目としては「看護学特別研究Ⅰ」「看護学特別研究Ⅱ」「看護学特別研究Ⅲ」（各必修2単位）が設置されており、研究指導教員による段階的な指導を受ける。

「看護学特別研究Ⅰ」は、研究計画作成に向けて、文献検討、および予備研究を指導教員の指導を受けつつ研究計画を検討する。「看護学特別研究Ⅱ」は、指導教員の指導を受け、研究計画の作成、発表および予備審査を通して研究を具体的に進める。「看護学特別研究Ⅲ」は、指導教員の指導を受け、データ収集、分析及び論文執筆を具体的に進める。

## VI-4. 博士論文作成スケジュール

博士論文の質を確保し、確実な論文完成のために、博士論文の作成までのスケジュールは次の通りとする。（資料6 履修要項4ページ）

### 1) 入学前の研究計画事前相談（入学前）

希望する研究指導教員と入学前に事前相談を行い、博士後期課程入学後の研究計画について相互理解を図る。入学前の相談は、原則として入学後に研究指導を担当することが可能な教員が当たる。

### 2) 研究指導教員の決定（1年次4月）

- ①希望する主任指導教員名を専攻主任に提出する。
- ②主任指導教員と院生の協議によって副指導教員を1名以上置くこととする。
- ③専攻主任は専攻会議に報告を行い、研究科委員会で承認する。

3) 履修計画等の指導（1年次4月）

研究に必要な授業科目の選択・履修方法や修了要件について、専攻主任から履修要項・授業概要を参考に指導を受ける。

4) 「論文研究計画書」の立案及び審査（1年次7月～2年次5月）

①決定した研究課題に関し、先行研究の整理、仮説の設定を行い、研究計画を立案する。

②文献検索方法、文献読解方法、倫理性への配慮などについて、研究指導教員から指導を受け、「学位論文研究計画書」の立案を行う。

③文献検討、予備調査等に基づき研究方法を検討する。

④「学位論文研究計画書」に基づき研究計画発表を行い、研究計画の審査を受ける。

研究計画書は発表会の2週間前までに学務課に研究計画書審査願とともに提出する。

（2年次4月）研究計画の発表は、発表20分、質疑応答10分とする。

⑤発表会終了後、研究指導教員等（看護学専攻会議構成員）は、審査基準に基づき審査を行う。必要に応じて研究計画書修正後、再審査を行う。

審査結果は専攻主任が専攻会議で報告し、研究科委員会にて承認する。

5) 研究倫理委員会審査（1年次10月～2年次5月）

研究倫理の観点から、研究倫理審査委員会の審査を受け、承認を得る。

6) 研究の遂行（1年次9月～3年次9月）

①1～2年次は文献検討、予備調査を行い研究方法の検討をすると同時に、副論文としてまとめる準備をする。

②研究科委員会で決定した研究方法で研究倫理委員会の承認後からデータ収集を開始し、データ解析、研究の成果をまとめる。

③研究指導教員と研究の進行状況を確認し、またデータ収集やデータ解析の方法について指導を受け、研究を遂行する。

④研究科委員会で承認後、研究計画に変更が生じた場合は、学生は研究指導教員を通じ専攻主任に「学位論文研究計画書」を提出し、専攻会議で報告後、研究科委員会の承認を得る。同様に、研究倫理委員会にも研究計画の変更届を提出する。

7) 研究経過の中間報告（2年次から発表可）（2年次3月）

①学位論文研究中間発表会にて、院生は現時点での研究内容の中間報告を行う。

発表30分、質疑・討論15分とする。

②研究指導教員等（専攻会議構成員）は「学位論文研究計画書」に基づき研究が行われているかどうかを確認し、質疑応答を行う。院生は修正箇所があれば修正を行う。

8) 学位論文の作成及びその指導（3年次4月～9月）

学位論文全体の構成、図表の作成、引用文献の整理など、論文のまとめ方について、研究指導教員から指導を受け学位論文を作成する。

9) 主査及び副査の決定（3年次9月）

①院生の論文審査に関わる主査1名と副査2名を研究科委員会で決定し、院生に通知する。

②主査は、主任指導教員以外の研究指導資格を持つ教員が担当する。

③副査は、研究指導教員または研究課題に近い専門分野で研究指導の資格を有する専任教員が担当する。

④副査のうち 1 名は、研究科委員会で承認された学外者に委任することができる

#### 10) 学位論文予備審査（3 年次 9 月～11 月）

院生は、学位論文本審査並びに最終試験の受審資格を得るため、所定の期日までに博士論文、論文要旨、副論文の写し、予備審査願等の関係書類を学務課に提出し、予備審査を受ける。

主査と副査は提出された学位論文及び関係書類の適切性、単位の取得状況など学位論文提出要件の有無を確認し、学位論文本審査及び最終試験の対象として承認か否かについて審査する。審査後、主査は予備審査結果報告書を作成し、研究科委員会に報告する。

審査期間は論文提出から一か月程度とする。

審査の結果、学位論文本審査の対象として修正が必要とされた場合、学生は、研究指導教員の指導を受けながら、最終提出に向けて論文の修正をする。

#### 11) 学位論文の提出（3 年次 1 月初旬）

学位論文は指定した期日（学事暦に定められた日時）までに、学位論文審査願及び論文要旨（別紙第 2、3 号様式）、副論文の写しを添付し、学務課へ指定された部数を提出する。

#### 12) 学位論文の審査及び最終試験（口述試験）（3 年次 2 月初～中旬）

学生は、学位論文審査会（公開）において研究論文について発表し、研究の内容に関する質疑及び口頭試問を受ける。発表 30 分、質疑・討論 15 分とする。

審査により要修正または再審査と判断された場合、学生は学位論文の再提出または再審査を求められることがある。

### VI-5. 研究倫理審査体制

本学には、研究倫理委員会を設置しており、目的を「天使大学における人を直接の対象とした心身の侵襲を伴う研究に関して、ヘルシンキ宣言並びに文部科学省及び厚生労働省、経済産業省が定めた『人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針』に沿って、本学の教員及び大学院生から申請された研究計画の内容を倫理面から審査し、必要な業務を行うこと」としている。（資料 16）

委員は、看護栄養学研究科長、助産研究科長、学長が任命する人文・社会科学の有識者 1 名、学長が任命する研究対象者の観点を含め、一般の立場から意見を表明することができる職員 1 名、及び学長が委嘱する学外の有識者 2 名から構成され、委員会の事務は事務局財務室が担当している。委員会は毎月一回開催され、開催日時及び書類の提出期日等が学内で公表され、申請に必要な書式はいつでもダウンロードできるよう共有されている。

また委員会は、毎年 1 回、研究倫理に関するセミナーを開催し、受講者には受講証明書が発行されている。

研究倫理委員会規程第7条に、「研究責任者は、研究を実施しようとするときは、あらかじめ研究計画書及び『天使大学における人を対象とする研究倫理審査申請書』を作成し、委員会の意見を聴くこと」と定められている。このことにより天使大学の教員、大学院看護栄養学研究科、助産研究科に所属する学生は、人を対象とする研究を計画する場合には、研究倫理委員会に申請し、承認を得て研究を実施する必要がある。研究指導教員は、研究を計画する学生に対して、研究倫理についての理解を深めるための指導とともに、研究倫理委員会の申請に関する研究倫理申請書、研究計画書等の必要書類の記載を指導する。また、研究倫理委員会における説明や、書類の修正等を求められた場合の対応についても指導する。

## VI-6. 博士論文審査及び修了認定

### 1) 研究計画審査（2年次4月）

研究計画発表会終了後、研究指導教員等（看護学専攻会議構成員）は、審査基準に基づき審査を行う。必要に応じて研究計画書の修正を求め、修正後再審査を行う。

審査結果は専攻主任が看護学専攻博士後期課程会議で報告し、研究科委員会にて承認する。

### 2) 学位論文予備審査（3年次9月～11月）

#### ①学位論文審査委員の決定

学位論文審査委員会は学生1名に対し主査1名、副査2名で構成する。

主査は、学位論文審査及び予備審査を行う。研究科委員会で決定し、各学生につき1名する。主任指導教員以外の研究指導資格がある教員が担う。

副査は学位論文審査及び予備審査を行う。研究科委員会で決定し、各学生につき2名とする。副査は、研究指導教員が担当することができる。また、副査のうち1名は研究委員会で承認された学外者に委任できる。

#### ②学位論文予備審査

学位論文審査委員会は、提出された学位論文及び関係書類の適切性、単位の修得状況など学位論文提出要件の有無を確認し、学位論文本審査並びに最終試験の対象として承認か否かについて審査する。審査後、主査は予備審査結果報告書を作成し、研究科委員会に報告する。審査期間は論文提出から一か月程度とする。

審査の結果、学位論文本審査の対象として修正が必要とされた場合、研究科委員会に報告後に院生に修正事項に関する助言をし、修正を求める。院生は、研究指導教員の指導を受けながら、最終提出に向けて論文の修正をする。

### 3) 学位論文の審査及び最終試験（口述試験）（3年次2月初～中旬）

#### ①学位論文審査委員会（公開）にて審査を実施する。

#### ②学位論文審査会の質疑は口述試験による最終試験を兼ねる。

#### ③審査は①②に基づき、審査委員会（公開）後に開催される看護学専攻博士後期課程会議において行う。主査は審査報告書を作成し学務課へ提出する。

### 4) 学位論文の合否判定（3年次2月）

主査及び副査は学位論文を最終的に確認し、審査報告書をもとに研究科委員会に報告する。研究科委員会にて合否を判定する。

### 5) 博士後期課程の修了認定（3年次3月）

- ①看護学専攻博士後期課程会議は学位論文及び最終試験の合否判定結果と当該学生の単位修得状況に基づき修了認定について審査を行い、研究科委員会に付議する。
- ②研究科委員会にて、看護学専攻博士後期課程会議における審査結果と当該院生の単位修得状況に基づき、博士後期課程修了の合否を判定する。
- ③修了の要件は、大学院に3年以上在籍し、所定の単位を修得しつつ必要な研究指導を受けたうえで学位論文を提出し、その審査及び最終試験に合格することである。

## VI-7. 博士論文審査基準

### 1) 論文提出条件

博士論文を提出するためには、以下の条件を満たしている事が必要である。

- ①博士後期課程の3年次に在学し、必要な研究指導を受けている。
- ②所定の単位を修得または修得見込みである。
- ③博士論文に関連した研究成果の一部を、査読制度のある国内外の学術雑誌もしくは、研究科委員会がこれらに準ずると認定した学術刊行物に副論文として投稿し、筆頭著者として一編以上掲載、または受理されている。
- ④学位論文予備審査に合格している。

### 2) 論文審査基準

博士論文審査は以下の基準に基づいて合否を判定する。

#### 1. 学術的重要性・研究目的の妥当性

- ①学術的に看護学上の課題に係る研究課題である。
- ②問題意識が明確で、研究目的の設定が適切である。
- ③看護学の発展に寄与する応用的価値の高い研究である。

#### 2. 文献検討の妥当性

- ①研究課題に関連する国内外の先行研究を十分にクリティカルし、関連が明確である。
- ②当該専門領域における研究の意義や重要性を位置づけている。

#### 3. 研究倫理の遵守・倫理的手続きの妥当性

- ①研究対象者への倫理的配慮が十分である。
- ②生命の尊厳を尊重し、かつ、研究倫理が遵守されている。
- ③科学的妥当性・倫理的妥当性が確保されている。
- ④研究倫理の観点から研究倫理委員会の承認が得られている。

#### 4. 研究計画・方法の妥当性

- ①研究目的に応じた適切な研究デザインを採用している。
- ②研究目的を達成するために適切な科学的な研究方法を採用している。
- ③研究方法が具体的に論述されている。

#### 5. データ分析・考察の論理性

- ①データ分析が科学的な研究方法を用いてなされている。
- ②データ分析の手順が具体的に論述されている。
- ③研究結果の分析・考察が論理的で明確である。
- ④先行研究との議論が論理的になされている。

#### 6. 論述の論理性・一貫性

- ①論旨が明確で、論理的一貫性がある。
- ②結果と考察の整合性がある。

#### 7. 研究の独創性・新規性

- ①研究に学術的独創性や新規性、発展性が認められる。
- ②今後に向けての新たな提案が盛り込まれている。

#### 8. 執筆要領との整合性

- ①指定された書式に則り適切に執筆されている。

### VI-8. 論文及び審査結果の公表

審査に合格した博士論文は、1年以内に査読付きの学術雑誌に投稿、公表することとする。また、論文は本学図書館で保管するとともに、本学のホームページにおいて論文の題名、要旨及び審査結果を公表する。天使大学リポジトリでの公開は、投稿論文の学術雑誌掲載後とする。

## VII. 施設・設備

### VII-1. 校舎・施設

本課程の教育・研究に使用する施設・設備は、既存の天使大学の校舎と施設・設備を共用する。

平成16年に助産研究科の設置に合わせて新築した8号館は、主に大学院の講義や演習、研究発表を行う講義室やゼミ室、学生が主に研究を行う院生学習室、また、休憩、交流ができるラウンジ、専用ロッカー室を備えている。

大学院設置基準第19条および第22条により、博士後期課程の教育研究に必要な設備として、共用の講義室4室、院生学習室1室（博士前期課程と共に）を用意した。

本課程の設置に伴う新たな建物や大規模な機材の整備は、行わないが、大学院生が使用できる充分なスペースを確保し、必要な施設は備えている。

### VII-2. 院生学習室

大学院生の学修、研究の場として専用の院生学習室を設置し、博士後期課程の学生用として机、パソコンを6人分用意している（資料17）。また、データ整理や論文作成するためには必要な統計ソフトやインターネット環境を整備し、常時、活用できるようにしている。なお、院生学習室の出入りは暗証番号によるロックにより、管理している。

## VII-3. 図書館等

2020年4月に新棟に図書館を移設し、閲覧室 103席、ラーニングコモンズ 54席、グループ学習室3室（小2室：10席、大1室：12席）、AVルーム1室 12席を備え学習環境を整備した。

図書館の開館時間は、平日は8時50分から21時、土日も学修支援のために10時から15時まで開館している。

所蔵資料は、和書約54,000冊（内看護関連は約18,800冊）、洋書約3,400冊（内看護関連は約600冊）、電子書籍約870冊、視聴覚資料約2,700点（内看護関連は約830点）、和雑誌約200誌、洋雑誌24誌を所蔵している。看護学と栄養学関連の資料を重点的に選定し、大学院生の研究にも対応できる資料を所蔵しており、OPAC（Online Public Access Catalog）で検索できる。

情報検索用設備は、デスクトップパソコン6台、貸出用ノートパソコン10台、また、学生個人のパソコン、スマートフォン等で利用できるように無線LAN環境も整備している。

学術データベースは、CINAHLやMEDLINE、医中誌Web、メディカルオンライン等が利用でき、学外からのリモートアクセスにも可能な限り対応している。

電子ジャーナルは、看護学関連の“Journal of Advanced Nursing” “International Journal of Nursing Studies”等を約4,600誌購読し、フルテキスト入手しやすい環境を整えている。

研究・調査に必要な資料を速やかに提供するためレファレンスサービスに力を入れている他、独自の文献検索マニュアルの作成、文献検索ガイドの実施等、学生への情報リテラシー支援も実施している。

他大学図書館との協力については、北海道地区大学図書館協議会に加盟し、加盟する図書館を直接訪問し、所蔵資料の閲覧及び複写のサービスが利用できる環境を整えている。

研究成果に基づいた質の高い医療・看護を提供できる看護学の教育者、研究者を育成する目的の本課程に対して、今後も引き続き、最新の資料と情報を提供できる環境を整えていく。

### ○天使大学図書館ホームページ

<https://www.tenshi.ac.jp/lib/>

## VII-4. 学生の厚生に対する配慮及びハラスメント防止

### 1) 学生活支援

大学院学生生活ガイドブックに基づき、健康管理、奨学金等の案内をし、学務課を中心となり快適で安全な学生生活を支援する。

健康診断が必要な学生には、学部との調整を図り、健康診断の機会を確保する。また、大学の嘱託医師にも学生の受診等に際しての協力を依頼する。

### 2) ハラスメント防止

本学にはハラスメント防止委員会（資料18）およびキャンパス・ハラスメント対策委員会（資料19）があり、ハラスメントの事案に対応する他、学部生、一部の大学院生を

対象に年に一回、ハラスメント防止研修会を開催している。また、教職員対象にハラスメント防止研修や相談員研修を実施し、ハラスメント防止に関する啓発活動を行っている。さらに、学部生、大学院生の全員を対象に年に一度のハラスメント実態調査を実施し、その結果を教授会等で報告し、討議している。

学内にはハラスメント相談員が指名されており、学生にも周知されている他、保健相談室には保健師又は看護師免許を有する保健相談員が常駐し、予約により臨床心理士に相談できる学生相談室も大学院生を対象に活動している。

## VIII. 入学者選抜の概要

看護学専攻博士後期課程においては、看護学及び保健医療分野の発展に貢献し、人々の健康に寄与する研究者、教育者のリーダーとなるこれから社会のニーズに応え得る人材を育成するために、学力の3要素を考慮し以下の選抜により学生を受け入れる。

### VIII-1. 入学者受け入れの方針（アドミッションポリシー:AP）

- AP 1 : 看護学を探求するために必要な基礎学力・研究力を有する人
- AP 2 : 専門職業人として高度な実践、看護学の発展に貢献したい人
- AP 3 : 自身の考えを表現し、他者と協働するコミュニケーション能力を有する人
- AP 4 : 専門職業人としての高い倫理観を探求し、人間愛の実践を志す人

### VIII-2. 出願資格

本課程の出願資格は、入学年度の4月1日において、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する者とする。なお、アドミッションポリシーに基づき、入学者は、看護系および看護系以外の修士の学位を取得している看護職を原則とするが、看護職の資格を有さない社会人等に対しても入学資格を認め、多様な学生の受け入れを図り、門戸を広げることとする。

- ①修士の学位または、専門職学位を有する者および令和6年3月31日までに授与される見込みの者
  - ②外国において、修士の学位に相当する学位を授与された者および令和6年3月31日までに授与される見込みの者
  - ③文部科学大臣の指定した者
  - ④その他、本研究科において、個別の出願資格審査により修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で入学時に24歳に達している者
- 出願資格審査は、大学院看護栄養学研究科看護学専攻博士後期課程会議が行う。

### VIII-3. 選抜方法

本課程の選抜区分は「一般選抜」とし、10月と1月の2回実施する。募集人員は2名とする。

受験生が出願前に、入学後の研究について志望する研究指導教員と連絡を取り、研究計画、出願資格の有無等について教員との充分な相談、検討を行う機会を設ける。なお、事前

相談は、入学後も在籍し研究指導が可能と見込める教員が対応する。事前相談を受ける教員は、志願者の希望する研究内容と指導教員の専門領域が、合致しているかを確認する。また、志願者が多様な背景、経歴を持つことを考慮し、志願者の関心内容やこれまでの学修、研究の経験等について丁寧に聞き取り、入学後のスケジュール等も示したうえで事前相談をする。事前相談後は、研究指導教員間で、学生の志望理由、希望する研究内容に関する情報の共有と協議を行い、適切な指導体制が構築できるように調整を行い、志願者に情報を提供し受験に臨んでもらう。

入学者選抜は、本課程の教育を受けるに相応しい能力と適正を備えた人材を判断するために、英語の筆記試験、小論文試験、面接（本課程志望理由書および研究計画書に基づく口頭試問を含む）及び出願書類から総合的に評価する。

#### VIII-4. 選抜体制

研究科委員会は、入学者選抜方針および入学者選抜要項を作成し、入学者選抜試験を管理、実施する。合否の判定は、研究科委員会で審議し、学長が決定する。

#### VIII-5. 選抜基準

入学者選抜は、筆記試験と小論文試験、面接試験および出願書類審査にて行う。アドミッション・ポリシー、学力の3要素との関連を資料4に示す。アドミッション・ポリシーと各試験内容との関連は表2に示す通りであり、評価基準は各科目と研究計画書に基づく面接試験それぞれに合格基準を設定し、修士課程修了と同等の学力、研究能力があることが認められ、全ての基準を満たした学生を合格とする。

表2 入学者選抜試験 審査の評価基準

	評価基準	アドミッション ポリシー
筆記試験：英語	研究に必要な国内外の文献を理解するための基礎的な英語の読解力を有している	AP1
小論文試験	設問の意味を的確にとらえ、論理的に明確に表現できる	AP1 AP2
面接試験及び出願書類審査	入学目的・動機が明確である 学修意欲がある 研究・教育・専門領域に関する見識がある 研究テーマ及び研究計画 論理的思考力があり、明確に表現できる	AP1 AP2 AP3 AP4
合格判定基準	筆記試験、小論文、面接及び出願書類審査の評価基準を満たしている場合を合格とする。	

#### VIII-6. 入学検定料

30,000 円とする。

## VIII-7. 学納金（予定）

①入学金 : 150,000 円

②授業料 : 680,000 円

以上、合計で初年度納入金は 830,000 円である。

ただし、天使大学設置校で教育を修了した者は、入学金及び施設設備費、実験実習費を全額免除する。また、他大学で教育を修了した者についても、施設設備費、実験実習費を全額免除する。学生には、院生研究費を支給する。また、奨学金制度を整備するなど学修を支援する体制を整備している。

札幌市内の国公立大学の授業料が年間約 50 万円以下であるのに比べてやや高額であるが、学生の負担を軽減するために、天使大学設置校で教育を修了した者は、入学金及び施設設備費、実験実習費を免除し、他大学の修了生についても施設設備費、実験実習費を免除することにより、博士課程への進学希望者が進学しやすい学生納付金を設定した。

## X. 管理運営

### X-1. 研究科委員会

本課程の管理運営に当たっては、既存の研究科委員会が博士前期課程及び博士後期課程の両課程を管理する。（資料 20）研究科委員会は、研究科長及び研究科において学生の研究指導を担う教授により組織され、学部の教授会とは別組織として研究科長により自立して運営される。学長は、委員会に出席し意見を述べることができる。

研究科委員会の事務は事務局総務課が担当する。

研究科委員会の審議事項は、以下のとおりとする。

- (1) 学生の入学及び課程の修了
- (2) 学位の授与
- (3) 教育研究に関する重要な事項で、委員会の意見を聞くことが必要なものとして学長が定める事項

委員会は、前項に定めるもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、学長の求めに応じて意見を述べる。ことができる。

但し、博士後期課程に関する単位認定および学位審査等の事項についての審議は、博士後期課程で研究指導を行う教授が構成員となる大学院看護学専攻博士後期課程会議にて審議決定を行う。

### X-2. 看護栄養学研究科看護学専攻会議

看護学専攻博士前期課程が開設した 2006 年より、看護栄養学研究科委員会の下部組織として、看護栄養学研究科看護学専攻会議を設けて、看護学専攻の管理運営にあたっている。構成メンバーは、看護学特別研究担当者、および大学院科目担当者（教授、准教授、講師）である。

専攻会議の審議事項は、以下のとおりである。

- (1) 専攻又は、課程科目的授業及び履修方法、並びに専攻又は、課程の研究計画に関する事項
- (2) 専攻又は、課程科目授業を担当する教員の配置に関する事項
- (3) その他専攻又は課程の運営に関する事項で研究科長が委任した事項

天使大学大学院看護栄養学研究科看護学専攻博士後期課程の上記の内容については、看護学専攻会議に看護学専攻博士後期課程会議を置き、博士後期課程に関する管理運営および学位論文審査のための会議とする。会議は、原則として月に1回開催する以外に研究科長が必要と認めた場合、および構成員の3分の1以上の要請があった場合についても臨時で開催する。博士後期課程会議の構成員は、看護学特別研究担当教員および博士後期課程科目担当者（教授、准教授）である。

## X I. 自己点検・評価

本学の自己点検・評価の組織体制は、令和2（2020）年に制定された「天使大学内部質保証推進規程」に基づいて編成、整備されている（資料21）。

実施組織は、「内部質保証推進委員会」として、看護学科、栄養学科、教養教育科、看護栄養学研究科、助産研究科の代表者から構成されている。

内部質保証推進委員会は本学における（1）自己点検・評価であること（2）認証評価機関による評価の受審であること（3）前2号の点検・評価に関する学長への提言すること（4）点検・評価の情報の公開であること（5）その他本学の内部質保証することを審議することを役割としている。

本学の自己点検・評価は、大学基準協会が示す主要点検・評価項目に従って毎年実施し年報としてまとめ、学内報告会を実施しており、恒常的な点検・評価を行うためのシステムは確立している。

大学院看護栄養学研究科の自己点検・評価においては、学部教育と同様、「教育課程・学修成果」「学生の受け入れ」「学生支援」「FD・SD」「入学者選抜」「キャリア支援」「地域連携」等について自己点検・評価し、年報として報告、公表している。大学院における学修成果の可視化に関しては、令和2（2020）年度より修士課程のコース毎にディプロマ・ポリシーに関する自己評価を、評価ループリックを用いて行っており、学生と教員が相互評価できるようにしている（資料11）。博士後期課程においては、リサーチ・ループリックの活用を検討している。

外部による認証評価として、第三者機関である大学基準協会による大学評価を平成30（2018）年に受審し、次回は令和7（2025）年の受審を計画している。

その他、主に学部教育が対象ではあるが、日本看護学教育評価機構による看護学分野別認証評価を令和6（2024）年に受審する計画をしている。

## X II. 情報の公表

本学は学校教育法第 113 条、学校教育法施行規則第 172 条の 2、および本学の情報公開規程（資料 22）に基づき、大学ホームページにて情報を公開している。

また、大学院設置基準第 14 条の 2 第 2 項に規定する学位論文に係る評価にあたっての情報は、学生が学外からも自由にアクセスできる学生ポータルサイト（T-NAVI）の履修要項に掲載され、公開されている。

### ○大学ホームページ 情報の公表

<https://www.tenshi.ac.jp/daigaku/info/>

### ○T-NAVI 学生支援ポータルサイト

<https://t-navi.tenshi.ac.jp/up/faces/file>

/大学院看護栄養学研究科履修要項.pdf

- ア 大学の教育研究上の目的及び 3 つのポリシーに関すること  
トップページ>情報の公開>大学の教育研究上の目的に関すること
- イ 教育研究上の基本組織に関すること  
トップページ>情報の公開>教育研究上の基本組織に関すること
- ウ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること  
トップページ>情報の公開>教員組織、教員の数に関すること  
トップページ>情報の公開>各教員が有する学位及び業績に関すること
- エ 入学者に関する受け入れ方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること  
トップページ>情報の公開>入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数、その他進学及び就職等の状況に関すること
- オ 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること  
トップページ>情報の公開>授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画
- カ 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること  
トップページ>学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること
- キ 校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること  
トップページ>情報の公開>校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
- ク 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること  
トップページ>情報の公開>授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること

- ケ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること  
　トップページ>情報の公開>大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること
- コ その他
- ・学則等各種規程
  - ・設置関係書類（設置認可申請書、設置届出書、設置計画履行状況報告書）
  - ・自己点検評価報告書
  - ・認証評価の結果等
- トップページ>情報の公開>大学の教育研究上の目的に関すること  
　トップページ>情報の公開>その他の情報
- サ 大学院
- ・学位論文に係る評価に関するこ T-NAVI 履修要項  
　トップページ>T-NAVI 学生支援ポータルサイト>◆◆2022 年度履修要項（PDF  
版）◆◆ 大学院看護栄養学研究科
  - ・博士論文の要旨及び審査結果の報告書は、機関リポジトリに登録申請し、公開する  
天使大学リポジトリ：  
　トップページ>図書館>Snowdrop 天使大学リポジトリ

## 資 料 目 次

- 資料 1 北海道内看護系大学教員の博士号学位保有割合  
資料 2 全国の学位保有率  
資料 3 天使大学大学院看護栄養学研究科学則（2024年4月1日施行）  
資料 4 3ポリシーと学力の3要素  
資料 5 教育課程構成図  
資料 6 看護学専攻博士後期糧履修要項（案）  
資料 7 博士後期課程カリキュラム・マップ  
資料 8 履修モデル図  
資料 9 博士後期課程開講時期及び研究指導  
資料 10 博士後期課程授業時間割  
資料 11 看護栄養学研究科看護学専攻ループリック評価表  
資料 12 担当時間数  
資料 13 学校法人天使学園就業規則  
資料 14 学校法人天使学園特任教員に関する規程  
資料 15 FDSD 実施状況  
資料 16 研究倫理委員会規程  
資料 17 院生学習室見取り図  
資料 18 学校法人天使学園ハラスメントの防止と解決に関する規程  
資料 19 天使大学キャンパス・ハラスメントの防止等に関する規程  
資料 20 天使大学大学院研究科委員会規程  
資料 21 天使大学内部質保証推進規程  
資料 22 学校法人天使学園情報公開規程  
資料 23 天使大学大学院科目等履修生規程  
資料 24 天使大学大学院研究生に関する規程  
資料 25 研究方法論特論シラバス

## 北海道内看護系大学教員の博士号学位保有割合

	教員数	博士学位保有人数	%
北海道大学	21	17	80
札幌市立大学	44	22	50
名寄市立大学	23	0	0
天使大学	33	12	36
日本赤十字北海道大学	37	9	24
北海道医療大学	44	11	25
旭川大学	28	2	7
北海道文教大学	21	5	23
札幌保健医療大学	30	6	20
北海道科学大学	29	10	34.4
日本医療大学	40	12	30
	350	106	30.2
旭川医科大学	28	不明	
札幌医科大学	32	不明	

ホームページより独自に作成

**表1-6.最上位取得学位名称別の教員数****2020年度**

学位名称	国立大学 (回答課程数=42)				公立大学 (回答課程数=50)				(人)	
	学士	修士	博士	学位なし	合計	学士	修士	博士	学位なし	
看護学	31	319	222		572	98	713	414		1,225
保健学	0	77	216		293	2	83	127		212
医学	3	9	117		129	0	6	90		96
教育学	0	8	3		11	1	31	16		48
学術	0	3	24		27	0	14	15		29
その他	1	39	37		77	7	129	77		213
合 計	35	455	619	8	1,117	108	976	739	20	1,843

学位名称	私立大学 (回答課程数=194)				全 体 (回答課程数=286)					
	学士	修士	博士	学位なし	合計	学士	修士	博士	学位なし	合計
看護学	308	2,293	913		3,514	437	3,325	1,549		5,311
保健学	5	309	298		612	7	469	641		1,117
医学	0	24	297		321	3	39	504		546
教育学	8	171	26		205	9	210	45		264
学術	5	131	89		225	5	148	128		281
その他	89	797	333		1,219	97	965	447		1,509
合 計	415	3,725	1,956	171	6,267	558	5,156	3,314	199	9,227

**2021年度**

学位名称	国立大学 (回答課程数=42)				公立大学 (回答課程数=50)				(人)	
	学士	修士	博士	学位なし	合計	学士	修士	博士	学位なし	
看護学	38	307	226		571	90	727	439		1,256
保健学	1	88	218		307	2	77	129		208
医学	2	6	111		119	0	5	93		98
教育学	0	6	3		9	1	25	14		40
学術	0	3	16		19	0	10	14		24
その他	1	32	43		76	7	123	82		212
合 計	42	442	617	8	1,109	100	967	771	18	1,856

学位名称	私立大学 (回答課程数=197)				全 体 (回答課程数=289)					
	学士	修士	博士	学位なし	合計	学士	修士	博士	学位なし	合計
看護学	289	2,327	1,023		3,639	417	3,361	1,688		5,466
保健学	5	294	307		606	8	459	654		1,121
医学	0	20	290		310	2	31	494		527
教育学	11	165	29		205	12	196	46		254
学術	3	133	90		226	3	146	120		269
その他	88	778	344		1,210	96	933	469		1,498
合 計	396	3,717	2,083	140	6,336	538	5,126	3,471	166	9,301

## 天使大学大学院看護栄養学研究科学則（案）

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 天使大学大学院看護栄養学研究科（以下「本研究科」という。）は、教育基本法及び学校教育法の定めるところにより、学術の理論及び応用を教授研究し、建学の理念であるカトリック精神に基づく「愛をとおして真理へ」に生き、知的、専門的及び応用的能力を發揮して、人間愛をもって社会の発展に寄与する高度専門職業人を育成することを目的とする。

#### （位置）

第2条 本研究科を、札幌市東区北13条東3丁目1番30号に設置する。

#### （自己点検及び評価等）

第3条 本研究科は、その教育研究の向上を図り、第1条の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、また、文部科学大臣により認証された評価機関による評価を受けるものとする。

2 前項の自己点検及び自己評価並びに認証評価機関による評価に関する必要な事項は、別に定める。

### 第2章 課程、学生定員及び修業年限等

#### （課程）

第4条 本研究科に、博士課程を置く。

2 博士課程は、前期及び後期の課程に区分する。博士課程前期の課程は、これを修士課程として取扱う。

#### （人材養成等の目標）

第5条 本研究科は、人材養成に関する目標を次のとおり定める。

(1) 看護学専攻博士前期課程においては、看護学に係る最新の知見と高度な専門技術を学修し、保健医療福祉分野の発展に貢献できる高度な専門性を有する人材を育成する。

(2) 看護学専攻博士後期課程においては、看護学及び保健医療の発展に貢献し、人々の健康に寄与する研究者、教育者のリーダーとなるこれからの社会のニーズに応え得る人材を育成する。

(3) 栄養管理学専攻博士前期課程においては、栄養管理学に係る最新の知見と高度な専門技術を学修し、保健医療福祉分野の発展に貢献できる高度な専門性を有する人材を育成する。

(4) 栄養管理学専攻博士後期課程においては、栄養管理学に係る先端的な教育及び研究を行うことにより栄養管理学の高度の専門知識と技術を教授し、自立して研究活動を行い、卓越した教育上の指導能力を有する人材を育成する。

#### （修業年限等）

第6条 本研究科の修業年限等は次のとおりとする。

(1) 本研究科博士前期課程の修業年限は2年とし、4年を超えて在学することはできない。ただし、看護学専攻博士前期課程の修業年限は1年以上2年未満の期間とすることができます。

(2) 本研究科博士後期課程の修業年限は3年とし、6年を超えて在学することはできない。ただし、修業年限を短縮する場合がある。修業年限の特例に関する事項については別に定める。

(3) 第1号及び第2号の規定にかかわらず、学生が職業を有している等の事情により標準の修

業年限を超えて、計画的に教育課程を履修し修了する制度（以下「長期履修学生制度」という。）の適用を希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

（4）前項の取り扱いについては、別に定める。

（専攻及び収容定員等）

第7条 本研究科に、次の専攻を置き、入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	課程	入学定員	収容定員
看護栄養学研究科	看護学専攻	博士前期課程	14人	28人
		博士後期課程	2人	6人
	栄養管理学専攻	博士前期課程	3人	6人
		博士後期課程	2人	6人

### 第3章 教員組織及び運営組織

（授業担当教員）

第8条 本研究科における授業及び研究指導は、天使大学の教授、准教授、講師及び助教が担当する。

2 必要に応じて、兼任又は兼任の教員が授業を担当することがある。

3 必要に応じて、特任教員、嘱託教員及び臨時教員が授業を担当することがある。

（研究科長）

第9条 本研究科に研究科長を置く。

2 研究科長は、本研究科に関する事項を掌理する。

3 研究科長の選考に関する必要な事項は、別に定める。

（研究科委員会）

第10条 本研究科に研究科委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次の事項について学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

（1）学生の入学、卒業及び課程の修了

（2）学位の授与

（3）前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、委員会の意見を聞くことが必要なものとして学長が定める事項

3 委員会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ意見を述べることができる。

4 委員会に関する必要な事項は、委員会規程に定める。

### 第4章 学年、学期及び休業日

（学年）

第11条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（学期）

第12条 学年を、次の2学期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

（休業日）

第13条 休業日は、次のとおりとする。

（1）日曜日

- (2) 国民の祝日に関する法律に定める休日
  - (3) キリスト降誕祭 12月25日
  - (4) 創立記念日 12月8日
  - (5) 夏期休業 7月25日から8月31日まで
  - (6) 冬期休業 12月20日から翌年1月14日まで
  - (7) 春期休業 3月16日から3月31日まで
- 2 学長は、必要がある場合、委員会の意見を聴いて前項の休業日を変更し、又は臨時の休業日を定めることができる。
- 3 学長は、必要がある場合、委員会の意見を聴いて休業日においても臨時の授業日を設けることができる。

## 第5章 入学

### (入学の時期)

第14条 本研究科の入学の時期は、毎年4月とする。転入学及び再入学の場合も同じとする。  
ただし、教育上の支障がないと認められる場合には、他の時期とすることができる。

### (入学資格)

第15条 本研究科博士前期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
  - (2) 学士の学位を授与された者
  - (3) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であること及びその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
  - (4) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
  - (5) 文部科学大臣の指定した者
  - (6) その他、本研究科において大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた22歳以上の者
- 2 高度実践看護師コースは、第1項を満たしたうえ、保健師助産師看護師法及び関係法令の定めるところによる看護師免許を取得し、3年以上の実務経験を有する者とする。
- 3 修士論文コース公衆衛生看護学領域は、第1項を満たしたうえ、保健師助産師看護師法及び関係法令の定めるところによる看護師及び保健師免許を取得し、又は看護師及び保健師国家試験受験資格を有する者とする。
- 4 公衆衛生看護学領域を除く修士論文コース及び保健師コースは、第1項を満たしたうえ、保健師助産師看護師法及び関係法令の定めるところによる看護師免許を取得し、又は看護師国家試験受験資格を有する者とする。
- 5 栄養管理学専攻博士前期課程は、第1項を満たしたうえ、栄養士法及び関係法令の定めるところによる栄養士免許を取得した者とする。
- 6 本研究科博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- (1) 修士の学位もしくは専門職学位を有する者
  - (2) 外国において修士の学位に相当する学位を授与された者
  - (3) 文部科学大臣の指定した者
  - (4) その他、本研究科において修士の学位と同等以上の学力があると認めた24歳以上の者

### (入学の出願)

第16条 本研究科に入学を志願する者は、所定の書類に入学検定料を添えて願い出なければならない。

(入学者の選考)

第17条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第18条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに誓約書その他所定の書類を提出するとともに、所定の入学金を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

3 その他入学に関する必要な事項は、別に定める。

(転入学)

第19条 他の大学院に在学している者で、本研究科に転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考のうえ、相当の学年に転入学を許可することができる。

2 転入学を志願する者は、現に在籍している大学院の学長の許可書を提出しなければならない。

3 転入学に関する必要な事項は、別に定める。

(再入学)

第20条 本研究科を退学した者又は除籍された者が再入学を願い出たときは、選考のうえ、相当の学年に再入学を許可することができる。

2 再入学に関する必要な事項は、別に定める。

## 第6章 単位及び履修方法等

(授業科目及び単位数)

第21条 本研究科に開設する授業科目は、講義、演習及び実習とし、授業科目名及び単位数は、別表第1、別表第1の2、別表第2及び別表第3に掲げるとおりとする。

2 前項の授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(教育方法の特例)

第22条 本研究科の課程において、教育上必要があると委員会が認めた場合には、夜間及びその他の特定の曜日、時間又は時期に、授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(単位の計算方法)

第23条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じて、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮し、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。

(3) 実習については、45時間の授業をもって1単位とする。

(単位の授与及び成績)

第24条 授業の成績評価は、試験その他の方法によって授業科目の担当教員が行う。

2 授業科目の成績は、A、B、C、D及びFの5種の評語をもって表し、A、B、C及びDを合格とし、Fを不合格とする。

3 学長は、前項で合格と判定された授業科目について単位を授与する。

(単位認定)

第25条 教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に他の大学院において修得した単位又

は科目等履修生の制度により修得した単位を本研究科の課程修了の要件となる単位として15単位を超えない範囲で認定することができる。

- 2 教育上有益と認めるときは、他の大学の大学院等（外国の大学の大学院等を含む）の授業科目を履修させ、修得した単位を本研究科の課程修了の要件となる単位として15単位を超えない範囲で認定することができる。
- 3 第1項及び第2項の規定により認定することができる単位数は、博士前期課程については合わせて20単位を超えないものとする。
- 4 単位認定に関する必要な事項は、別に定める。  
(履修規程等)

**第26条** この章に定めるもののほか、履修の方法、授業科目の概要、授業の方法、年間授業計画及び学修評価の基準並びに科目履修の認定の取扱い等については、履修規程等により別に定める。

## 第7章 休学、復学、退学、転学及び除籍

### (休学)

**第27条** 疾病その他やむを得ない事由により修学することができない者は、所定の休学願を学長に提出し、許可を受けて休学することができる。

- 2 学長は、疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、休学を命ずることができる。
- 3 休学の期間は、当該休学開始日の属する年度末までとする。ただし、博士前期課程においては通算して2年、博士後期課程においては通算して3年を超えることはできない。
- 4 休学期間は、在学期間に算入しない。

### (復学)

**第28条** 学長は、休学期間に休学の事由が消滅した場合には、復学を許可することができる。

### (退学)

**第29条** 退学しようとする者は、所定の退学願を学長に提出し、許可を受けなければならない。

### (転学)

**第30条** 他の大学院への入学又は転入学を志望する者は、所定の転入学願を学長に提出し、許可を受けなければならない。

### (除籍)

**第31条** 学長は、次の各号のいずれかに該当する者について除籍することができる。

- (1) 授業料等の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (2) 第6条に定める在学年限を超えた者
- (3) 第27第3項に定める休学の期間を超えて、なお復学できない者
- (4) 他の大学院に籍を置く者。ただし、第25条第2項の規定に基づく場合を除く。
- (5) 長期間にわたり行方不明の者
- (6) 死亡した者

### (委員会への報告)

**第31条の2** 本章の規定に該当する者があった場合、学長は遅滞なく委員会に報告するものとする。

## 第8章 課程修了及び学位授与

### (課程修了の所定単位)

第32条 本研究科における授業科目の履修については、別表第1、別表第1の2、別表第2及び別表第3の定めるところに従い、課程・専攻により次のとおりの単位を修得しなければならない。

- (1) 看護学専攻博士前期課程 30単位以上
- (2) 看護学専攻博士後期課程 14単位以上
- (3) 栄養管理学専攻博士前期課程 30単位以上
- (4) 栄養管理学専攻博士後期課程 18単位以上

### (博士前期課程の修了要件及び学位授与)

第33条 博士前期課程の修了要件は、2年以上在学し、前条の定めるところに従い必要単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受け、修士論文の審査又は特定の課題についての研究成果の審査及び最終試験に合格することとする。

- 2 博士前期課程の在学期間は、第25条第1項の規定により修得したものとみなすことができる単位の認定を受けた者は、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して、1年を超えない範囲で本学大学院の当該研究科が定める期間在学したものとみなすことができるものとする。ただし、優れた業績をあげた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。
- 3 学長は、修了要件を満たした者に対して修士の学位を授与する。
- 4 学位に関する必要な事項は、別に定める。

### (博士後期課程等の修了要件及び学位授与)

第33条の2 博士後期課程の修了要件は、3年以上在学し、第32条に定めるところに従い必要単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受け、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

- 2 博士後期課程の在学期間は、優れた業績をあげた者については、1年（博士前期課程を2年未満の在学期間をもって修了した者にあっては、当該在学期間を含めて3年）以上在学すれば足りるものとする。
- 3 学長は、修了要件を満たした者に対して博士の学位を授与する。
- 4 前項に定めるもののほか、博士の学位は、博士課程を経ることなく、博士の学位論文を提出して、その審査に合格し、かつ、本研究科の博士課程を修了した者と同等の学力を有すると認められた者に対して、学長は、委員会の意見を聴いて授与することができる。
5. 前項に関する必要な事項は、別に定める。
- 6 学位に関する必要な事項は、別に定める。

### (資格の取得)

第34条 栄養管理学専攻博士前期課程において修了要件を満たし、別表第4に定める教育職員免許状授与の所要資格を取得した者は、教育職員免許法及び同法施行規則の規定に基づき、栄養教諭専修免許状が授与される。

## 第9章 賞罰

### (表彰)

第35条 学生として表彰に値する行為があった者について、学長は委員会の意見を聴いて表彰することができる。

- 2 学生の表彰に関する必要な事項は、別に定める。

## (懲戒)

- 第36条 本研究科の規則に違反した者又は学生としての本分に反する行為をした者について、学長は委員会の意見を聴いて懲戒することができる。
- 2 前項の懲戒の種類は、退学、停学、戒告及び訓告とする。
  - 3 前項の退学及び停学は、次の各号のいずれかに該当する学生に対して行うことができる。
    - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
    - (2) 正当な理由がなくて出席常でない者
    - (3) 本研究科の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者
  - 4 学生の懲戒に関する必要な事項は、別に定める。

## 第10章 健康管理

## (健康管理)

- 第37条 本研究科に学校医及び健康管理を置く。
- 2 学校医及び健康管理者は、学校保健安全法に基づき学生の健康管理を行う。
  - 3 健康診断、健康相談、疾病予防その他の保健衛生に関する必要な事項は、別に定める。

## 第11章 研究生、科目等履修生、委託生及び特別聴講学生

## (研究生)

- 第38条 学長は、本研究科において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考のうえ、委員会の意見を聴いて研究生として受入を許可することができる。
- 2 研究生を志願することのできる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。
  - 3 研究生の研究期間は1年とする。ただし、教育上の必要があると認められる場合には、学長は委員会の意見を聴いてその期間を更新することができる。

## (科目等履修生)

- 第39条 学長は、本研究科学生以外の者で、本研究科の一又は複数の授業科目の履修を志願する者があるときは、教育研究に支障がない場合に限り、選考のうえ、委員会の意見を聴いて科目等履修生として受入を許可することができる。

## (委託生)

- 第40条 学長は、本研究科において、他の大学、研究機関又は団体等から派遣され、授業科目の聴講又は特定の研究課題についての研究を行う者の委託があるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考のうえ、委員会の意見を聴いて委託生として受入れを許可することができる。

## (特別聴講学生)

- 第40条の2 学長は、他の大学院の学生で、本学において授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該他大学院との協議に基づき、選考のうえ、研究科委員会の意見を聴いて特別聴講学生として受入れを許可することができる。

## (細部規定の委任)

- 第41条 この章に規定する研究生、科目等履修生及び委託生の取扱いに関する必要な事項は、別に定める。

## 第12章 入学検定料、入学金、授業料等

### (入学金、授業料等の金額)

第42条 入学検定料、入学金、授業料、施設設備費及び実験実習費（以下「授業料等」という。）の金額は、別表第5のとおりとする。

2 長期履修学生制度に関する授業料等については、別に定める。

### (授業料等の納付)

第43条 授業料等は、別に定める期日までに納付しなければならない。ただし、特別の事情があると認められる者は、学長の許可を得て延納又は分納することができる。

### (学年中途で課程修了する者の授業料等)

第44条 学年の中途中で課程を修了する者は、当該期分の授業料等を納付しなければならない。

### (退学及び停学等の場合の授業料等)

第45条 学期の中途中で退学する者、退学又は停学を命じられた者及び除籍された者にかかる当該期分の授業料等は徴収するものとする。

### (休学の場合の授業料等)

第46条 休学を許可され、又は命じられた者については、休学を許可された翌期分（許可日が学期の初日の場合は当該期）から休学期間中の授業料等を免除することができる。

### (復学等の場合の授業料等)

第47条 学年の中途中において復学した者はその月から学期末まで、また、入学した者は当該期分の授業料等を、復学又は入学した月に納付しなければならない。

### (授業料等の免除及び徴収の猶予)

第48条 経済的理由によって、授業料等の納付が困難であると認められる場合には、別に定めるところにより、授業料等の全部若しくは一部を免除し又は徴収を猶予することができる。

### (研究生及び科目等履修生等の授業料等)

第49条 研究生、科目等履修生及び委託生の入学検定料、授業料等及び委託料については、別に定める。

### (納付金の取扱い)

第50条 納付した入学検定料及び入学金は返還しないものとする。

2 入学検定料、入学金及び授業料等の取扱いに関する必要な事項は、別に定める。

## 第13章 奨学制度

### (奨学制度)

第51条 成績が優秀で修学の熱意があるにもかかわらず、災害、その他家庭状況などの経済的理由により修学が困難な者に対して奨学金を給付又は貸与することができる。

2 奨学制度に関する必要な事項は、別に定める。

## 第14章 大学院事務組織

### (事務)

第52条 本研究科に係る事務は、大学事務局において行う。

## 第15章 補則

## (細則その他)

第53条 本学則の施行に当たって必要な細則等は、委員会通則に準じて別に定める。

## (改正)

第54条 本学則の改正は、学長の意見を聴いて、理事会が行う。

## 附 則

本学則は、2004年4月1日から施行する。

## 附 則

本学則は、2005年4月1日から施行する。

## 附 則

本学則は、2006年4月1日から施行する。ただし、2006年3月31日以前に入学した助産研究科の学生の別表第1の運用については、なお従前の例による。

## 附 則

本学則は、2007年4月1日から施行する。

## 附 則

本学則は、2008年4月1日から施行する。ただし、2008年3月31日以前に入学した学生については、従前の別表第1、別表第2、別表第3、別表第4及び別表第5を適用する。

## 附 則

本学則は、2009年4月1日から施行する。ただし、2009年3月31日以前に入学した学生の別表第3及び別表第5の運用については、なお従前の例による。

## 附 則

本学則は、2010年4月1日から施行する。ただし、2010年3月31日以前に入学した助産研究科の学生の第25条別表第1及び第35条第1号の運用については、なお従前の例による。

## 附 則

本学則は、2011年4月1日から施行する。ただし、2011年3月31日以前に入学した学生の別表第2、別表第3及び別表第5の運用については、なお従前の例による。

## 附 則

本学則は、2012年4月1日から施行する。ただし、第18条第5項については、2012年3月31日以前に入学した学生は、なお従前の例による。

## 附 則

本学則は、2013年4月1日から施行する。ただし、第42条第1項については、2013年3月31日以前に入学した学生は、なお従前の例による。

## 附 則

本学則は、2014年4月1日から施行する。ただし、第15条第2項第4号及び第21条並びに第24条については、2014年3月31日以前に入学した学生は、なお従前の例による。

## 附 則

本学則は、2015年4月1日から施行する。

## 附 則

1 本学則は、2016年4月1日から施行する。

2 2016年3月31日以前に入学した学生については、改正前の規程による。ただし、第24条第2項については入学年度にかかわらず適用する。

## 附 則

本学則は、2019年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、2020年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、2021年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、2022年4月1日から施行する。

ただし、2022年3月31日以前に入学した学生の別表第1の運用については、なお従前の例による。

附 則

本学則は、2023年4月1日から施行する。

ただし、2023年3月31日以前に入学した学生の別表第1の運用については、なお従前の例による。

附 則

本学則は、2024年4月1日から施行する。

ただし、2024年3月31日以前に入学した学生の別表第1の運用については、なお従前の例による。

別表第1 大学院看護栄養学研究科看護学専攻（博士前期課程）

区分	授業科目	修論コース		高度実践看護師コース		保健師コース		授業区分			備考	
		単位数		単位数		単位数						
		必修	選択	必修	選択	必修	選択	講義	演習	実習		
看護学・栄養管理学両専攻共通科目	倫理学特論	1		1		1		1				
	人間関係論特論			1		1		1	1			
	研究方法論特論	2		2		2		2				
	統計学特論			1		1	1		1			
	疫学			1		1	1		1			
	地域ケアシステム論			1		1	1		1			
	健康行動科学特論			1		1	1		1			
	医療情報・医療経済			1		1		1	1			
	国際保健学特論			1		1		1	1			
	国際保健学特論演習			1		1		1		1		
看護学専攻共通基礎科目	看護理論特論	2		2		2		2				
	看護倫理特論	1		1				1	1			
	看護研究法Ⅰ（量的研究）			1		1		1		1		
	看護研究法Ⅱ（質的研究）			1		1		1		1		
	看護教育学特論Ⅰ			2	2			2	2			
	看護教育学特論Ⅱ			1		1		1		1		
	看護管理学特論			2		2		2	2			
	家族関係論特論			1		1	1		1			
	コンサルテーション論			1		1		1	1			
	フィジカルアセスメント				2			2				
専門基礎科目	病態生理学			2	2				2			
	臨床薬理学			2	2				2			
	保健医療福祉政策論			1		1	1		1			
	保健医療福祉行政論			3			3		3			
	疫学・保健統計特論			2			2		2			
	ヘルスカウンセリング論			1		1	1			1		
	代謝栄養学特論			2		2		2	2			
	環境保健学			1		1		1	1			
	健康社会学			1		1		1	1			
	医療人類学特論			1		1		1	1			
修士論文コース	基礎	基礎	基礎看護学特論Ⅰ	2					2			
		看護学	基礎看護学特論Ⅱ	2					2			
		領域	基礎看護学演習Ⅰ	2						2		
			基礎看護学演習Ⅱ	2						2		
	成人	成人	成人看護学特論Ⅰ	2					2			
		看護学	成人看護学特論Ⅱ	2					2			
		領域	成人看護学演習Ⅰ	2						2		
			成人看護学演習Ⅱ	2						2		
	老年	老年	老年看護学特論Ⅰ	2					2			
		看護学	老年看護学特論Ⅱ	2					2			
		領域	老年看護学演習Ⅰ	2						2		
			老年看護学演習Ⅱ	2						2		

修士論文コース	母性看護学 領域	母性看護学特論 I	2					2			
		母性看護学特論 II	2					2			
		母性看護学演習 I	2						2		
		母性看護学演習 II	2						2		
	小児看護学 領域	小児看護学特論 I	2					2			
		小児看護学特論 II	2					2			
		小児看護学演習 I	2						2		
		小児看護学演習 II	2						2		
	精神看護学 領域	精神看護学特論 I	2					2			
		精神看護学特論 II	2					2			
		精神看護学演習 I	2						2		
		精神看護学演習 II	2						2		
	公衆衛生 領域	公衆衛生看護学特論 I	2				2		2		
		公衆衛生看護学特論 II	2						2		
		公衆衛生看護学演習 I	2						2		
		公衆衛生看護学演習 II	2						2		
専門分野専門科目	ホスピス 緩和ケア 看護学 領域	ホスピス緩和ケア看護学特論 I			2				2		
		ホスピス緩和ケア看護学特論 II			2				2		
		ホスピス緩和ケア看護学特論 III			2					2	
		ホスピス緩和ケア看護学特論 IV			2				2		
		ホスピス緩和ケア看護学特論 V			2				2		
		ホスピス緩和ケア看護学演習 I			2				1	1	
		ホスピス緩和ケア看護学演習 II			1					1	
		ホスピス緩和ケア看護学演習 III			1					1	
		ホスピス緩和ケア看護学実習 I			4					4	
		ホスピス緩和ケア看護学実習 II			4					4	
		ホスピス緩和ケア看護学実習 III			2					2	
	老年看護 CNS領域	老年看護学特論 I (理論・概念)			2				2		
		老年看護学特論 II (健康生活評価)			2				2		
		老年看護学特論 III			2				2		
		老年看護学特論 IV			2				2		
		老年看護学特論 V			2				2		
		老年看護学展開論 I			2					2	
		老年看護学展開論 II			2					2	
		老年看護学実習 I			4					4	
		老年看護学実習 II			6					6	
	精神看護 CNS領域	精神看護学特論 I			2				2		
		精神看護学特論 II			2				2		
		精神看護学特論 III			2				2		
		精神看護学特論 IV			2				2		
		精神看護学演習 I			2					2	
		精神看護学演習 II			2					2	
		リエゾン精神看護学特論			2				2		
		高度実践精神看護実習 I			1					1	
		高度実践精神看護実習 II			2					2	
		高度実践精神看護実習 III			4					4	
		高度実践精神看護実習 IV			2					2	
		高度実践精神看護実習 V			1					1	

在宅看護 CNS領域	在宅看護学特論 I			2			2			
	在宅看護学特論 II			2			2			
	在宅看護学特論 III			2			2			
	在宅看護学特論 IV			2			2			
	在宅看護学演習 I			2				2		
	在宅看護学演習 II			2				2		
	在宅看護学演習 III			2				2		
	高度実践在宅看護学実習 I			2					2	
	高度実践在宅看護学実習 II			2					2	
	高度実践在宅看護学実習 III			2					2	
	高度実践在宅看護学実習 IV			2					2	
	高度実践在宅看護学実習 V			2					2	
保健 師 コ ース	公衆衛生看護学原論				2		2			
	公衆衛生看護活動論 I				2		2			
	公衆衛生看護活動論 II				2		2			
	健康学習支援特論				2		2			
	家族看護学特論				2		1	1		
	公衆衛生看護診断				2		1	1		
	公衆衛生看護管理				2		2			
	健康危機管理特論				2		2			
	産業・学校保健活動論				2		2			
	地域ケアシステム論特論				2		2			
	公衆衛生看護課題研究演習				2			2		
	家族看護継続実習				2				2	
	公衆衛生看護活動実習				3				3	
	公衆衛生看護管理実習 I				2				2	
	公衆衛生看護管理実習 II				1				1	
特別看護研究		8						8		
ホスピス緩和ケア看護課題研究				2				2		
老年看護課題研究				2				2		
精神看護課題研究				2				2		
在宅看護課題研究				2				2		
公衆衛生看護課題研究					4			4		
合 計		70	33	110	30	53	18	118	77	48

修了に必要な単位数：30単位以上

注1：保健師コースにおいて、保健師国家試験受験資格を取得するためには、必須の31単位と大学院博士前期課程修了に

必要な30単位の計61単位を修得すること。

注2：修士論文コースは、専攻領域ごとに定める専門科目を履修・修得すること。

注3：高度実践看護師コースにおいて、高度実践看護師資格を取得するためには必修科目38単位を修得すること。

別表第1の2 大学院看護栄養学研究科看護学専攻（博士後期課程）

区分	授業科目	単位数		授業区分		備考
		必修	選択	講義	演習	
基盤科目	生命倫理特論	2		2		4単位以上修得
	看護理論とその開発		2	2		
	疫学的研究方法論		2	2		
	質的研究方法論		2	2		
	データサイエンス演習		2		2	
	分子生命医科学特論		1	1		
専門科目	地域基盤看護学特論		2	2		特論と演習各2単位以上合計4単位以上修得
	実践看護学特論		2	2		
	地域基盤看護学演習		2		2	
	実践看護学演習		2		2	
研究指導	看護学特別研究Ⅰ	2			2	
	看護学特別研究Ⅱ	2			2	
	看護学特別研究Ⅲ	2			2	
合 計		8	17	13	12	0

修了に必要な単位数：14単位以上

注：研究指導科目は、在学期間に関わらず6単位まで履修可

別表第5

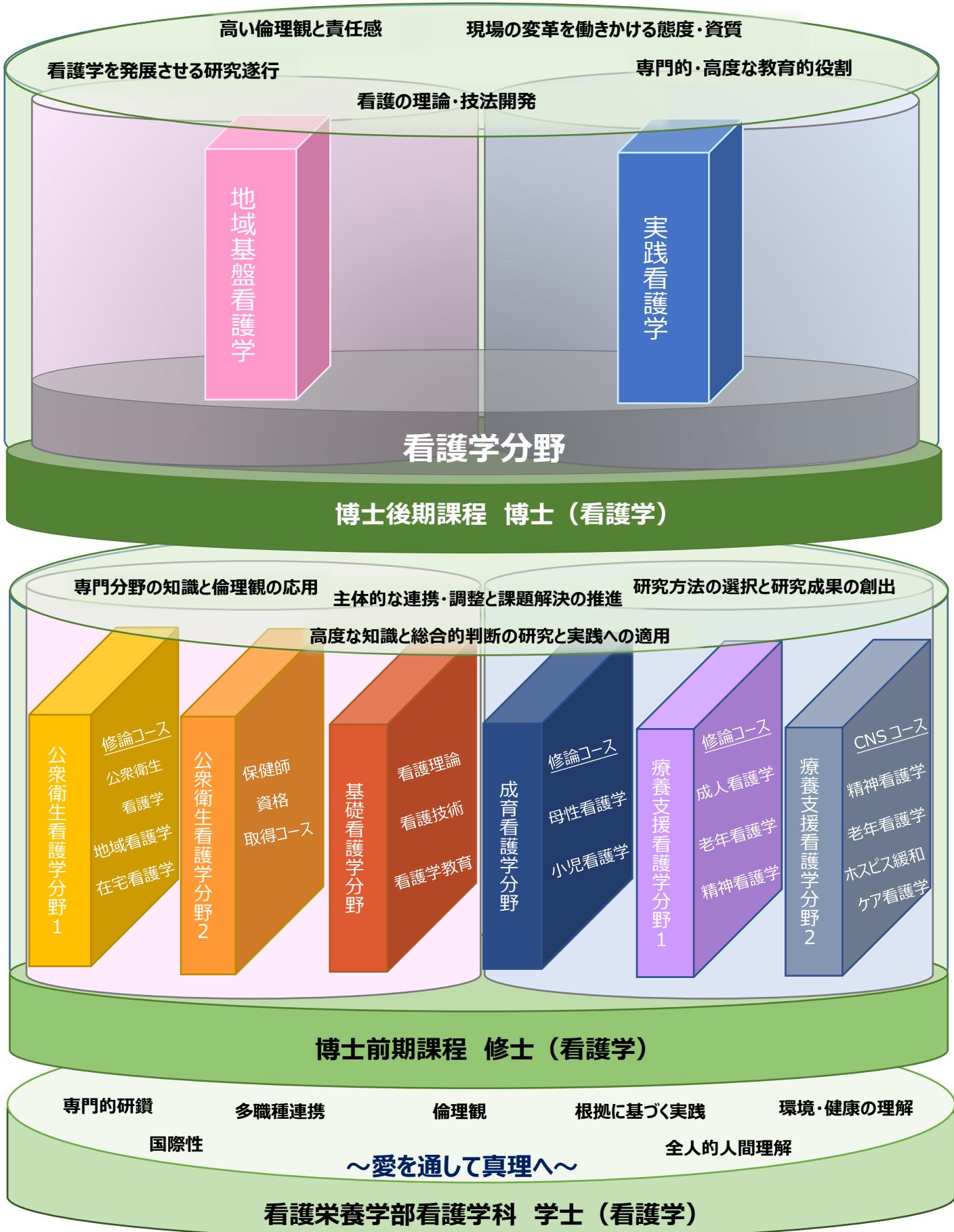
## 入学検定料、入学金及び授業料等

(単位：円)

		入学検定料	入 学 金	授 業 料 等			合 計
				授 業 料	施設設備費	実験実習費	
看護学専攻	博士前期課程	出願時	30,000	-	-	-	30,000
		入学手続時	-	150,000	-	-	150,000
		前 期	-	-	480,000	100,000	630,000
		後 期	-	-	480,000	100,000	630,000
		年 額	-	-	960,000	200,000	1,260,000
栄養管理学専攻	博士後期課程	出願時	30,000	二	二	二	30,000
		入学手続時	二	150,000	二	二	150,000
		前 期	二	二	340,000	100,000	490,000
		後 期	二	二	340,000	100,000	490,000
		年 額	二	二	680,000	200,000	980,000
	博士前期課程	出願時	30,000	-	-	-	30,000
		入学手続時	-	150,000	-	-	150,000
		前 期	-	-	300,000	100,000	490,000
		後 期	-	-	300,000	100,000	490,000
		年 額	-	-	600,000	200,000	980,000
	博士後期課程	出願時	30,000	-	-	-	30,000
		入学手續時	-	150,000	-	-	150,000
		前 期	-	-	300,000	100,000	490,000
		後 期	-	-	300,000	100,000	490,000
		年 額	-	-	600,000	200,000	980,000

## 3つのポリシーと学力の3要素の関連図

育成する人材像	DP	CP	AP	学力の3要素
③地域社会、保健医療の現場及び教育機関において、高い専門性をもって指導的、教育的役割を担う人材。	DP1:高度な専門的知識、技能を有し、教育研究を通して指導的な役割をとる能力を有する。	看護理論とその開発 疫学的研究方法論 質的研究方法論 データサイエンス演習 分子生命医科学特論  CP3:基盤科目	AP1:基礎的学力・研究に取り組む能力	1.知識・理解
①看護および地域に暮らす人々の健康課題を解決し、看護学の発展および健康の促進に寄与する研究を主体的に自立して遂行、牽引する人材。	DP2:人々の健康や看護実践に関わる課題を専門的に探究し、解決に導く研究を計画、実施する能力を有する。  DP3:人々の健康課題を解決し、看護学の発展へと導く看護実践の理論と技法を開発する能力を有する。	看護学特別研究Ⅰ 看護学特別研究Ⅱ 看護学特別研究Ⅲ  CP5:研究指導科目	AP2:コミュニケーション能力・協働する力	2.思考力・判断力・表現力
④社会の変化および地域の健康ニーズをとらえ、将来を見据えた技術の開発、保健医療・看護の現場の変革、政策提言等を行う能力をもつ人材。	DP4:保健医療の現場の変革を目指して社会に働きかける態度・資質を有する。	地域基盤看護学特論 実践看護学特論  CP4:専門科目	AP3:看護学の発展に貢献する意欲	3.主体性・意欲・態度
②高い倫理観を有し、豊富な専門知識と高い技術力を持ち、質の高い保健医療・看護を創出し提供できる高度な専門業務に就く人材。	DP5:高い倫理観と専門職としての責任感をもち、研究に主体的に自律して取り組む能力を有する。	地域基盤看護学演習 実践看護学演習  CP2:基盤科目  生命倫理特論	AP4:高い倫理観	



**【天使大学大学院 看護栄養学研究科 看護学専攻 教育課程構成図】**  
-設置の趣旨(資料)-20-

## 看護学専攻博士後期課程

### 1. 授業科目一覧

2024 年度以降入学生対象

区分	授業科目	配当年次	学期	単位数		授業区分			備考
				必修	選択	講義	演習	実習	
基盤科目	生命倫理特論	1	前	2		2			4 単位以上修得
	看護理論とその開発	1	前		2	2			
	疫学的研究方法論	1	前		2	2			
	質的研究方法論	1	前		2	2			
	データサイエンス演習	1	後		2		2		
	分子生命医科学特論	1	前		1	1			
専門科目	地域基盤看護学特論	1	前		2	2			特論と演習各 2 単位以上合計 4 単位以上修得
	実践看護学特論	1	前		2	2			
	地域基盤看護学演習	1	後		2		2		
	実践看護学演習	1	後		2		2		
研究指導	看護学特別研究Ⅰ	1	前後	2			2		
	看護学特別研究Ⅱ	2	前後	2			2		
	看護学特別研究Ⅲ	3	前後	2			2		
合 計				8	17	13	12	0	

修了に必要な単位数：14 単位以上

注：研究指導科目は、在学期間に関わらず 6 単位まで履修可

## 2. 学位論文作成ガイド

### (1) 論文提出条件

- ①博士後期課程の3年次に在学し、必要な研究指導を受けている。
- ②所定の単位を修得または修得見込みである。
- ③博士論文に関連した研究成果の一部を、査読制度のある国内外の学術雑誌もしくは、学研究科委員会がこれらに準ずると認定した学術刊行物に副論文として投稿し、筆頭著者として一編以上掲載、または受理されている。
- ④学位論文予備審査に合格している。

### (2) 論文審査基準

博士論文審査は以下の基準に基いて合否を判定する。

#### 1. 学術的重要性・研究目的の妥当性

- ①学術的に看護学上の課題に係る研究課題である。
- ②問題意識が明確で、研究目的の設定が適切である。
- ③看護学の発展に寄与する応用的価値の高い研究である。

#### 2. 文献検討の妥当性

- ①研究課題に関連する国内外の先行研究を十分にクリティカルし、関連が明確である。
- ②当該専門領域における研究の意義や重要性を位置づけている。

#### 3. 研究倫理の遵守・倫理的手続きの妥当性

- ①研究対象者への倫理的配慮が十分である。
- ②生命の尊厳を尊重し、かつ、研究倫理が遵守されている。
- ③科学的妥当性・倫理的妥当性が確保されている。
- ④研究倫理の観点から研究倫理委員会の承認が得られている。

#### 4. 研究計画・方法の妥当性

- ①研究目的に応じた適切な研究デザインを採用している。
- ②研究目的を達成するために適切な科学的な研究方法を採用している。
- ③研究方法が具体的に論述されている。

#### 5. データ分析・考察の論理性

- ①データ分析が科学的な研究方法を用いてなされている。
- ②データ分析の手順が具体的に論述されている。
- ③研究結果の分析・考察が論理的で明確である。
- ④先行研究との議論が論理的になされている。

#### 6. 論述の論理性・一貫性

- ①論旨が明確で、論理的一貫性がある。
- ②結果と考察の整合性がある。

#### 7. 研究の独創性・新規性

- ①研究に学術的独創性や新規性、発展性が認められる。
- ②今後に向けての新たな提案が盛り込まれている。

#### 8. 執筆要領との整合性

- ①指定された書式に則り適切に執筆されている。

## (3) 主な用語の説明

研究科委員会	研究科長及び研究科の授業科目を担当する専任の教員をもって構成され、研究科の最高決議機関の役割を担う。
研究指導教員	主任指導教員および副指導教員の総称
主任指導教員	院生の学位論文作成、科目履修に対して責任ある指導を行う専攻分野の教員。主任指導教員の決定は、研究科委員会の承認による。
副指導教員	院生の学位論文作成を補助的に指導する専任教員。また、支援教員として院生の学業以外についてもサポートを行う。副指導教員は1名以上置き、その決定は、研究科委員会の承認による。
主査	学位論文審査及び予備審査を行う。研究科委員会で決定し、各院生につき1名とする。主任指導教員以外の研究指導資格がある教員が担う。
副査	学位論文審査及び予備審査を行う。 研究科委員会で決定し、各院生につき2名とする。 副査は、研究指導教員が担当することができる。また、副査のうち1名は研究委員会で承認された学外者に委任できる。

## (4) 学位論文作成スケジュール（看護学専攻博士後期課程）

月	博士後期課程 1 年次	博士後期課程 2 年次	博士後期課程 3 年次
4 月	研究指導教員の決定 履修計画等の指導		学位論文作成 ・研究指導教員 の指導に従つ て学位論文を まとめる。
5 月		研究計画発表 研究計画審査 ・研究計画審査 を受け研究計 画の修正、 <u>研究 科委員会</u> にて 承認を受ける。	学位論文予備審 査(9月修了)
6 月	研究計画の立案・修正 ・自己の研究課題の絞り 込み、文献検討、研究方 法について指導を受け、 研究計画を検討、立案す る。		学位論文の提出 (9月修了)
7 月			学位論文発表会 学位論文の審査 及び最終試験
8 月		研究の遂行 ・決定した研究 方法で研究 課題に取り 組みデータ 収集・解析な どから研究 の成果をま とめる。	主査・副査の決定 博士後期課程修 了の合否判定 博士後期課程修 了、学位授与
9 月			学位論文予備審 査 ・研究科委員会で 承認を得る。 ・予備審査の結果 を受けて本論を 修正する。
10 月	予備研究 ・研究課題をもとに予備 研究として、調査、文 献検討等を行い、研究 計画を精選する。		
11 月	・予備研究の結果をま とめ副論文として論文 投稿する準備をする。		
12 月	・「論文研究計画書」を 研究科委員会に提出 する。 ・研究倫理委員会に申請 準備をする。	学位論文中間 発表会	
1 月			学位論文の提出 (3 月修了)
2 月			学位論文発表会 学位論文の審査及び最終試験
3 月			博士後期課程修了の合否判定 博士後期課程の修了、学位授与 主査・副査の決定 (9 月修了)

(4) 学位論文の作成から論文審査、学位授与までの流れ（3月修了）

1) 進学前の研究計画事前相談 入学前

希望する研究指導教員と入学前に事前相談を行い、博士後期課程入学後の研究計画について相互理解を図る。

2) 研究指導教員の決定 1年次4月

- ①希望する主任指導教員名を専攻主任に提出する。
- ②主任指導教員と院生の協議によって副指導教員を1名以上置くこととする。
- ③専攻主任は専攻会議に報告を行い、研究科委員会で承認する。

3) 履修計画等の指導 1年次4月

研究に必要な授業科目の選択・履修方法や修了要件について、専攻主任から履修要項・授業概要を参考に指導を受ける。

4) 「論文研究計画書」の立案及び審査 1年次7月～2年次5月

- ①決定した研究課題に関し、先行研究の整理、仮説の設定を行い、研究計画を立案する。
- ②文献検索方法、文献読解方法、倫理性への配慮などについて、研究指導教員から指導を受け、「学位論文研究計画書」の立案を行う。
- ③文献検討、予備調査等に基づき研究方法を検討する。
- ④「学位論文研究計画書」に基づき研究計画発表を行い、研究計画の審査を受ける。

研究計画書は発表会の2週間前までに学務課に研究計画書審査願とともに提出する。

(2年次4月)

研究計画の発表は、発表20分、質疑応答10分とする。

- ⑤発表会終了後、研究指導教員等(看護学専攻会議構成員)は、審査基準に基づき審査を行う。必要に応じて研究計画書修正後、再審査を行う。
- 審査結果は専攻主任が専攻会議で報告し、研究科委員会にて承認する。

5) 研究倫理委員会審査 1年次10月～2年次5月

- ① 研究倫理の観点から、研究倫理審査委員会の審査を受け、承認を得る。

6) 研究の遂行 1年次9月～3年次9月

- ①～2年次は文献検討、予備調査を行い研究方法の検討をすると同時に、副論文としてまとめる準備をする。
- ②研究科委員会で決定した研究方法で研究倫理委員会の承認後からデータ収集を開始し、データ解析、研究の成果をまとめること。
- ③研究指導教員と研究の進行状況を確認し、またデータ収集やデータ解析の方法について指導を受け、研究を遂行する。
- ④研究科委員会で承認後、研究計画に変更が生じた場合は、院生は研究指導教員を通じ専攻主任に「学位論文研究計画書」を提出し、専攻会議で報告後、研究科委員会の承認を得る。同様に、研究倫理委員会にも研究計画の変更届を提出する。

7) 研究経過の中間報告（2年時から発表可） 2年次3月

- ①学位論文研究中間発表会にて、院生は現時点での研究内容の中間報告を行う。発表30分、質疑・討論15分とする。
- ②研究指導教員等（専攻会議構成員）は「学位論文研究計画書」に基づき研究が行われているかどうかを確認し、質疑応答を行う。院生は修正箇所があれば修正を行う。

**8) 学位論文の作成及びその指導 3年次4月～9月**

学位論文全体の構成、図表の作成、引用文献の整理など、論文のまとめ方について、研究指導教員から指導を受け学位論文を作成する。

**9) 主査及び副査の決定 3年次9月**

- ①院生の論文審査に関わる主査1名と副査2名を研究科委員会で決定し、院生に通知する。
- ②主査は、主任指導教員以外の研究指導資格を持つ教員が担当する。
- ③副査は、指導教員または研究課題に近い専門分野で研究指導の資格を有する専任教員が担当する。
- ④副査のうち1名は、研究科委員会で承認された学外者に委任することができる

**10) 学位論文予備審査 3年次9月～11月**

- ①院生は、学位論文本審査並びに最終試験の受審資格を得るために、所定の期日までに博士論文、論文要旨、副論文写し、予備審査願等の関係書類を学務課に提出し、予備審査を受ける。
- ②主査と副査は提出された学位論文及び関係書類の適切性、単位の取得状況など学位論文提出要件の有無を確認し、学位論文本審査及び最終試験の対象として承認か否かについて審査する。審査後、主査は予備審査結果報告書を作成し、研究科委員会に報告する。審査期間は論文提出から一か月程度とする。
- ③審査の結果、学位論文本審査の対象として修正が必要とされた場合、研究科委員会に報告後に院生に修正事項に関する助言をし、修正を求める。院生は、研究指導教員の指導を受けながら、最終提出に向けて論文の修正をする。

**11) 学位論文の提出 3年次1月初旬**

学位論文は指定した期日(学事暦に定められた日時)までに、学位論文審査願及び論文要旨、副論文の写しを添付し(別紙第2、3号様式)、学務課へ指定された部数を提出する。

**12) 学位論文の審査及び最終試験(口述試験) 3年次2月初～中旬**

- ①主査と副査を審査委員とした学位論文審査会(公開)にて審査を実施する。審査会における発表は30分、質疑・討論は15分とする。
- ②学位論文審査会の質疑は口述試験による最終試験を兼ねる。
- ③審査は①②と看護学専攻会議の審査に基づき主査・副査の教員によって行う。主査は審査報告書を作成し学務課へ提出する。
- ④審査により要修正または再審査と判断された場合、院生は学位論文の再提出または再審査を求められることがある。

**13) 学位論文の合否判定 3年次2月**

主査及び副査は、学位論文を最終的に確認し、その結果を研究科委員会に報告する。研究科委員会にて合否を判定する。

**14) 博士後期課程の修了認定 3年次3月**

- ①看護学専攻会議は学位論文及び最終試験の合否判定結果と当該院生の単位修得状況に基づき審査を行い、研究科委員会に付議する。
- ②修了の要件は、大学院に3年以上在籍し、所定の単位(必修・選択合計16単位)を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上で学位論文を提出し、その審査及び最終試験に合格することである。

③研究科委員会にて学位論文発表会における審査結果と当該院生の単位修得状況に基づき博士後期課程修了の合否を判定する。

15) 博士後期課程の修了及び学位授与 3年次3月

①研究科委員会は判定結果に基づき院生の博士後期課程修了を認定し、学長が博士（栄養学）の学位を授与する。

②学位の授与は、学位記の交付をもって行う。

16) 学位論文の製本・保管 3年次3月

提出された学位論文は図書館保管用とする。その他は各自で製本を行うこと。

17) 学位論文の公表 修了後1年以内

博士論文は、1年以内に査読付きの学術雑誌に投稿、公表する。

**博士後期課程カリキュラムマップ**

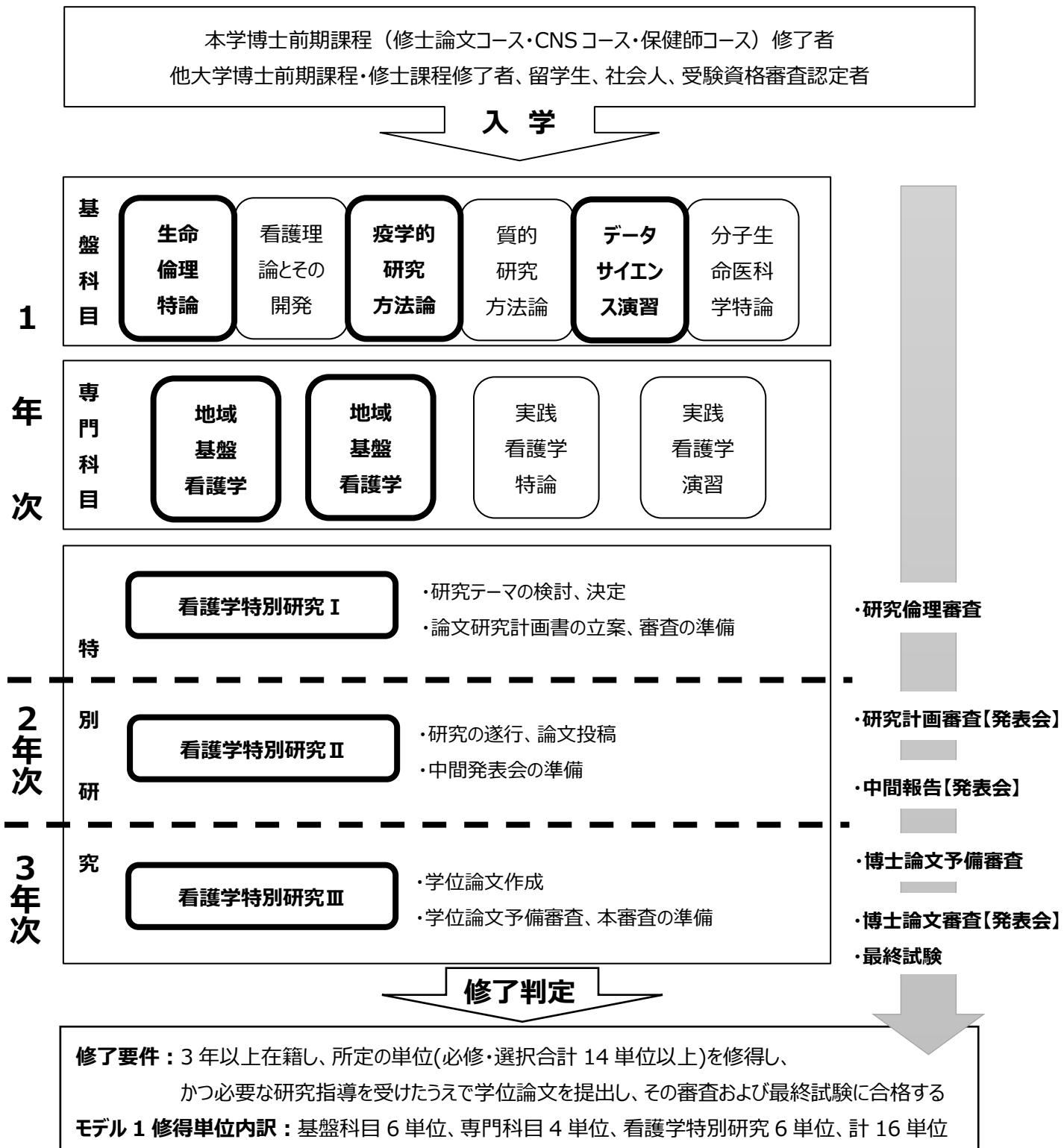
<b>養成する人材像の目標</b>		①看護および地域に暮らす人々の健康課題を解決し、看護学の発展および健康の促進に寄与する研究を主体的に自立して遂行、牽引する人材。 ②高い倫理観を有し、豊富な専門知識と高い技術力を持ち、質の高い保健医療・看護を創出し提供できる高度な専門業務に就く人材。 ③地域社会、保健医療の現場及び教育機関において、高い専門性をもって指導的、教育的役割を担う人材。 ④社会の変化および地域の健康ニーズをとらえ、将来を見据えた技術の開発、保健医療・看護の現場の変革、政策提言等を行う能力をもつ人材。							
<b>ディプロマポリシー:DP</b>		DP1：高度な専門的知識、技能を有し、教育研究を通して指導的な役割をとる能力を有する。 DP2：人々の健康や看護実践に関わる課題を専門的に探究し、解決に導く研究を計画、実施する能力を有する。 DP3：人々の健康課題を解決し、看護学の発展へと導く看護実践の理論と技法を開発する能力を有する。 DP4：保健医療の現場の変革を目指して社会に働きかける態度・資質を有する。 DP5：高い倫理観と専門職としての責任感をもち、研究に主体的に自律して取り組む能力を有する。							
<b>科目名</b>	<b>教育課程の概要</b>				DP1	DP2	DP3	DP4	DP5
<b>基礎科目</b>									
生命倫理特論	看護学の研究・実践における高い倫理感を養成し、高度な研究を遂行するための基礎的理論を学ぶ。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
看護理論とその開発		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
疫学的研究方法論		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
質的研究方法論		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
データサイエンス演習		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
分子生命科学特論		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
<b>専門科目</b>									
地域基盤看護学特論	地域の健康および看護実践に関わる課題を看護の視点から幅広く分析し、人々が現代社会においてよりよく生きることを支援するための新たな看護を検討し、研究課題及び研究計画につなげる。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
実践看護学特論		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
地域基盤看護学演習		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
実践看護学演習		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
<b>研究指導科目</b>									
看護学特別研究Ⅰ	指導教員との討議を通して、探究した研究課題に関して博士論文の作成に向けて、段階的、計画的に研究を進める。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
看護学特別研究Ⅱ		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
看護学特別研究Ⅲ		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		

◎: 主として身に着ける能力 ○: 身に着ける能力

### 履修モデル

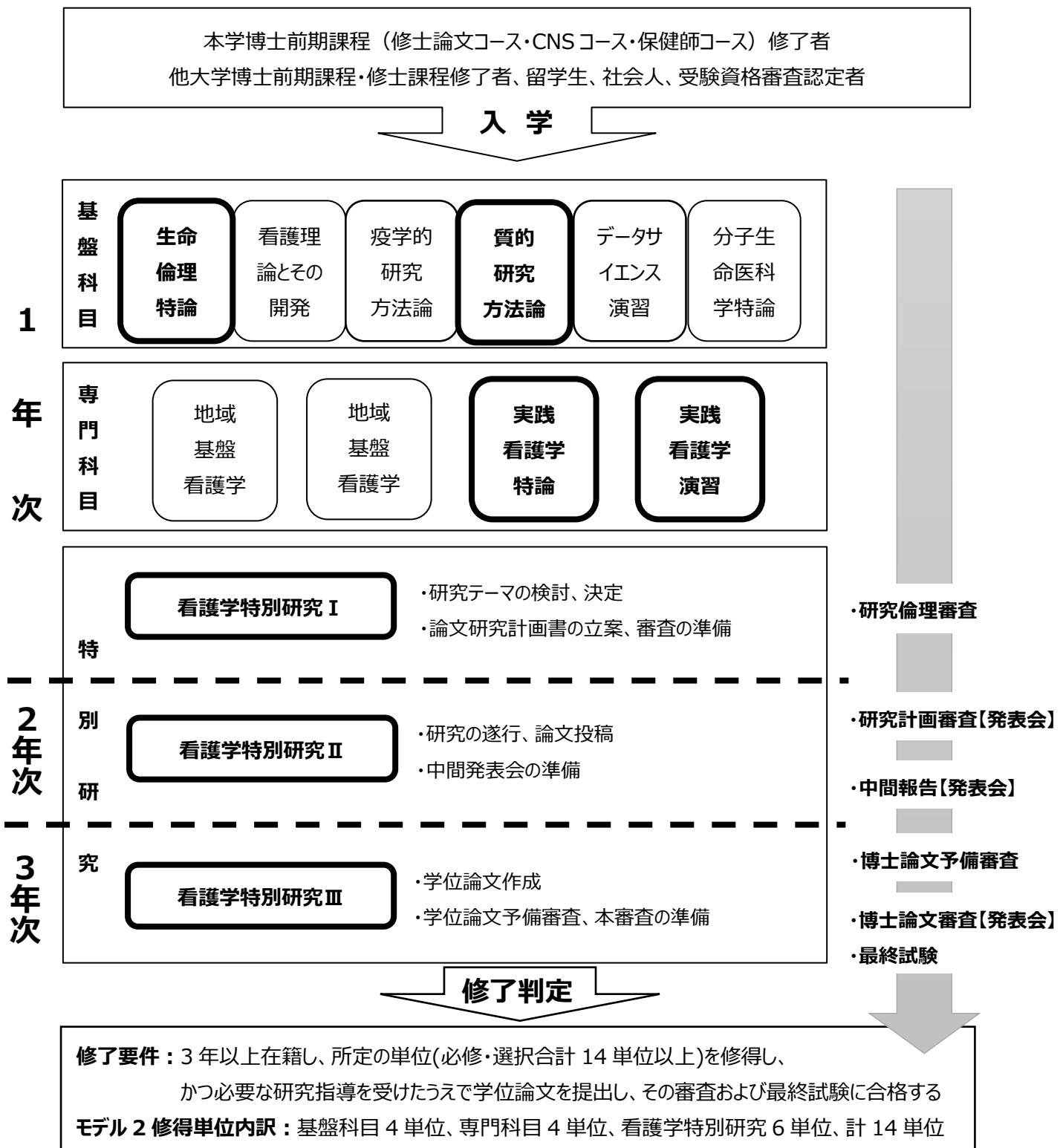
**モデル例-1：地域基盤看護学を専攻し、3年で履修する場合**

研究テーマ「コロナウィルスの感染拡大状況における高齢者のメンタルヘルスに関する研究」



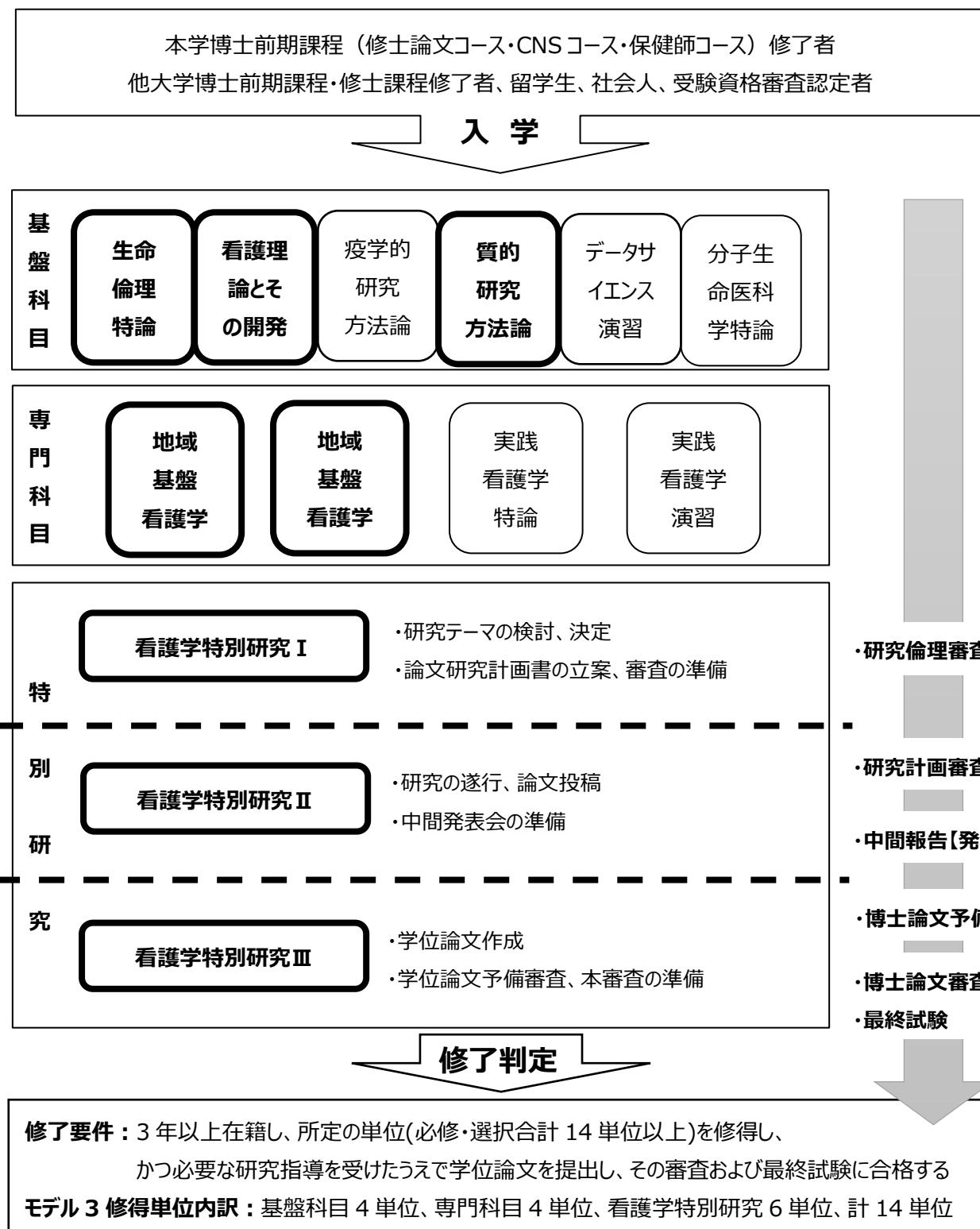
## モデル例-2：実践看護学を専攻し、3年で履修する場合

研究テーマ「脳死下臓器提供をする子どもと家族への看護における看護師の倫理的葛藤」



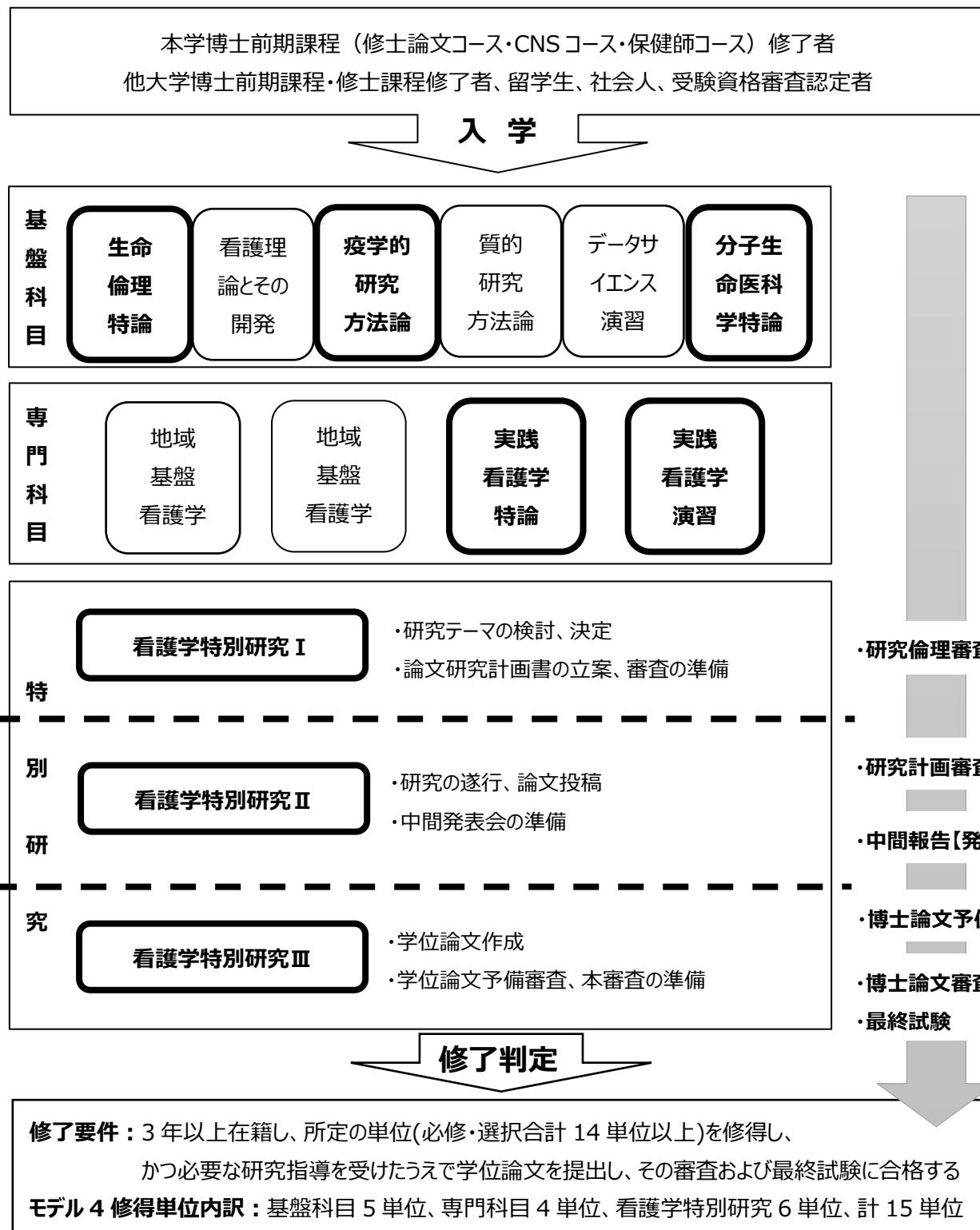
**モデル例-3：地域基盤看護学を専攻し、長期履修（4年）で履修する場合**

研究テーマ「パーキンソン病患者の自立支援ケアモデルの開発」



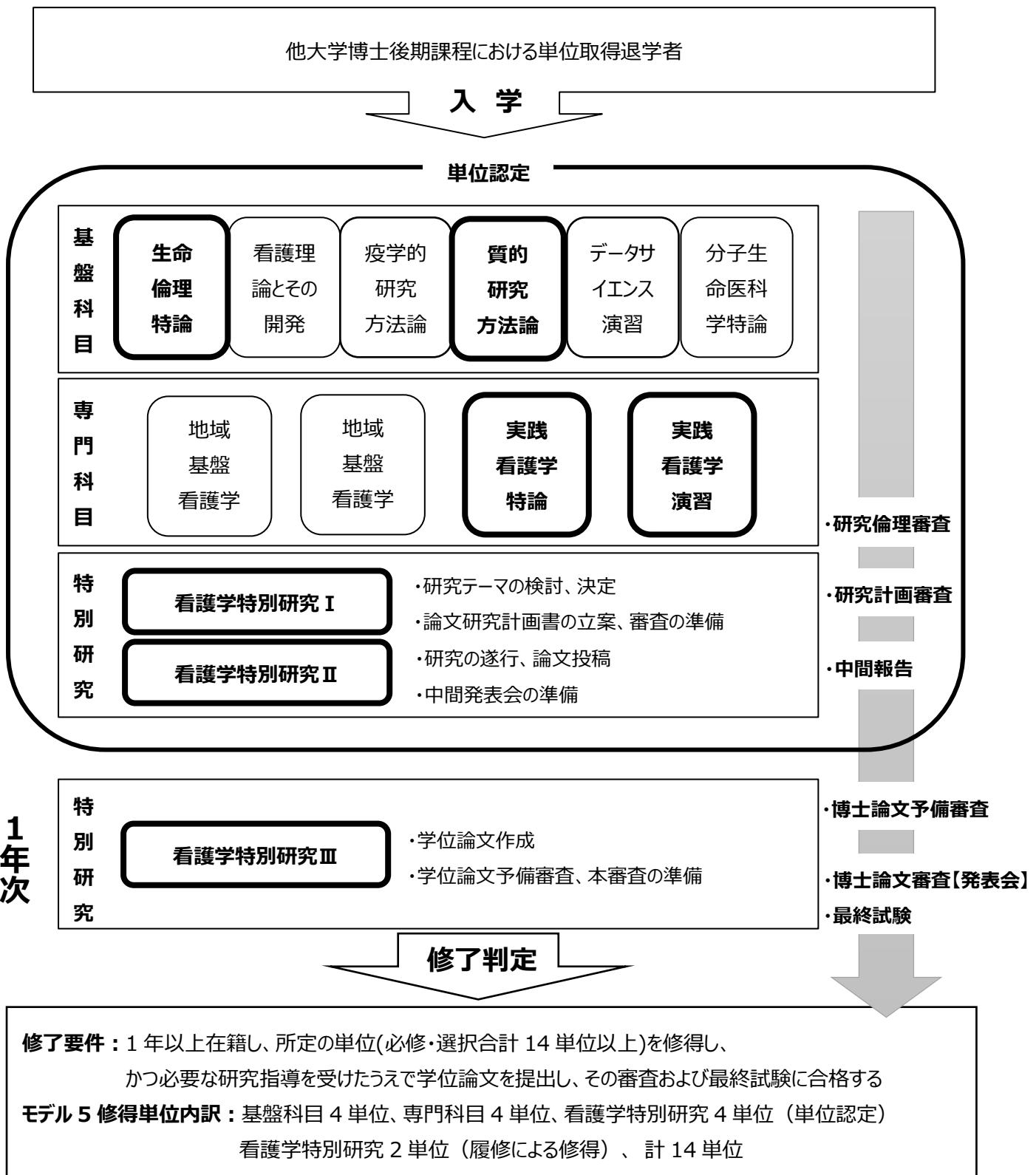
**モデル例-4：看護実践学を専攻し、長期履修（6年）で履修する場合**

研究テーマ「遺伝子治療を受けるがん患者の臨床データを活用した日常生活支援に関する研究」



**モデル例-5：実践看護学を専攻し、既修得単位を活用して1年で履修する場合**

研究テーマ「脳死下臓器提供をする子どもと家族への看護における看護師の倫理的葛藤」



### 開講時期及び研究指導

## 博士後期課程 授業時間割

1時限 9:00～10:30 2時限 10:40～12:10 3時限 13:10～14:40 4時限 14:50～16:20

5時限 16:30～18:00 6時限 18:10～19:40 7時限 19:50～21:10

## 【前期】

	月	火	水	木	金	土
1						
2						
3	地域基盤看護学特論 実践看護学特論	データサイエンス演習	看護理論とその開発	疫学研究方法論	質的研究方法論	看護学特別研究Ⅰ・看護学特別研究Ⅱ・看護学特別研究Ⅲ
4	地域基盤看護学演習 実践看護学演習	生命倫理特論				看護学特別研究Ⅰ・看護学特別研究Ⅱ・看護学特別研究Ⅲ
5						
6	生命倫理特論	地域基盤看護学特論 実践看護学特論	看護学特別研究Ⅰ・看護学特別研究Ⅱ・看護学特別研究Ⅲ	疫学的研究方法論 質的研究方法論	データサイエンス演習	
7	看護理論とその開発	地域基盤看護学演習 実践看護学演習	看護学特別研究Ⅰ・看護学特別研究Ⅱ・看護学特別研究Ⅲ			

## 【後期】

	月	火	水	木	金	土
1						
2			分子生命医科学特論			
3						看護学特別研究Ⅰ・看護学特別研究Ⅱ・看護学特別研究Ⅲ
4	地域基盤看護学演習 実践看護学演習			データサイエンス演習		看護学特別研究Ⅰ・看護学特別研究Ⅱ・看護学特別研究Ⅲ
5						
6		地域基盤看護学演習 実践看護学演習	看護学特別研究Ⅰ・看護学特別研究Ⅱ・看護学特別研究Ⅲ		データサイエンス演習	
7			看護学特別研究Ⅰ・看護学特別研究Ⅱ・看護学特別研究Ⅲ		分子生命医科学特論	

## 【修士論文コース】ループリック

ディプロマポリシーの到達度について自己評価し、右欄に到達度レベルとその理由を記入して下さい。

1.キリスト教的人間観を基盤に看護の理念に基づく倫理観をもって、実践・管理・教育・研究ができる。	レベルIV	レベルIII	レベルII	レベルI
1-1 キリスト教的人間観を基盤にする看護について思索を深め、実践できる	キリスト教的人間観を基盤にする看護について思索を深め自己の考えを述べ、実践できる	キリスト教的人間観を基盤にする看護を意識して実践できる	キリスト教的人間観を基盤にする看護について思索を深め自己の考えを述べられる	キリスト教的人間観を基盤にする看護に関する自己の考えを深める
1-2 看護における倫理原則、倫理的態度とはなにかを説明し、実践できる	看護における倫理原則を踏まえ、倫理的態度で指導的に実践できる	看護における倫理原則、倫理的態度とはなにかを説明し、実践できる	看護における倫理原則、倫理的態度を意識して実践できる	看護における倫理原則、倫理的態度とはなにかを説明できる
2. 専門分野の高度な知識・技術を修得し、理論、分析・評価力をもち専門性の高い看護実践ができる。	高度な専門的知識、理論を活用し現状分析を踏まえて専門性の高い看護実践ができる	高度な専門的知識、理論を意識して最低限の現状分析を踏まえて看護実践ができる	専門的知識、理論の活用、現状分析は不十分であるが意識的に看護実践ができる	標準的な看護実践ができる
3. グローバルな視点を持ち、国内外の研究成果を取り入れ、看護実践・研究・教育に貢献できる。	多様な視点をもち、国際学会への参加など積極的に国内外の研究成果を看護実践、研究・教育に取り入れ、発信できる	多様性を理解し、看護の視点を広げるために国内外の研究成果を看護実践、研究・教育に取り入れて活用できる。	国内外の研究成果を看護実践、研究・教育に取り入れて活用できる	看護実践、研究・教育の活動が限定的である
4. ケアの質向上のためにシステムを評価し、解決に向けて多職種と連携・協働し、環境を調整できる	ケアの質向上のためにシステムを評価し、解決の方向、連携・協働すべき対象を明確にし、必要に応じて新たなシステムを考案できる	ケアの質向上のためにシステムを評価し、解決の方向、連携・協働すべき対象を明確にし環境を調整できる	ケアの質向上のためにシステムを評価し、解決の方向、連携・協働すべき対象について説明できる	ケアの質向上のためにシステムの観点から評価の視点を説明し、課題が分かる
5. 専門分野の課題を洞察し、適切な方法を選択し成果をまとめることで基礎的研究能力を身につけている。	専門分野の課題について十分な検討に基づき研究計画を立案し一連プロセスを経て研究成果を論文としてまとめ、発表できる。	一部不十分な部分はあるが専門分野の課題について一連の研究プロセスを経て成果をまとめることができる	ひととおり、研究のプロセスについて説明し、事故の研究課題について研究計画書が立てられる	専門分野の課題について文献検討し、研究課題、研究方法が考えられる

## 【保健師コース】ディプロマポリシー (DP) 到達度ルーブリック (案)

ディプロマポリシーの到達度について自己評価し、右欄に到達度レベルとその理由を記入して下さい。

ディプロマポリシー	レベルⅠ	レベルⅡ	レベルⅢ	レベルⅣ	レベル( )
1. キリスト教的人間観を基盤に、公衆衛生看護専門職としての倫理観を備え、公衆衛生看護実践ができる	キリスト教的人間観を基盤とした公衆衛生看護を展開するため、倫理原則と地域における倫理的課題を説明できる	公衆衛生看護を展開する上で、自己の倫理観と対峙し、公衆衛生看護専門職としての倫理的態度を意識して実践できる	健康な地域を創造するケアシステムを構築するために、社会的公正を規範とした倫理観を説明し、実践できる	公衆衛生看護専門職としての倫理観に基づき、公衆衛生看護の発展に向けて活動できる	レベル( ) 理由
2. 科学的根拠と文化的感受性をもってコミュニティの健康と環境の課題を明らかにできる	地域の人々の健康と環境における課題を科学的根拠に基づき明らかにするための基礎的知識と技術を説明できる	多様な文化の影響を受けた個人・家族の健康と環境の課題を科学的根拠に基づき明らかにできる	多様な文化の影響を受けた集団・地域の健康と環境の課題を科学的根拠に基づき明らかにできる	多様な文化の影響を受けた地域ケアシステムの課題を科学的根拠に基づき明らかにできる	レベル( ) 理由
3. 人々の健康増進能力を高め、複雑な健康課題の解決のために関係者と連携・協働してマネジメントできる	人々の健康増進能力を高め課題を解決するための関係者を理解し、連携・協働に必要な基礎的知識と技術を説明できる	人々の健康増進能力を高めるために、関係者と連携・協働した解決策を提示できる	複雑困難な健康課題を抱える対象の危機的状況を判断し、関係者と連携・協働した解決を提示できる	地域の将来を見据えた地域ケアシステムを構築するためのマネジメントを検討し、提示できる	レベル( ) 理由
4. グローバルな視点で将来を見据えて地域ケアシステムを評価し、政策を提言できる	将来の地域を見据え把握した地域の実情から地域ケアシステムの現状と課題を検討する意義を説明できる	地域の将来を見据え地域ケアシステムとの関連で健康課題を提示できる	地域の将来を見据え地域ケアシステムとの関連で健康課題をとらえ、施策化、政策化を検討できる	グローバルな視点をもって、地域ケアシステムを評価し、課題解決に向けた施策化、政策化への提言ができる	レベル( ) 理由
5. 基礎的研究能力を備え、公衆衛生看護の課題解決に自ら取り組むことができる	健康課題解決を科学的論理的思考により探求するための基礎的知識と技術を説明できる	科学的論理的思考により得た知見を活用して、公衆衛生看護における研究課題を明らかにできる	人々の健康と社会の安寧に寄与する公衆衛生看護研究を遂行できる	公衆衛生看護における研究成果を課題研究論文としてまとめ、発表できる	レベル( ) 理由

## 【高度実践看護師コース】ディプロマ・ポリシー(DP)到達度ルーブリック

DPの到達度について自己評価し、右欄に到達度レベルとその理由を記入してください。

ディプロマ・ポリシー	レベルIV	レベルIII	レベルII	レベルI	
1. キリスト教的人間観に基づく全人的ケアを実践できる。	キリスト教的人間観に基づき専門看護師として、全人的ケアを実践できる。	キリスト教的人間観を基盤にして、専門看護師の役割を意識して実践できる	キリスト教的人間観を基盤に、専門看護師としての思索を深め自己の考え方を述べることができる。	キリスト教的人間観を基盤に、専門看護師としての考え方を深めることができる。	レベル( ) 理由
2. 各専門分野における倫理的配慮意思決定支援ができる。	各専門分野の特徴を踏まえ、専門看護師に必要な看護における倫理原則、倫理的態度を踏まえて、対象者の倫理的意志決定の支援ができる。	各専門分野の特徴を踏まえ、専門看護師に必要な看護における倫理原則、倫理的態度について説明し、実践できる。	各専門分野の特徴を踏まえ、専門看護師に必要な看護における倫理原則、倫理的態度を意識して実践できる	各専門分野の特徴を踏まえ、専門看護師に必要な倫理原則、倫理的態度を説明できる	レベル( ) 理由
3. 専門的なエビデンスに基づく実践・相談・教育ができる。	各専門分野のエビデンスを十分に取り入れるとともに、事例の個別性に深く配慮して実践・相談・教育を遂行できる。	各専門分野のエビデンスを取り入れて実践・相談・教育を遂行できる。	各専門分野のエビデンスを取り入れて実践・相談・教育を遂行できる。	各専門分野の専門的エビデンスを考慮して実践・相談・教育を遂行できる。	レベル( ) 理由
4. 高度なコミュニケーション能力に基づく多職種連携・調整することができる。	各専門分野において必要なケアを円滑に提供するための高度なコミュニケーション能力を有し、保健医療福祉に携わる人々と、積極的に連携・調整することができる	各専門分野において必要なケアを円滑に提供するためのコミュニケーション技法を十分に取り入れて、保健医療福祉に携わる人々と連携・調整を実践できる	各専門分野において必要なケアを円滑に提供するためのコミュニケーション技法を取り入れて、保健医療福祉に携わる人々と連携できる	各専門分野において必要なケアを円滑に提供するためには必要なコミュニケーション技法を考慮して連携できる。	レベル( ) 理由
5. 組織変革・政策提言に必要な変化エージェントの役割を有している。	各専門分野において組織改革・政策提言に必要な変化エージェントの役割を遂行できる。	各専門分野において組織改革・政策提言に必要な変化エージェントの役割を部分的に遂行できる。	各専門分野において、組織改革・政策提言に必要な変化エージェントの課題を明確にできる。	各専門分野における課題から組織変革・政策提言ができる変化エージェントの役割を説明できる。	レベル( ) 理由
6. 基本的な研究能力を有し、課題研究を今後の実践に結び付けて説明できる。	各専門分野において、専門知識・技術の向上や開発を図るための研究能力を獲得し、課題研究を今後の実践に結びつけて説明できる	各専門分野において、専門知識・技術の向上や開発を図るための研究能力を獲得し、課題研究を遂行できる	各専門分野において、専門知識・技術の向上や開発を図るための基礎的研究能力から研究課題を明らかにすることができる	各専門分野において、専門知識・技術の向上や開発を図るための基礎的研究能力を説明できる	レベル( ) 理由

教育課程毎の1週間当たりの担当コマ数一覧

	教員氏名	職位	前期				後期				合計	1週間 当たりの 担当コマ数
			学部	博士 前期	博士 後期	計	学部	博士 前期	博士 後期	計		
1	浅井 さおり	教授	93	0	60	153	257	0	52	309	462	15
2	伊藤 治幸	教授	150	52	156	358	104	6	142	252	610	20
3	大野 和美	教授	58	20	120	198	341	0	112	453	651	22
4	榎 建二郎	教授	120	0	150	270	75	0	157	232	502	17
5	城丸 瑞恵	教授			120	120			112	112	232	8
6	中村 由美子	教授		15	138	153			112	112	265	9
7	服部 容子	教授	95	30	140	265	157	0	112	269	534	18
8	林 裕子	教授			120	120			112	112	232	8
9	日沼 千尋	教授	126	14	120	260	90		112	202	462	15
10	松田 ひとみ	教授		30	162	192			114	114	306	10
11	吉田 礼維子	教授	26	58	128	212	8	116	114	238	450	15
12	長内 さゆり	准教授	175	8	30	213	61	0	30	91	304	10
13	小澤 涼子	准教授	75	106	71	252	67	427	39	533	785	26
14	草野 知美	准教授	218	6	60	284	92	2	52	146	430	14
15	高橋 順子	准教授	57		30	87	307		30	337	424	14
16	若山 好美	准教授	105	87	30	222	61	433	30	524	746	25

- 学部、博士前期は2023年度教員持時間数集計表の時間数
- 博士後期はシラバスの担当時間数。前後期の科目はシラバスの担当時間を1/2にして前期と後期に充当
- 1週間当たりのコマ数は合計時間数/30（週）、小数点1位を四捨五入

## 学校法人天使学園就業規則

### 一 前 文 一

学校法人天使学園のもとは、カトリック修道会（マリアの宣教者フランシスコ修道会）によって、昭和22年（1947年）に創立された札幌天使女子厚生専門学校にある。

本学園は、キリスト教の精神に基づく「愛をとおして真理へ」を建学の精神とするカトリック系の学園であり、人間の尊厳を中心に、人々に仕える奉仕の精神による人間形成につとめ、専門職業人として必要な学びを深め、人類に奉仕する良き社会人を育成することを目標としている。

本学園に勤務する教職員は、学園創立の理念を尊重し、一致協力して誠実に職務の遂行に努めなければならない。

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この規則は、労働基準法及び関係法令に基づき、学校法人天使学園（以下「学園」という。）に勤務する教職員の労働条件、服務規律及びその他の就業に関する基本的事項を定めるものである。

2 この規則に定めのない事項については、労働基準法及びその他の法令の定めるところによる。  
 （遵守義務）

第2条 学園及び教職員は、前文に掲げる本学園の教育使命達成のため、関係する法令及び学園の諸規則を遵守し、責任をもって業務遂行に当たらなければならない。

#### （定義）

第3条 この規則における教職員とは、定められた手続きを経て採用された常勤者であって、教育に直接従事する者を「教員」、事務及びその他の業務に従事する者を「職員」という。

2 学園は、必要に応じて特任教員、嘱託教職員、臨時職員等をおくことができる。

3 前項の教職員の就業に関する事項については、別に定める。

4 この規則において、以下のように用語を定義する。

- (1) 理事会：学園の最高意思決定機関をいう。
- (2) 理事長：前号の最高責任者をいう。
- (3) 学長：学園が設置する大学の長をいう。
- (4) 所属長：学長及び事務局長をいう。
- (5) 教職員代表：教職員の投票等で選出され、教職員の過半数を代表した者をいう。

#### （職種）

第4条 前条第1項の教職員の職種は、次のとおりとする。

- (1) 教員 — 教授、准教授、講師、助教、助手

- (2) 職 員 一 ア 事務職員：事務職、秘書、司書、システムエンジニア  
 イ 技術職員：ボイラー技師  
 ウ 労務職員：用務員、その他の労務に服する職員

## 第2章 採用、異動等

### (任免権者)

第5条 教職員の任免は、理事会の議を経て理事長がこれを行う。

- 2 理事会は、その議を経て前項の一部を理事長に委任することができる。
- 3 教員の採用に関する事項については、別に定める。

### (採用選考)

第6条 教職員を採用するに当たっては、以下の各号の一又は複数の方法により選考する。

- (1) 書類選考
  - (2) 面接選考
  - (3) 筆記試験
  - (4) 実技試験
- 2 教職員の選考に必要な書類は、次のとおりとする。ただし、学園が特に認めた場合は、その一部を省略することができる。
    - (1) 履歴書（3か月以内の写真貼付）又は教員個人調書
    - (2) 教育研究業績書又は職務経歴書
    - (3) 卒業（見込）証明書、学業成績証明書
    - (4) 免許状等の写し
    - (5) その他、学園が必要と認める書類

### (採用時提出書類)

第7条 教職員として採用が決定された者は、決定通知書を受けた日から20日以内に次の書類を提出しなければならない。ただし、学園が特に認めた場合は、その一部を省略することができる。

- (1) 承諾書
  - (2) 誓約書
  - (3) 住民票記載事項証明書（第7号に基づき提出する場合を除く。）
  - (4) 職歴のある者にあっては、年金手帳及び社会保険被保険者証等の書類の写し
  - (5) 給与所得があった者は、その年の源泉徴収票
  - (6) 家族、住居及び通勤状況に関する書類
  - (7) 本人及び被扶養者の個人番号カード、個人番号通知カード又は個人番号記載の住民票のいずれかの写し
  - (8) 健康診断書
  - (9) その他、学園が必要と認める書類
- 2 前項第7号で取得する個人番号は、学園個人番号及び特定個人情報取扱規程第3条に規定する範囲の事務を処理するために使用する。

3 第1項第7号の提出に当たっては、本人確認のために必要な書類の提出を求めることができる。

4 教職員は、前条第2項又は本条第1項に規定する履歴事項、身上事項その他人事管理に必要な事項に変更が生じた場合には、遅滞なく所属長を経て理事長に届け出なければならない。

(試用期間)

第8条 採用された教職員は、採用の日から6か月間を試用期間とする。ただし、勤務成績が良好な場合、3か月間までに短縮することができる。

2 試用期間中において、出勤状況、健康状況、職務遂行能力及び適性に問題があった場合、試用期間を延長し、又は採用後14日を経過した場合は30日以上前に予告したうえで解雇することができる。

3 試用期間は、正式採用されるに至ったときは勤続年数に通算する。

(労働条件の明示)

第9条 学園は、教職員の採用に当たっては、採用時の給与、就業場所、従事する業務、勤務時間、休日及びその他の労働条件を被採用者に文書により通知するとともに、この規則及び諸規程を交付して労働条件を明示するものとする。

(所属、職務の異動)

第10条 理事長は、業務の都合により必要と認めたときは、教職員に職務、職場の変更を命じ、又は他の業務を兼務させることができる。この場合、教職員は、正当な事由がない限り、これを拒むことはできない。

2 異動を命ぜられた場合は、速やかに後任者又は所属長が指定する者に事務引継を行い新任部署に異動しなければならない。

(昇任)

第11条 教職員の昇任は、理事会の議を経て理事長が行う。

2 教員の昇任に関する事項については、別に定める。

(休職)

第12条 教職員が次の各号の一に該当する場合は、休職を命ずる。

(1) 私傷病のため第31条第3号のイの期間を超えた場合（以下「傷病休職」という。）。

(2) 結核性疾患のため第31条第3号のウの期間を超えて療養を要する場合（以下「結核休職」という。）

(3) 刑事事件で起訴された場合（以下「起訴休職」という。）

(4) 前各号のほか、特別の事情があって、理事長が承認した場合（以下「認定休職」という。）

(休職期間)

第13条 休職期間は、次のとおりとする。

(1) 傷病休職：勤続年数1年未満の者 5か月以内

勤続年数1年以上3年未満の者 10か月以内

勤続年数3年以上5年未満の者 12か月以内

勤続年数5年以上10年未満の者 18か月以内

勤続年数10年以上の者 24か月以内

(2) 結核休職：勤続年数にかかわらず36か月以内

(3) 起訴休職：判決確定までの期間

(4) 認定休職：理事会が承認した期間

2 休職期間は、勤続年数に算入しない。ただし、前項第4号の認定休職について理事会が認めることは、勤続年数に算入することができる。

3 前条及び本条に定める月数の計算方法は、曆日とし、民法143条第2項による。

(休職の願出)

第14条 休職する者は、休職願に必要書類を添付し、所属長を経て理事長に提出し、承認を受けなければならない。

2 教員が留学し、又は他の教育研究機関等における調査研究のために第12条第4号の認定休職を必要とする場合は、休職願に必要書類を添付し、所属する学科長、科長又は研究科長を経て学長に提出し、理事長の承認を受けなければならない。

(休職期間の通算)

第15条 傷病休職を命じられた者が、休職期間満了前に復職した場合で、復職後30日以内に同一の傷病により休職を命じられた場合は、復職前の休職期間と通算する。

(休職期間中の身分の取扱い)

第16条 休職期間中は、教職員としての身分を保持し、この期間中の給与の取扱いは、別に定める給与規程によるものとする。

2 休職期間中は、理事長の承認なく他の業務に従事してはならない。

(復職)

第17条 休職事由が消滅したとき又は休職期間が満了したときは、原則としてすみやかに復職させるものとする。

2 疾病による休職者の復職は、医療機関の診断の結果を併せて審査するものとする。

3 復職は、原則として旧職務に復職させる。ただし、旧職務に復帰させることが困難又は不適当と理事長が認めたときは、他の職務に配置替えができる。

4 休職期間満了の翌日までに復職しない場合は、休職期間満了時に自然退職したものとみなす。

### 第3章 退職・解雇・定年

(退職日)

第18条 教職員が次の各号の一に該当する場合は、当該各号に定める日をもって退職とする。

(1) 退職を願い出て承認されたとき 学園が承認した日

(2) 休職期間が満了し復職することができないと認められたとき 休職期間満了の日

(3) 期間の定めのある雇用が満了したとき 雇用期間満了の日

(4) 定年に達したとき 定年に達した日（出生の日の前日）が属する年度の3月31日

(5) 死亡したとき 死亡の日

(退職願)

第19条 教職員が自己都合により退職しようとする場合は、原則として3か月前までに所属長を経て理事長に退職願を提出し、承認を得なければならない。

## (事務引継等)

第20条 退職を願い出て承認された教職員は、退職日まで従前の職務に従事し、後任者又は所属長が指定する者に事務引継を行わなければならない。

- 2 退職する教職員は、学園から使用を認められていた施設設備を原状に復し、また、貸与されていた物品及び書類等を返却しなければならない。
- 3 退職する教職員は、学園に持ち込んでいた私物を、退職の日までに総て持ち帰らなければならぬ。
- 4 前2項は、第22条により解雇された者にも適用する。

## (退職手当)

第21条 第18条により退職した教職員の退職手当については、別に定める。

## (解雇)

第22条 教職員が次の各号の一に該当する場合は解雇することができる。

- (1) 身体又は精神の障害により、業務に耐えられないと認められた場合
  - (2) 勤務成績が著しく不良の場合
  - (3) 職務に必要な能力、適性を欠くと認められた場合
  - (4) 学園の教育方針に明らかに相反する言動が認められた場合
  - (5) 重大な経歴を偽った場合
  - (6) 犯罪又は重大な非行があった場合
  - (7) 職制若しくは定数の改廃又は学園の規模縮小で過員となった場合
  - (8) その他前各号に準ずるやむを得ない事由のある場合
- 2 前項により解雇するときは、30日前に本人に文書で予告するか、又は平均給与の30日分の解雇予告手当を支給して即時解雇するものとする。

## (解雇の制限)

第23条 学園は、産前・産後の休業期間中及びその後の30日間並びに業務上の傷病による休業期間及びその後の30日間は、その教職員を解雇できない。ただし、労働基準監督署長の認定を受けた場合は、この限りでない。

## (定年等)

第24条 教職員の定年は、65歳とする。ただし、学園が特に必要と認める場合は、理事会の議を経て、嘱託教職員として70歳に達した日（出生の日の前日。以下同じ。）が属する年度の3月31日まで再雇用することができる。

- 2 他大学等を定年退職して採用された教職員について、学園が特に必要と認める場合は、理事会の議を経て70歳に達した日が属する年度の3月31日まで嘱託教職員として雇用することができる。
- 3 70歳に達し退職した教職員で学園が特に必要と認めるときは、理事会の議を経て新たな条件でこれを雇用することができる。

## 第4章 勤務時間、休憩及び休日

### (基準勤務時間)

第25条 教職員の所定労働時間は、1週40時間、1日8時間とし、各日の始業及び終業時刻は次のとおりとする。

始業：8時30分

終業：17時30分

休憩：12時00分から13時00分までの1時間を標準とする。

2 所属長は、あらかじめ理事長の承認を得て、始業及び終業時刻を業務の都合により、事前に予告して当該勤務日の所定労働時間の範囲内で変更することがある。

### (1か月単位の変形労働時間制)

第26条 所属長は、業務の都合その他特別の事情がある場合には予め理事長の承認を得て、毎月1日を起算日として、1か月を平均して1週の所定労働時間が40時間を越えない範囲で特定の週において40時間、特定の日において8時間を超える1か月単位の変形労働時間制による勤務をさせることができる。

2 前項の勤務制度を採用する場合は、あらかじめ教職員代表と協定するものとする。

### (専門業務型裁量労働制)

第27条 理事長は、人文科学、社会科学若しくは自然科学等に関する研究の業務等労働基準法第38条の3第1項に定める業務に従事する教員に、裁量労働による勤務をさせることができる。

2 前項の勤務制度を採用する場合には、あらかじめ教職員代表と協定するものとする。

3 前項の規定により勤務する教員は、当該協定により定めた労働時間を勤務したものとみなす。

### (休日及び勤務を要しない日)

第28条 教職員の休日及び勤務を要しない日は次のとおりとする。

#### (1) 休日

ア 日曜日（法定休日）

イ 土曜日

ウ 国民の祝日に関する法律に定める日

エ その他学園が特に定めた休日

#### (2) 勤務を要しない日

ア 聖母被昇天祭（8月15日）を挟む3日間

イ 7月1日から9月30日までの間で各々の希望する5日間

ウ 12月29日から翌年の1月7日までの日（1月1日を除く。）

エ 創立記念日（12月8日）

オ キリスト降誕祭（12月25日）

カ その他学園において特に勤務を要しないと定めた日

2 前項第2号に規定する勤務を要しない日は、学園行事等の業務遂行上の必要があるときは勤務を要する日とし、この場合の振替は行わない。

## (休日の振替)

第29条 所属長は、学園行事等の業務遂行上の必要がある場合は、教職員の全部又は一部について、前条第1項第1号の休日を原則として4週間以内の他の日に振替えることができる。

2 所属長は、教職員の一部に対して前条第1項第2号の勤務を要しない日に勤務を命じた場合において、他の教職員と均衡を欠くと判断した場合には、当該者に対して前項に準ずる措置をとることができる。

## (時間外・休日勤務等)

第30条 所属長は、教職員に対し、次の各号の一に該当する場合には、第25条、第26条、第27条及び第28条の規定にかかわらず、日直、宿直、時間外（時間外深夜勤務を含む）又は休日（休日の深夜勤務を含む）に勤務をさせることができる。なお、この場合の手当については、給与規程に定める。

- (1) 業務上必要やむを得ない事由があるとき。
- (2) 災害その他避けることのできない事由で臨時に必要を生じたとき。
- (3) その他日直、宿直、時間外または休日勤務を必要とするとき。

2 前項の時間外労働及び休日勤務は、あらかじめ教職員代表と協定し、行政官庁に届出した「時間外労働及び休日労働に関する協定」の範囲内とする。

3 時間外又は休日労働を命ぜられた者は、正当な理由なく拒むことはできない。

## 第5章 休暇、休業等

## (有給の休暇)

第31条 有給の休暇を次のとおりとする。

## (1) 年次有給休暇

ア 学園に1年以上継続勤務し、前年度の出勤率が8割以上の教職員に対しては、年次有給休暇（以下「年休」という。）を次の表のとおり与える。ただし、新規に採用され1年に満たない教職員については、4月から9月までに採用された者には10日間、10月以降採用された者には5日間の年休を与えることができる。なお、勤続年数は、毎年4月1日を基準日として算出する。

勤続年数	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上
付与日数	10日 又は5日	12日	14日	16日	18日	20日

イ 上記の出勤率の算出に当たっては、業務上又は通勤途上における労災事故に起因する欠勤の期間、産前産後の休業期間及び育児又は介護休業の期間はこれを出勤とみなして計算する。

ウ 本号アのただし書きに該当する者の採用翌年度の年休は、基準日において1か年以上の継続勤務があったものとみなし、本号ア及びイを適用する。

エ 当該年度に与えられた年休の残余日数は、翌年度に繰り越すことができる。

オ 年休の取得に当たっては、労働基準法に基づき別に締結される労使協定に従い、時間を

単位とすることができます。

#### (2) 慶弔休暇

教職員に次に掲げる事情が生じた場合は、次のとおり慶弔休暇を認める。なお、各項目の休暇には、当該事情による目的地等への移動に要する最少日数を加算することができる。

ア 本人の結婚	7日以内
イ 子の結婚	3日以内
ウ 二親等以内の血族又は姻族の結婚	1日
エ 配偶者の出産	3日以内
オ 配偶者の死亡	10日以内
カ 父母及び配偶者の父母の死亡	7日以内
キ 子の死亡	7日以内
ク 二親等の血族又は姻族の死亡	3日以内
ケ 三親等の血族又は姻族の死亡	1日
コ 三親等以内の血族又は姻族の命日祭又は法要	1日

#### (3) 病気休暇

教職員が業務外の私傷病のため就業できないときは、次のとおり病気休暇を認めることができる。

ア 短期病気休暇	同一年度6日以内
イ 長期病気休暇	短期病気休暇を超える場合で次に掲げる期間とする。ただし、同一年度内の病気休暇は合算する。この場合の月数の計算方法は、第13条第3項による。
勤続年数1年未満の者	1か月以内
勤続年数1年以上5年未満の者	2か月以内
勤続年数5年以上の者	3か月以内
ウ 結核病気休暇	上記イの期間と同様とする

#### (4) 育児時間

1歳に満たない子（養子、特別養子縁組の監護期間中の子、養子縁組里親に委託されている子及び養育里親として委託された子を含む。）を養育する教職員から請求があったときは、1日2回、各々45分以内の時間を、その子を養育するための育児時間として認めることができる。

#### (5) 育児目的休暇

小学校就学の始期に達するまでの子を養育する教職員は、当該子が1人の場合は1年間につき2日、2人以上の場合は1年間につき4日を限度として、育児目的休暇を取得することができる。この場合の1年間とは、4月1日から翌年3月31日までの期間とする。

#### (6) 生理休暇

生理時の就業が著しく困難な女性教職員から請求があったときは、その都度、必要な期間の生理休暇を認めることができる。

#### (7) 災害休暇

天災地変その他本人の責に帰すことのできない災害によって勤務できない場合には、所長が必要と認めた日数を災害休暇として認めることができる。

## (8) 公用休暇

- ア 選挙権その他公民としての権利を行使するために必要な時間又は日数を公用休暇として認めることができる。
- イ 証人、鑑定人、参考人又は裁判員として国会、裁判所、地方公共団体の議会等へ出頭する場合、必要な時間又は日数を公用休暇として認めることができる。
- ウ 前記ア及びイにおいて、依頼先等から当該用務に係る対価(交通費等の実費を除く。)が支払われる場合は、当該休暇は、無給とすることができます。

## (9) 防疫休暇

第51条第1号の規定により感染症予防のため就業が禁止されたときは、必要と認められた期間を防疫休暇として認めることができます。

## (有給の休暇の届出等)

第32条 有給の休暇を取得しようとする者は、所定の様式により、緊急の場合を除き原則として3日前までに所属長に届け出なければならない。この場合、業務に支障のある場合には、他の時季に変更させることができる。

- 2 有給の休暇が与えられる事由が同時に2つ以上存在する場合は、原則として本人の請求により、いずれか1つの休暇を与えるものとする。
- 3 慶弔休暇の場合、休日又は勤務を要しない日はその日数に算入するものとする。
- 4 有給の休暇には、通常勤務と同等の給与を支払うものとする。ただし、その休暇の期間が長期にわたるときは、給与規程の定めるところによりその一部を減額することができる。

## (産前・産後の休業等)

第33条 学園は、出産予定6週間(多胎妊娠の場合は14週間)以内の女性教職員から、休業の請求があれば認めなければならない。

- 2 学園は、産後8週間を経過しない女性教職員を就業させてはならない。ただし、産後6週間を経過した者から請求があり、医師が支障ないと認めた場合はこの限りでない。
- 3 産前・産後休業に関する事項については、別に定める。

## (妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置)

第34条 学園は、女性教職員から母子保健法に規定する保健指導又は健康診査を受けるため、休業又は時間の請求があれば、それを確保するため必要な措置を講じなければならない。

- 2 学園は、前項の保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るために、該当者から休業又は勤務の調整等の請求があれば、必要な措置を講じなければならない。

## (育児・介護休業)

第35条 学園は、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に該当する教職員から請求があった場合には、同法に規定する育児又は介護に要する休業等を認めなければならない。

- 2 育児又は介護休業等に関する事項については、別に定める。

## (介護休業等)

## 第36条 削除

## (休業の取扱い)

## 第37条 削除

## 第6章 服務規律

### (服務心得)

第38条 教職員は、以下の事項を遵守して服務しなければならない。

- (1) 学園の名誉を重んじ、学園を構成する一員としての品位を保つことに努める。
- (2) 学園の使命を理解し、責任を重んじ、創意と実践をもって誠実に自己の職務を果たし、相互の職務を尊重し、互いに協力して学園の秩序の保持に努める。
- (3) 教職員相互の人格を尊重し、互いに協力してハラスメント等のない良好な職場環境の維持に努める。
- (4) 勤務時間中は、職務の遂行に専念し、公私の区別を明確にする。
- (5) 許可なく学園内で文書の掲示若しくは配布又は放送若しくは演説等を行ってはならない。
- (6) 職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- (7) 職務以外の目的で学園の施設、設備、機械器具その他の物品を使用し、又は外部へ持ち出してはならない。
- (8) 施設、設備、備品などの取扱いを丁寧にし、消耗品などの節約に努める。
- (9) 学園内の清潔、整頓に注意し、火災、盗難予防及び安全衛生に留意する。

### (出勤簿押印)

第39条 教職員は、始業時刻前に出勤し、出勤簿に押印しなければならない。

### (出張命令)

第40条 所属長は、業務上の必要がある場合には、所属教職員に出張を命ずることができる。

出張を命ぜられた教職員は、帰任後速やかに所属長に復命しなければならない。

### (私事旅行)

第41条 削除

### (兼業の許可)

第42条 教職員が、他の職務に従事し、又は報酬を受けて他の業務に服するときは、あらかじめ所属長の承諾を得なければならない。

2 教員が他の学校等において授業等を担当する場合の取扱いについては、別に定める。

### (欠勤・遅刻・早退)

第43条 教職員は、欠勤、遅刻又は早退をしようとするときは、あらかじめ所属長に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事由のあるときは、電話等で連絡の上、事後遅滞なく届け出るものとする。

2 私傷病による欠勤が連續8日以上に及ぶ場合には、医師の診断書を提出しなければならない。

### (外出)

第44条 教職員が就業時間中私事で外出しようとするときは、上司の承諾を得なければならない。

### (不就労時間の給与)

第44条の2 欠勤、遅刻、早退及び外出等による不就労時間に係る給与の取扱いは、別に定める給与規程によるものとする。

## 第7章 旅費

### (旅費)

第45条 学園が、第40条により出張を命じた場合には、別に定める旅費規程により旅費を支給する。

## 第8章 給与

### (給与)

第46条 教職員の給与の取扱いに関する事項については、別に定める。

## 第9章 研修

### (研修)

第47条 学園は、教職員の資質技能の向上及び業務能率増進のため、必要に応じて研修を受ける機会を与えるよう努めなければならない。

2 研修の取扱いに関する事項については、別に定める。

## 第10章 安全衛生及び災害補償

### (安全・衛生の対策)

第48条 学園は安全衛生の保持に必要な施設、設備を整え、必要な措置を講ずるよう努力し、教職員の安全と衛生の確保に努めなければならない。

2 安全衛生管理体制については、法令の定めるところにより、別に定める。

### (災害の対応)

第49条 教職員は、職場の整理整頓に努め、災害の予防に留意しなければならない。

2 教職員は、災害若しくは災害発生を知ったとき又は災害発生のおそれがあることを発見したときは、臨機応変の処置をとり、災害を最小限に止めるように努め、直ちに所属長その他の関係者に通報しなければならない。

3 非常災害に関する事項は、法令の定めるところにより、別に定める。

### (健康診断)

第50条 教職員は、法令に基づく定期健康診断その他の健康診断を受け、又は学園の実施する必要な予防措置に従わなければならない。

2 学園は、教職員の健康診断の結果に基づいて、その者の健康保持のために必要な職務の転換又は勤務時間の短縮若しくは治療その他の保健衛生上必要な措置をとらなければならない。

### (病者の就業禁止)

第51条 学園は、教職員が次の各号の一に該当する場合は、医師の診断に基づいて就業を禁止することができる。

(1) 本人、同居の家族又は同居人が、「学校保健安全法施行規則」第18条に規定する感染症

に罹患し、又はそのおそれがある場合。ただし、医師が支障ないと認めた場合は、この限りでない。

(2) 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」第5条に規定する精神障害者に該当することとなり、勤務することが不適当であると認められた者

(3) その他疾病に罹患している者で、勤務することによって病勢の悪化するおそれのある者  
(災害補償)

第52条 教職員が業務上若しくは通勤の途上において負傷し、疾病にかかり、障害を被り、又は死亡した場合には、労働者災害補償保険法に規定する補償を行う。

2 前項の補償が、労働基準法の定める補償に及ばない場合は、その差額を支給することができる。

3 前2項の規定により補償を行うときは、同一の事由について民法上の損害賠償の責を負わないものとする。

## 第11章 福利厚生

(福利厚生)

第53条 学園が必要と認める場合は、教職員の福利厚生に関する催しに対し、予算の範囲内で助成を行うことができる。

(被服貸与)

第54条 教職員に、必要がある場合は、別に定める被服貸与規程に基づき被服を貸与することができる。

## 第12章 表彰及び懲戒

(表彰)

第55条 学園は、永年勤続者に対する表彰を行う。

2 学園は、次の各号の一に該当する教職員を理事会に諮り表彰することができる。

- (1) 職務に精励し他の教職員の範となり、又は学園の名誉を高めた者
- (2) 学術研究又は教育上特に功績のあった者
- (3) 災害を未然に防止し、又は災害時に際立った功労のあった者
- (4) その他前各号に準ずる顕著な功績のあった者

3 前2項の表彰に関する必要な事項は、別に定める。

(懲戒)

第56条 学園は、教職員が次の各号の一に該当する場合には、理事会で審議の上、懲戒を行うことができる。

- (1) 学園の建学の精神又は教育方針に明らかに相反する言動があったとき。
- (2) 学園の秩序、風紀をみだす行為のあったとき。
- (3) 学園名又は職名を不正に使用したとき。
- (4) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

- (5) 故意又は重大な過失により、学園に損害をもたらしたとき。
  - (6) 裁判において有罪の判決を受けたとき。
  - (7) 諸法令、諸規則及び諸規律並びにこの規則及び附属する諸規程に違反したとき。
  - (8) その他前各号に準ずる行為があったとき。
- (懲戒の方法及び種類)

#### 第57条 懲戒を分けて次のとおりとする。

- (1) 戒告：始末書を提出させ、文書により事後の行動を戒める。
  - (2) 減給：給与を労働基準法第91条の規定の範囲内において、一定期間給与を減額する。
  - (3) 出勤停止：3か月間以内の期間を定め出勤を停止し、その期間中は給与を支給しない。
  - (4) 諭旨退職：退職願を提出するよう説諭し、退職させる。
  - (5) 懲戒解雇：労働基準監督署長の許可を受けて、予告期間を設けず、予告手当を支給せずに解雇する。この場合、原則として退職手当は支給しない。
- 2 懲戒手続きの対象となる教職員には、弁明の機会を与えなければならない。
- 3 教職員が故意又は重大な過失によって学園に損害を与えたときは、本条第1項の懲戒処分を行うほか、損害の全部又は一部を賠償させるものとする。
- 4 懲戒及び懲戒委員会に関する必要な事項は、別に定める。

#### 第13章 苦情処理

##### (苦情処理)

第58条 学園は、教職員から自己の勤務条件等について苦情の申立てがあった場合には、迅速かつ公正に処理するものとする。

2 苦情処理及び苦情処理委員会に関する必要な事項は、別に定める。

#### 第14章 補則

##### (施行細則等)

第59条 この規則に定めるもののほか、本規則の施行に関し必要な事項は別に定める。

##### (改廃)

第60条 この規則の改廃は、理事会の議によるものとする。

#### 附 則

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

この規則の施行に伴い、任免規程並びに同法施行細則（昭和61年4月1日施行）は廃止する。

附 則

この規則は、平成13年5月25日から施行する。

附 則

この規則は、2006年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、2015年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、2015年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、2016年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、2018年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、2020年4月1日から施行する。

## 学校法人天使学園特任教員に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、学校法人天使学園（以下「学園」という。）就業規則第3条第3項の規定に基づき、特任教員の任用に関する必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 特任教員とは、学園が設置する天使大学の建学の精神の維持発展と教育研究の充実向上のために、特に必要と認められる者で、学園が定める他の規程では適切に任用することが困難である者とする。

- 2 特任教員は、学園就業規則第4条第1項に定める「教授」と称するものとする。
- 3 特任教員は、原則として教授会の構成員となる。

### (任用手続)

第3条 理事長は、理事会において特任教員の候補者を選考し、学長に推薦する。

- 2 理事長は、候補者の推薦にあたって特任教員候補者選考委員会（以下「委員会」という。）を設置することができる。
- 3 学長は、関係学科等の教授会の意見を聴いて、理事長又は委員会に報告する。
- 4 理事長は、学長又は委員会からの報告を踏まえて理事会に提案し、任用の採否を決定する。

### (任用期間及び更新)

第4条 特任教員の任用期間は、原則として1年以内とする。ただし、継続して任用するが必要な場合は、5年を超えない範囲で1年毎の更新ができるものとする。

- 2 理事会が、特に必要があると認めた場合は、前項の最長の任用期間を満了した者を、再度任用することができる。

### (雇用契約)

第5条 理事長は、特任教員に対して本規程を提示し、従事すべき職務、給与、その他の勤務条件について明示した雇用契約書を作成し、理事会の議を経て雇用契約を締結する。

### (改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の議を経て理事長が行う。

### 附 則

この規程は、2011年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、2012年4月12日から施行する。

### 附 則

この規程は、2017年6月1日から施行する

## F D・S Dの実施状況（2022年度）

分類	日時	テーマ・内容
F D	随時	授業参観 教員各自が遠隔授業で使用した（する）動画又は対面授業の録画を選択してGoogle Classroomの授業参観ページにアップし、各教員は、Google Classroomにアップされた動画を視聴して参観する。
F D	2022年6月1日+ オンライン開催	2022年度研究倫理研修会 テーマ：令和2・3年個人情報保護法の改正に伴う生命・医学系指針の改正について
F D	2022年8月3日+ オンライン開催	看護栄養学研究科 F D テーマ：2040年を見据えた大学院教育について
F D	2022年9月 オンライン開催	F D S D 委員会主催 F D 研修会 テーマ：授業評価アンケート結果を活用した学生の学習状況の分析～授業改善に向けて
学習会	2022年9月1日～ 31日配信 オンデマンド形式	学術振興委員会主催「2022年度科研費獲得セミナー」 テーマ：科学研究費獲得のコツと戦略 part. 2
F D	2022年9月28日+ オンライン開催	助産研究科 F D 研修会 内容：看護と政治
F D	2023年1月24日+ オンライン開催	教職課程 F D 研修会 テーマ：「特別な支援を必要とする児童生徒・学生への合理的配慮」
F D	2023年2月9日+ オンライン開催	看護栄養学研究科 F D テーマ：ケアの困難と可能性について
S D	2022年8月25日+ オンライン開催	F D S D 委員会主催 S D 研修会 テーマ：内部質保証におけるPDCAサイクルの具体的な進め方について
S D	2022年8月3日+ オンライン開催	S D 研修会 内容： (1) 2021年度学校法人天使学園決算報告について (2) 令和4年度客観的指標調査への取り組みについて (3) 法人統合協議会の進捗状況について
S D	2022年8月19日+ オンライン開催	ハラスメント相談員研修会 テーマ：キャンパスハラスメントの相談のあり方
S D	2022年12月14日 + オンライン開催	教職員修養会

## F D・S Dの実施状況（2021年度）

分類	日時	テーマ・内容
F D	随時	授業参観 教員各自が遠隔授業で使用した（する）動画又は対面授業の録画を選択してGoogle Classroomの授業参観ページにアップし、各教員は、Google Classroomにアップされた動画を視聴して参観する。
F D	2021年7月10日+ オンライン開催	看護栄養学研究科 F D テーマ：地域包括ケアシステムと政策決定プロセス
F D	2021年7月13日+ オンライン開催	研究倫理研修会 テーマ：新しい倫理指針の概要と運用上の注意点
F D	2021年8月26日+ オンライン開催	看護栄養学研究科 F D テーマ：研究倫理-人を対象とする研究における倫理と研究不正-
F D	2021年9月～10 月	F D S D 委員会主催 F D 研修会 内容：発問の作り方
F D	2021年10月19日 +オンライン開催	助産研究科 F D 研修会 テーマ：妊婦の感染症～新型コロナウイルス、サイトメガロウイルス、トキソプラズマ他
F D	2022年1月20日+ オンライン開催	教職課程 F D 研修会 テーマ：「「令和の日本型教育」の構築を目指して(2021.1中教審)」における学校教育の課題-求められる教員の資質・能力と教員育成機関への期待-
F D S D	2022年2月18日+ オンライン開催	天使大学 I R 室 F D S D 研修会 テーマ1：I Rって何？～先進校における取り組みの紹介～ テーマ2：本学における I R 室の運用体制と今後の方針について
S D	2021年9月～10 月	F D S D 委員会主催 S D 研修会 テーマ：〈行い〉の大切さを再考する-本学ヴィジョンの具現化のために-
S D	2021年9月～10 月 オンライン開催	S D 研修会 テーマ：2020年度決算報告及び監事報告について
S D	2021年10月 オンライン開催	ハラスマント相談員研修会 テーマ：ハラスマントが起きないために-個人の尊厳を大切にしましょう-
S D	2021年12月21日 + オンライン開催	教職員修養会
学習会	2022年3月24日 オンライン開催	学術振興委員会主催 「2021年度科研費獲得セミナー」 テーマ：科学研究費獲得のコツと戦略

## F D・S Dの実施状況（2020年度）

分類	日時	テーマ・内容
F D	随時	授業参観 教員各自が遠隔授業で使用した（する）動画又は対面授業の録画を選択してGoogle Classroomの授業参観ページにアップし、各教員は、Google Classroomにアップされた動画を視聴して参観する。
F D	2021年1月29日	教職課程 F D テーマ：札幌市における栄養教諭の教員育成指標と教員育成機関への期待
F D	2021年1月29日	看護栄養学研究科 F D テーマ：いのち・ケア・エスノグラフィー
F D	2021年2月10日～3月26日	助産研究科 F D（全7回） 第1回 文部科学省による新カリキュラム方針について、解説と意見交換 第2回 文部科学省・厚生労働省の指定規則と授業内容の確認 第3回 全国助産師教育協議会による大学院コアカリキュラムと授業内容の確認 第4回 I C M のコアコンペテンシーと授業内容の確認 現状カリキュラムについてMAPを用い教授内容の確認と検討 第5回 修了時到達目標のための新カリキュラムの検討・作成 第6回 修了時到達目標のための新カリキュラムの検討・作成 第7回 効果的な教授法（講義・演習・実習）の学習
F D	2021年3月3日	看護栄養学研究科 F D 内容：カリキュラム評価研修
F D S D	2020年10月2日+オンライン開催	F D S D研修会 [講義] 建学の精神「愛をとおして真理へ」を改めて理解し、天使大学の教職員としていかにあるべきかを自分の仕事や学生対応をとおして見直す。 テーマ：人間の尊厳と教職員人材養成の目標—福音書と建学の精神を読み直す—  [ワークショップ] 教員：アクティブラーニング型授業を具体的に設計できる。 職員：アクティブラーニング型授業を具体的に理解する。
S D	2020年12月21日+オンライン開催	教職員修養会 テーマ：カトリック大学の強みとは
S D	2020年12月23日+オンライン開催	S D研修会 1. 学校法人天使学園中期計画の進捗状況調査について 2. 中期財務計画の見直しについて 3. 2020年度第2回補正予算について 4. 公的研究費の不正使用、研究活動における不正行為について

## F D・S Dの実施状況（2019年度）

分類	日時	テーマ・内容
F D	随時	授業参観 参観対象となった科目について、予め申込のうえ対面授業を参観する。
F D	2019年8月19日	F D研修会 テーマ：実効性のあるアセスメント・ポリシーの策定方法について
F D	2019年8月19日	看護栄養学研究科 F D 内容：ループリック評価入門
S D	2019年6月12日	第1回教職員研修会 1. 2018年度事業報告及び決算報告について 2. 2018年度大学基準協会の認証評価結果及び日本助産評価機構の認証評価結果と 本学の対応方針について 3. 2017年3月理事会決議事項の進捗状況について 4. キャンパス整備プロジェクトの進捗状況について
学習会	2019年9月3日	学術振興委員会主催 テーマ：科研費獲得のためのアドバイス
S D	2019年12月19日	第2回教職員研修会 1. 経常費補助金の獲得に向けた取り組みについて 2. 中期財務計画について 3. 220年度予算編成方針について 4. キャンパス整備工事について 5. 公的研究費の不正使用・研究活動による不正行為の防止について
S D	2019年12月23日	教職員修養会 テーマ：イエスの生き方とカトリック～悩める人々への励まし～

## 研究倫理委員会規程

(目的)

第1条 研究倫理委員会（以下「委員会」という）は、天使大学（以下「本学」という。）における人を直接の対象とした心身の侵襲を伴う研究について、ヘルシンキ宣言並びに文部科学省及び厚生労働省、経済産業省が定めた「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」に沿って、本学の教員及び大学院生から申請された研究計画の内容を倫理面から審査し、必要な業務を行うことを目的とする。

2 委員会は、申請がない研究計画についても、必要と認めた場合は、申請させ審査を行うことができる。

(審査事項)

第2条 本委員会は、次の事項を審査し、必要な業務を行う。

- (1) 研究の対象となる者（以下「対象者」という。）の人権の擁護のための配慮に関する事項
- (2) 対象者（必要に応じて対象者の家族等を含む。）に理解を求め、同意を得る方法に関する事項
- (3) 研究の実施及び成果の利用に伴って生ずる、対象者への不利益並びに危険性に対する配慮及びプライバシーの保護に関する事項
- (4) 研究の利益相反に関する事項

(委員会の構成)

第3条 委員会は、次の者によって構成する。

- (1) 助産研究科長及び看護栄養学研究科長
- (2) 学長が任命する、人文・社会科学の有識者 1名
- (3) 学長が任命する、研究対象者の観点を含め、一般の立場から意見を表明することができる職員 1名
- (4) 学長が委嘱する、学外の有識者 2名
- (5) 委員会が必要と認めた場合、学長は、前各号以外の者を委員に任命又は委嘱することができる。

2 委員は、男女両性で構成されなければならない。

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員長は、委員会通則第4条に基づき委員の中から学長が任命する。

- 2 委員長は、委員会を召集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(議事)

第5条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

- 2 委員会の議事で裁決が必要となった場合は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 3 委員は、自己又は利害関係を有する者の研究計画に係る審査に出席することができない。

(委員以外の出席)

第6条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求める意見を聞くことができる。

## (審査の手続き)

第7条 研究責任者は、研究を実施しようとするときは、あらかじめ研究計画書及び「天使大学における人を対象とする研究倫理審査申請書」(様式1-1及び様式1-2)を作成し、委員会の意見を聴かなければならない。

- 2 委員会は意見を求められた場合、委員会を開催し、審査結果について「天使大学における人を対象とする研究倫理審査結果通知書」(様式2)により研究責任者に通知する。
- 3 研究責任者は、委員会の意見を聴いた後に、その結果及び当該委員会に提出した書類、その他必要な書類を学長に提出し、本学における当該研究の実施について、許可を受けなければならぬ。

## (審査の判定)

第8条 審査は、次の各号に掲げる区分により判定を行うものとする。

- (1) 承認
  - (2) 不承認
  - (3) 繼続審査
  - (4) 停止
  - (5) 中止
- 2 委員会は、必要に応じて研究計画に関して説明を求めることができる。

## (迅速審査)

第9条 委員会は、次の各号に掲げるいずれかに該当する審査について、委員長が指名する委員による審査(以下「迅速審査」という。)を行い、意見を述べることができる。

- (1) 研究計画の軽微な変更に関する審査
  - (2) 侵襲を伴わない研究であって介入を行わないものに関する審査
  - (3) 軽微な侵襲を伴う研究であって介入を行わないものに関する審査
- 2 迅速審査の審査結果は、委員会の審査結果として取り扱うものとし、当該審査結果は、すべての委員に報告しなければならない。
  - 3 委員会は、第9条第1項第2号に該当する事項のうち、次に定める事項については、報告事項として取り扱うことができる。
    - (1) 研究内容に直接影響を及ぼさない誤記の訂正
    - (2) 研究期間の1年以内の延長
    - (3) 同一の調査対象の人数の増減について
    - (4) その他委員会が必要と認めたもの

## (判定結果の通知)

第10条 学長は、研究責任者から研究の実施の許可を求められたときは、委員会の意見を尊重しつつ、当該研究の実施の許可又は不許可その他研究に関し必要な措置について、研究責任者に交付しなければならない。

## (再審査)

第11条 研究責任者は、審査の判定結果に対し異議がある場合は、前条に規定する審査結果通知書を受領した日から2週間以内に再審査を請求することができる。

- 2 再審査の請求は、「天使大学における人を対象とする研究再審査申請書」(様式3)により行われなければならない。
- 3 再審査は、当初の審査を担当した委員以外に学長が任命又は委嘱する若干名の委員を追加して行うものとする。

4 再審査の結果の通知については、前条の規定を準用して行うものとする。

(研究の報告)

第12条 研究責任者は研究が申請に沿って実施されたか否かについて、研究終了後3か月以内に「天使大学における人を対象とする研究終了報告書」(様式4)により委員会に報告しなければならない。

(守秘義務)

第13条 委員は、審査をとおして知り得た個人及び研究計画に関する情報を正当な理由なく他に漏らしてはならない。なお、委員を辞した後も同様とする。

(委員会の事務)

第14条 委員会の事務は、事務局財務室が行う。

(改廃)

第15条 この規程の改廃は、教育研究評議会の意見を聴いて学長が行う。

#### 附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、2004年10月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、2006年10月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、2008年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、2009年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、2012年10月1日から施行する。

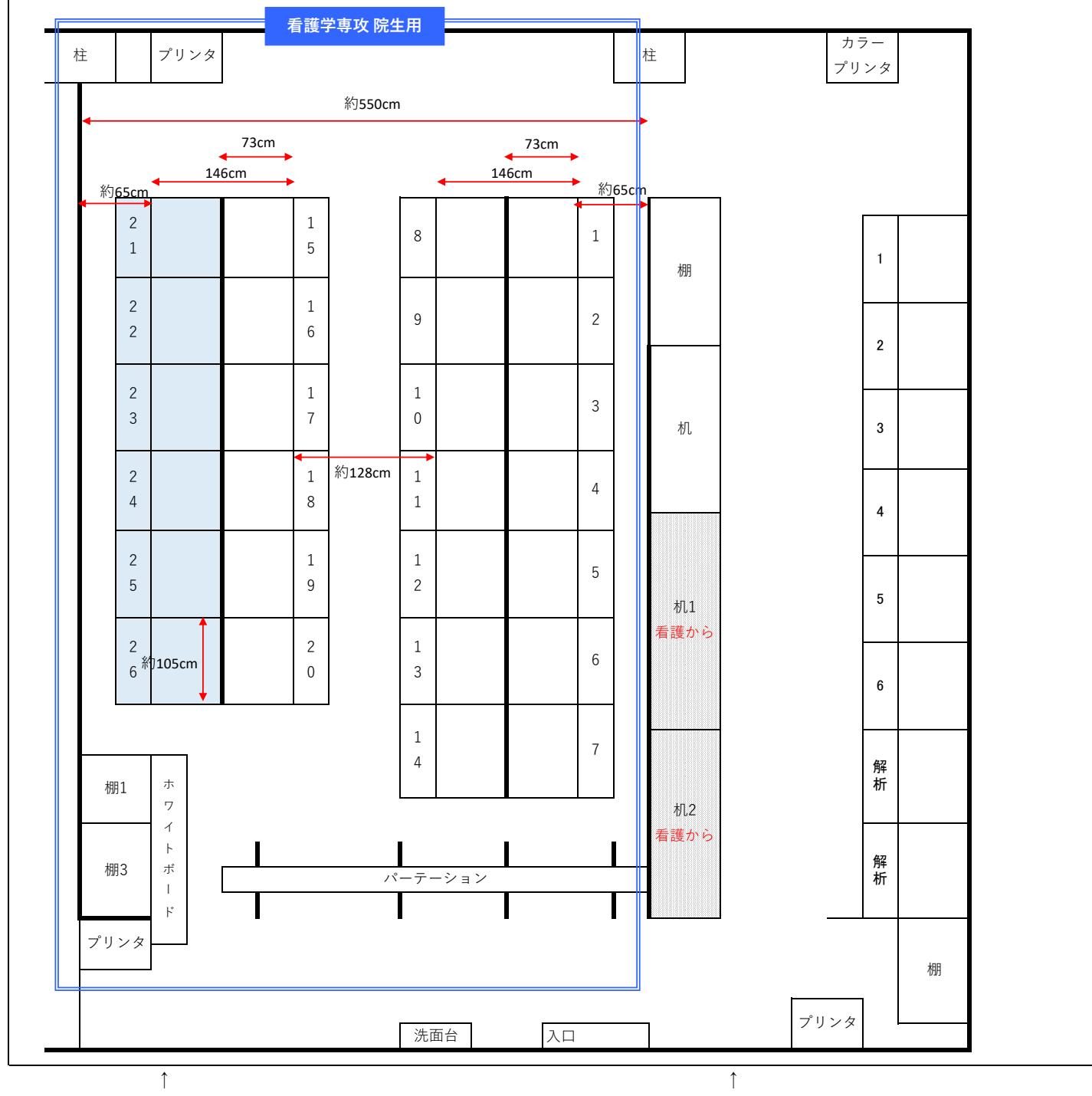
#### 附 則

この規程は、2016年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、2021年12月1日から施行する。

## 【2024年度以降の座席配置案(配置イメージ)】



看護収容定員：修士28名+博士6名=34名

看護見積学生数：修士20名+博士6名=26名(内、長期3名)

栄養収容定員：修士6名+博士6名=12名

栄養見積学生数：修士5名+博士3名=8名(内、長期3名)

# 学校法人天使学園ハラスメントの防止と解決に関する規程

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、学校法人天使学園（以下「学園」という。）の構成員（以下「学園構成員」という。）が人格を尊重され、公正で安全な環境において、教育、研究、学習、学生生活及び就労ができるようにするため、ハラスメントの防止及び排除並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合における適切な救済措置等に関する必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) ハラスメントとは、学園構成員が、学園の教育、研究、職務遂行の場において他の学園構成員に対して行う妨害、嫌がらせ、差別的取扱、不当な評価、奉仕の強要、強圧的な対応、侮辱的な対応及びプライバシーの侵害等により相手の人格を傷付け又は不快にさせる行為を総称するものとする。

#### ア セクシュアル・ハラスメント

（ア）地位及び権限を利用し、相手への利益の提供又は相手が不利にならないための代償として、相手の意に反して性的要求などの言動（メール又は文書によるものを含む。以下同じ。）をすること。

（イ）教育研究学習環境、学生生活環境、職場環境等を悪化させる性的な言動をすること。

#### イ アカデミック・ハラスメント

教育研究上、優位的立場にある者が、その立場及び権限を利用し、相手の意に反した社会通念上不適切な言動を行い、相手の教育研究意欲、学習意欲を低下させ、又は教育研究環境、学生生活及び職場環境等を悪化させること。

#### ウ パワー・ハラスメント

職務上、優位的立場にある者が、その立場及び権限を利用し、相手の意に反した社会通念上不適切な言動を行い、相手の教育研究学習環境、学生生活環境、職場環境等を悪化させること。

#### エ モラルハラスメント及びその他のハラスメント

性差、性格、思想信条等による差別的な言動及びこれらに準ずる言動により、相手の教育研究学習環境、学生生活環境、職場環境等を悪化させること。

(2) 学園構成員とは、理事、監事、評議員、専任教職員、嘱託教職員、特任教員、非常勤講師、臨時職員、パートタイム職員及び派遣労働者等学園に就業するすべての者（以下「教職員等」という。）並びに学園が設置する天使大学の学生、大学院生、研究生、委託生、聴講生及び科目等履修生等本学で教育を受け研究をする関係にある学生等（以下「学生等」という。）をいう。

### (適用範囲)

第3条 この規程は、教職員等が学園構成員に対して行うハラスメント事案に適用する。

## (注意義務)

第4条 教職員等は、就業規則及びこの規程に従いハラスメントの防止に努めるとともに、自らハラスメントに関する言動を行わないように注意しなければならない。

## 第2章 ハラスメント防止委員会

## (設置)

第5条 学園は、ハラスメント防止委員会（以下「防止委員会」という。）を設置する。

2 防止委員会は、理事長の直属とする。

## (構成)

第6条 防止委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 理事長が委嘱する理事4名
- (2) 学長が指名し、理事長が任命する教員2名
- (3) 事務局長が指名し、理事長が任命する職員1名

## (任期)

第7条 防止委員会の委員（以下「防止委員」という。）の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員によって補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (防止委員会の委員長)

第8条 防止委員会の委員長（以下「防止委員長」という。）は、理事長が委嘱する防止委員である理事の互選とする。

2 防止委員長は、防止委員会を招集し、その議長となる。

## (防止委員長の代理)

第9条 防止委員会に防止委員長が指名する委員長代理を置き、防止委員長に事故あるときは、委員長の職務を代行する。

## (非公開)

第10条 防止委員会の議事は、公開しない。

## (防止委員会の職務)

第11条 防止委員会の職務は、次のとおりとする。

- (1) 学園におけるハラスメント防止のための施策の実施
- (2) ハラスメント防止のための啓発及び研修の実施
- (3) 防止委員長から提出されたハラスメントの相談員（以下「相談員」という。）の報告書及びキャンパス・ハラスメントの防止に関する規程に基づき対策委員長から引き継ぎを受けた事案の内容を検討し、被害の救済及び解決に必要な措置を検討すること。
- (4) ハラスメント調査委員会（以下「調査委員会」という。）の設置を理事長に求めること。
- (5) 調査委員会の報告等を審議し、第32条以下の業務を実施すること。
- (6) ハラスメント再発防止のための改善策を実施すること。
- (7) その他、ハラスメントに関する重要な事項

## (防止委員会の開催)

第12条 防止委員会は、年2回定例会議を開く。ただし、防止委員長が必要と認めた場合には、臨時に会議を開くことができる。

## (防止委員会の議事)

第13条 防止委員会は、防止委員の過半数の出席をもって成立し、議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

## (専門家の意見)

第14条 防止委員会は、必要に応じて学園外の専門家の意見を求めることができる。

## 第3章 相談員

## (設置)

第15条 学園に構成員からのハラスメントに関する相談を受けるため、次による相談員を置き、理事長が任命する。

- (1) 看護学科及び栄養学科の教員並びに事務局の職員から防止委員会が推薦する者 各2名
- (2) 教養教育科及び助産研究科の教員から防止委員会が推薦する者 各1名
- 2 相談員の互選により、主任相談員1名を置く。
- 3 相談員は、防止委員及び調査委員会の委員（以下「調査委員等」という。）を兼ねることができない。
- 4 相談員の半数以上は、女性とする。
- 5 相談員の氏名及び連絡先は、毎年度のはじめに学園広報誌等で公開する。

## (職務)

第16条 相談員の職務は、次のとおりとする。

- (1) ハラスメントに関する相談に応じ、相談者に助言すること。
- (2) ハラスメントについて学園が調査・解決にかかわることを相談者が希望するか否かを確認すること。
- (3) 前号において相談者が、学園による調査・解決を希望した場合、相談後、速やかに当該相談者（以下「申立人」という。）及びハラスメントをしたとされる者（以下「被申立人」という。）の氏名並びに申立人により申告されたハラスメントの内容及び申立人が学園による調査・解決を希望している旨を記載した報告書（以下「1号報告書」という。）を作成し、防止委員長に提出すること。
- (4) 前号の場合、申立人から所定の様式のハラスメントに関する調査・解決の申立書（以下「申立書」という。）の提出を求める。
- (5) 申立人が学園による調査・解決を希望しない場合は、相談後、遅滞なく相談内容及び助言内容並びに学園による解決を希望しない旨を記録した報告書（以下「2号報告書」という。）を作成し、防止委員長に提出すること。この場合、2号報告書には、相談者及び対象者が特定されない範囲で記録するものとする。

## (研修)

第17条 相談員は、相談に必要な知識等を身につけるため、防止委員会が指定する研修を受けるものとする。

## (任期)

第18条 相談員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員によって補充された相談員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 相談員は、任期満了の後も後任の相談員が選任されるまでは、なお、その職務を行う。

(補充)

第19条 相談員に欠員が生じた場合は、速やかにこれを補充しなければならない。

(連絡会議)

第20条 主任相談員は、相談に対応するにあたり、公平かつ統一的な手続きを行うため必要がある場合は、全相談員で構成する連絡会議を開くことができる。

#### 第4章 調査委員会

(設置)

第21条 防止委員長は、相談員から第16条第3号による1号報告書及び同条第4号による申立書の提出を受けたときは、速やかにその件に関する防止委員会を招集する。

2 前項の報告を受けた防止委員会が必要と認めた場合、防止委員長は、速やかに理事長にその旨を報告し、調査委員会の設置を求める。

3 理事長は、前項の報告を受けたときから1週間以内に調査委員会を設置する。

(職権による設置)

第22条 防止委員長は、緊急の必要性が認められるときには、苦情の申立がなく、ハラスメントの被害者とされた者の意思確認が難しい場合であっても、調査委員会の設置が必要であると判断した場合には、防止委員会の議を経て理事長に対し調査委員会の設置を求めることができる。

2 防止委員長は、ハラスメントの被害者とされた者が、前項に基づく調査及び救済措置の実施に同意しないことの意志表示した場合には、理事長に対する調査委員会の設置の要請を取り下げるものとする。

(調査委員会の構成)

第23条 調査委員会は、教職員の中から防止委員会の推薦に基づいて理事長が任命する者5名をもって構成する。

2 前項の推薦にあたり防止委員会は、調査の客観性、中立性及び公平性が確保されるように配慮しなければならない。

3 理事長は、必要に応じて学園外の有識者を委嘱することができる。

4 防止委員は、調査委員になることはできない。

5 申立人及び被申立人と同じ部局に属する教職員は、調査委員になることができない。

(調査委員会の委員長)

第24条 調査委員会に委員長（以下「調査委員長」という。）を置き、調査委員の互選によって選出する。

2 調査委員長は、調査委員会の議長となる。

(非公開)

第25条 調査委員会の議事は、公開しない。

(ハラスメント調査の手続き)

第26条 調査委員会は、次の手続きに従って調査を行う。

(1) 調査委員会は、申立人又はその代理人と面接し、申立内容の確認を行わなければならない。なお、申立人又はその代理人は、介添人を付けることができる。

- (2) 調査委員会は、申立内容の確認の後、被申立人に対して申立内容の調査を行わなければならぬ。なお、被申立人は、介添人を付けることができる。
- (3) 調査委員会は、双方の主張を明らかにするために、必要に応じて他の教職員又は関係部署等からの意見聴取を行うことができる。
- 2 前項の調査は、複数の調査委員によって行いその経過を記録しなければならない。
- (調査委員会の開催)
- 第27条 調査委員会は、調査委員長が招集する。
- 2 調査委員会は、調査委員全員の出席がなければ開くことはできない。
- 3 調査委員会において議決を要するときは、過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- (調査委員以外の者の出席)
- 第28条 調査委員長は、特に必要と認めるときは、調査委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を聞くことができる。
- (調査報告書の作成)
- 第29条 調査委員会は、申立人からの申立がなされた日から、おおむね1か月以内に調査を完了し、調査結果を書面により防止委員会に報告しなければならない。ただし、この期間に調査が終了しないことが明らかとなった場合には、防止委員長の了承を得て調査期間を延長することができる。
- 2 調査委員会は、被申立人に対して意見陳述の機会を与えなければならない。
- 3 調査委員会は、必要に応じて学園外の専門家の意見を求めることができる。
- 4 調査委員会は、防止委員会に対する報告に際し、重要な問題に関して調査委員の一部に異なる意見が存在する場合には、その意見を付記しなければならない。
- 5 調査委員会は、調査結果の報告に際して、調査の関係資料を防止委員会に提出しなければならない。
- (議事録)
- 第30条 調査委員会は、議事について議事録を作成し事務局総務課に保管するものとする。
- (任期)
- 第31条 調査委員の任期は、案件毎に決定され、各案件に関する任命をもって始まり、各案件に関する防止委員長から調査委員長への最終的な結果の通知をもって終了するものとする。
- ## 第5章 調査報告書への対処
- (報告に基づく検討と措置)
- 第32条 防止委員会は、調査委員会から調査報告書の提出があった場合、直ちに調査報告書を理事長に提出するとともに、申立人及び被申立人への対応及び関連する措置について検討し、その検討結果について書面により理事長に報告しなければならない。
- (事実関係及び救済等の報告)
- 第33条 理事長は、前条の調査報告書及び防止委員会の検討結果を踏まえ、必要がある場合には自ら救済措置を実施し、又は、防止委員会その他関係する者に対し、救済措置の実施を書面により指示するものとする。

2 理事長は、申立人及び被申立人双方に対して、調査委員会が調査した事実関係及び防止委員会として決定し、又は理事長が自ら指示した申立人の救済措置について書面により通知する。

(被申立人に対する措置)

第34条 防止委員長は、天使学園就業規則第56条に定める懲戒処分が必要であると防止委員会が認めた場合には、理事長に対して書面によりその旨を報告する。

## 第6章 不服の申立

### (不服の申立期間)

第35条 第33条第2項の通知を受けた申立人又は被申立人は、通知が到達した日から1週間以内に理由を記載した書面により理事長に対して不服を申立てることができる。

(不服申立の通知)

第36条 理事長は、不服の申立があった場合、申立人による不服申立については被申立人に対し、被申立人による不服申立については申立人に対して、それぞれ不服申立書の写しを付して通知しなければならない。

(反論書の提出)

第37条 前条の通知を受けた者は、通知が到達した日から1週間以内に反論を記載した書面を理事長に提出することができる。

(不服申立の処理)

第38条 不服申立書が不服申立期間を過ぎて提出されたとき、理事長は、不服申立を却下することができる。

- 2 不服申立書の内容が再審理を要しないものである場合、理事長は、一定の期間を限って不服を申立てた者に対して補正を求めることができる。不服を申立てた者が、当該期間に補正をしなかった場合又は補正してもその内容が明らかに再審理を要しない内容であると認められる場合、理事長は不服申立を却下することができる。
- 3 理事長が当該不服申立を却下しなかった場合は、不服申立書及び反論書等を防止委員会に回付し、申立人の救済措置について再検討を指示するものとする。
- 4 防止委員会は、前項に基づく理事長の指示により再検討する場合、不服申立書及び反論書の内容を審議し、必要な具体的な調査事項を示して調査委員会に対して再調査を求めることができる。なお、この場合において、防止委員会が必要と認めた場合は、調査委員の全部又は一部を交替させるよう理事長に求めることができる。
- 5 調査委員会は、防止委員会から前項の再調査を求められた場合は遅滞なく再調査を実施し、その結果を記載した報告書にハラスメントの存否に関する調査委員会の意見書を付して防止委員会に提出する。
- 6 防止委員会は、前項の調査委員会の報告書及び意見書に基づいて不服申立てについて審議し、その結果を理事長に報告する。
- 7 理事長は、前項の報告を受けて、最終的な決定を行い、これを申立人及び被申立人に書面により通知する。この場合、理事長は、顧問弁護士その他の専門家の意見を聞くことができる。
- 8 申立人及び被申立人は、前項の決定に対して不服を申立てることができない。

## (二次被害の防止)

第39条 申立人は、調査及び解決の過程において二次的に被害を被ったと認めた場合又は被るおそれがあると思われる場合には、被害防止の措置を防止委員会に求めることができる。

2 防止委員会は、前項の申立に対し調査を行い本規程の目的及び主旨に従って適切に措置するものとする。

## 第7章 補則

## (守秘義務)

第40条 防止委員、相談員、調査委員その他関係する者は、本規程に基づく相談、調査及び審議の過程で知り得た秘密及び個人情報を漏洩してはならない。

## (虚偽申立及び証言の禁止)

第41条 学園構成員は、ハラスメントの相談及び調査等に際して、虚偽の申立及び証言をしてはならない。

## (ハラスメント申立の取下げ)

第42条 申立人の申立が、本規程に基づく調査が行われている間に、書面により取下げられた場合には、その時点で申立による手続きは終了するものとし、以後、同一の事由による申立があつても理事長が却下する。

## (改廃)

第43条 この規程の改廃は、理事会の議を経て理事長が行う。

## 附 則

- 1 この規程は、2011年9月16日から施行する。
- 2 学校法人天使学園キャンパス・ハラスメントの防止と解決に関する規程（2005年8月1日施行）は廃止する。

## 附 則

この規程は、2016年4月1日から施行する。

# 天使大学キャンパス・ハラスメントの防止等に関する規程

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、天使大学（以下「本学」という。）の学生又は教職員が学修、教育、研究、職務遂行及び生活場面で不当に不利益を受ける行為を防止し、また、そのような事態が生じた場合に、迅速かつ適切に解決するための手続きに関する必要な事項を定めることを目的とする。

### (注意義務)

第2条 本学の学生及び教職員は、この規程の目的に従い、ハラスメントの防止に努めるとともに、自らハラスメントにかかる言動を行わないように努めなければならない。

### (定義)

第3条 キャンパス・ハラスメントとは、教職員が、その権威、権限又は権力を背景に、学修、教育、研究、職務遂行及び生活場面で学生に不利益を与えること又は学生が他の学生若しくは教職員に対して不利益を与えることをいい、意識的若しくは無意識的に行う本条第2項から第4項までの規定に定める言動等（メール又は文書等によるものを含む。以下同じ。）をいう。

2 アカデミック・ハラスメントとは、教員が、単位認定及び指導等の教育上の権威、権限若しくは権力を背景に学修、教育及び研究場面で学生に不利益を与えること又は職員が職務遂行上の権威、権限若しくは権力を背景に、学生に対して不利益を与えることをいい、次のような内容を含む。

- (1) 学生の研究・学修に対する妨害、無視その他のいやがらせ。
- (2) 講義・演習・実験実習等における教育・指導の面での差別的な取り扱い。
- (3) 学生の授業・研究結果に対する不当な評価
- (4) 成績評価の結果やその根拠の開示を求める学生の請求に関する不当な拒否
- (5) 教員の職務上又は職務外での奉仕の強要
- (6) 学生を萎縮させるような強圧的又は学生の人格を否定するような対応
- (7) 学生のプライバシーの侵害
- (8) その他、学生がアカデミック・ハラスメントと認知する言動

3 セクシュアル・ハラスメントとは、教職員が学生に対して、又は学生が他の学生若しくは教職員に対して、言葉、視覚又は行動等により、教育、研究、学修又は大学行事・課外活動上の関係を利用して、相手に不利益を与え又は不快な感情を与える性的な言動等を行うことをいい、以下のような内容を含む。

- (1) 教育、研究、学修又は大学行事・課外活動上の利益若しくは不利益を与えることを条件にして、性的要求への服従を求める。
- (2) 相手が望まないにもかかわらず、性的誘い掛けを行うこと又は性的に親密な態度を要求すること。
- (3) 性的言動等又は出版物等若しくは掲示物等により、不快の念をいだかせるような環境をつ

くり出すこと。

- (4) その他、行為者の意図にかかわらず、その行為を性的に不快なものであると相手が認知すること。
- 4 その他のハラスメントとは、前2項のほか、それらに準ずる言動等により、教職員が学生に対して、又は学生が他の学生若しくは教職員に対して、上下関係、複数による力関係若しくは性差等を利用して、行為者の意図にかかわらず相手方に不利益を与え又は不快な感情を与えることをいう。
- 5 この規程で教職員とは、非常勤講師、実習指導教員及び臨時職員等を含むものとし、学生とは、大学院生、研究生、科目等履修生及び留学生等を含むものとする。

## 第2章 対策委員会

### (対策委員会)

第4条 本学におけるキャンパス・ハラスメントの防止及び解決のためにキャンパス・ハラスマント対策委員会（以下「対策委員会」という。）を置く。

- 2 対策委員会は、学長直属の常設委員会とし、その構成は次のとおりとする。
  - (1) 学生部長
  - (2) 助産研究科、看護学科、栄養学科及び教養教育科から学長が任命する教員 各1名
  - (3) 事務局長
- 3 委員の構成は、男女割合の均衡を図るよう努めなければならない。
- 4 委員の任期は2年とし、委員に欠員が生じた場合に補充された者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 対策委員会委員長（以下「委員長」という。）は、委員会通則第4条に基づき、委員の中から学長が任命する。
- 6 委員長は、対策委員会を招集し、会務を統括する。
- 7 委員長は、対策委員会の諸案件について学長に報告する。
- 8 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指定する者がその職務を代行する。
- 9 事案の当事者及び対象集団の一員となる委員は、その事案の審議及び決議に加わることはできない。

### (対策委員会の職務)

第5条 対策委員会の職務は、次のとおりとする。

- (1) キャンパス・ハラスメントの発生を防止するための施策を検討し、実施すること。
- (2) キャンパス・ハラスメントに関する本学内の認識を高め、防止に資する啓発、研修活動を行うこと。
- (3) キャンパス・ハラスメントの防止に係るシステムを監督し、必要な改善を図ること。
- (4) 相談員からのキャンパス・ハラスメントに関する報告に基づく事実関係等の調査のため、調査委員会の設置を学長に求めること。
- (5) 前号における報告が学生から教職員に対する事案である場合、報告内容を学園のハラスマント防止委員会に引き継ぐこと。

- (6) 調査委員会の報告に基づき、解決策等を策定し、学長に報告すること。
  - (7) その他、キャンパス・ハラスメント防止に必要と認められる事項の実施に関するここと。
- 2 対策委員会は、相談員の職務遂行能力を向上するための研修会等を実施するとともに、その職務を監督しなければならない。

### 第3章 相談員

#### (相談員の設置)

第6条 学生又は教職員からのキャンパス・ハラスメントの相談に対応するため、次の各号に掲げる相談員を置く。

- (1) 各学科の学生支援教員
  - (2) 大学院教員
  - (3) 保健相談室相談員
  - (4) 学生相談室相談員
- 2 学生又は教職員が必要と認める場合は、前項以外の教職員に相談することができる。ただし、この場合、相談を受けた教職員は、直ちに前項の相談員に当該事案を報告し、引き継がなければならない。

#### (相談員の職務)

第7条 相談員の職務は、次のとおりとする。(新設規定)

- (1) ハラスメントに関する相談に応じ、相談者に助言すること。
- (2) ハラスメントについて対策委員会が調査・解決にかかわることを相談者が希望するか否かを確認すること。
- (3) 前号において相談者が、対策委員会による調査・解決を希望した場合、相談後、速やかに当該相談者（以下「相談者」という。）及びハラスメントをしたとされる相手方（以下「対象者」という。）の氏名並びにハラスメントの内容及び相談者が対策委員会による調査・解決を希望している旨を記載した報告書を作成し、対策委員長に提出すること。
- (4) 前号の場合、相談者から所定の様式のハラスメントに関する調査・解決の申立書（以下「申立書」という。）の提出を求めること。
- (5) 相談者が対策委員会による調査・解決を希望しない場合は、相談後、遅滞なく相談内容及び助言内容並びに対策委員会による調査・解決を希望しない旨を記録した報告書を作成し、委員長に提出すること。この場合の報告書には、相談者及び対象者が特定されない範囲で記録するものとする。

#### (研修)

第8条 相談員は、相談に必要な知識等を身につけるため、対策委員会が主催する研修等に参加するよう努めるものとする。

### 第4章 調査委員会

#### (調査委員会の設置)

第9条 対策委員長は、第7条第3号に基づく報告書及び同条第4号に基づく申立書の提出があ

った場合は、速やかに対策委員会を開催し、必要と認めた場合は学長に調査委員会の設置を求めるものとする。

2 学長は、前項の求めに応じて、速やかに調査委員会を設置し、対策委員長を通じて相談者に通知する。

(調査委員会の構成等)

第10条 調査委員会の構成は、次のとおりとする。

(1) 当該案件に利害関係を有しない教職員の中から対策委員会が推薦し、学長が任命する者 5名

(2) 学長が必要と認めた場合、外部の専門家又は有識者から学長が委嘱する者 若干名

2 調査委員会の委員長（以下「調査委員長」という。）は、第1項第1号に規定する委員の互選による。

3 調査委員会は、案件毎に設置され、委員の任命によって始まり、対策委員長からの最終報告をもって終了する。

(調査委員会の調査)

第11条 調査委員会の調査は、次の手続きに従って行うものとする。

(1) 調査委員会は、相談者と面談し、相談内容に関する事実確認を行う。

(2) 調査委員会は、相談の対象となっている学生（以下「対象者」という。）に対して相談内容に関する事実確認を行う。

(3) 調査委員会は、双方の主張を明らかにするために、必要に応じて他の学生、教職員、その他の関係者から事情を聴取し、関係部署等を調査し、事実確認を行うことができる。

(4) 前各号の調査は、複数の調査委員によって行い、その経過を記録しなければならない。

(調査委員会)

第12条 調査委員会は、調査委員長が招集し、議長となる。

2 調査委員会は、調査委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

3 調査委員会は、前条による調査報告に基づいて審議する。

4 調査委員会において議決が必要となった場合は、過半数をもって決し、可否同数の場合は議長が決する。

5 調査委員会は、議事録を作成し、事務局総務課に保管するもとする。

(調査報告等)

第13条 調査委員会は、設置された日から原則として30日以内に対策委員会に対し調査結果の報告書を作成し、提出しなければならない。ただし、調査対象の範囲等その他の事情により遅延する場合は、対策委員長の了承を得て延長することができる。

## 第5章 解決措置等

(解決策等の実施)

第14条 対策委員会は、調査委員会からの報告を受けた場合、直ちに学長に報告し、解決策等について審議・検討しなければならない。

2 対策委員会は、前項に基づき審議・検討した結果及び解決策等について関係資料を付して学長に報告しなければならない。この場合、当該事案が天使大学学則第42条、同大学院助産研

究科学則第37条及び同看護栄養学研究科学則第36条の規定に該当する場合は、その旨を付記しなければならない。

- 3 学長は、前項の報告を受けて、自ら解決策等を実施し、又は対策委員長若しくは関係者に実施するよう指示し、又は学生の懲戒に関する規程に基づく手続を執らなければならない。
- 4 学長は、前項の措置を実施するに当たり必要と認めるときは、顧問弁護士その他の専門家の意見を聞くことができる。
- 5 学長は、第5条第1項第5号に基づき学園ハラスメント防止委員会に引き継がれた事案について理事長から救済措置等を実施するよう指示された場合は、直ちに相談者及び対象者（以下「当事者」という。）に対し救済措置等を実施すると共に、対策委員長にその旨を報告しなければならない。

（不服の申立て）

第15条 当該事案に関する当事者は、前条第3項の規定による解決策について不服がある場合は、解決策等が提示された日から2週間以内に書面により、学長に不服の申立てを行うことができる。

- 2 学長は、前項の規程に基づき当事者の一方から不服の申立てがあった場合は、対策委員長及び相手方となる当事者に対し当該文書の写しを送付しなければならない。
- 3 対策委員長は、第1項の不服の申立てがあった場合、改めて対策委員会を開催して解決策等について協議しなければならない。
- 4 対策委員会が必要と認めた場合は、必要な具体的調査事項を示して調査委員会に対し再調査を求めることができる。
- 5 前2項に基づく再協議又は再調査の結果、不服の申立ての却下、又は新たな解決策を決定したときは、学長に報告しなければならない。
- 6 学長は、前項の報告を受け、改めて前条第3項に基づく措置を決定し実施する。この場合において当事者は、不服を申し立てることができない。
- 7 学長は、前項の決定を行うに当たり必要と認めるときは、顧問弁護士その他の専門家の意見を聞くことができる。

（二次被害の防止）

第16条 対策委員会及び調査委員会は、その手続きの過程において、相談者が再度ハラスメントを被らないように注意しなければならない。

- 2 相談者は、その手続きの過程において二次的に被害を被ったと認められる場合には、これを対策委員会に申立てることができる。
- 3 対策委員会は、前項の申立てがあった場合には、直ちに二次被害防止のために必要な措置を講じなければならない。

## 第6章 補則

（守秘義務）

第17条 対策委員会委員、相談員、調査委員、その他当該ハラスメント事案に関わった者は、本規程に基づく相談、調査及び審議等の過程で知り得た秘密及び個人情報を漏洩してはならな

い。

(ハラスメント申立ての取下げ)

第18条 相談者は、第11条から第13条までの規定に基づく調査が行われている間に文書により申し出ることにより、ハラスメント申立ての取下げをすることができる。この場合、その時点で当該申立てに係る事案は終了するものとし、以後、同一の事由による申立てについては受理しないものとする。

(委員会の非公開)

第19条 対策委員会及び調査委員会の審議は、公開しない。

(事務)

第20条 この規程に関する事務は、事務局総務課が行う。

(改廃)

第21条 この規程の改廃は、教育研究評議会の意見を聴いて学長が行う。

附 則

- 1 この規程は、2005年4月1日から施行する。
- 2 天使大学におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に関する規程（平成13年9月20日）は、廃止する。
- 3 セクシュアル・ハラスメント対策委員会運営規程（平成13年9月20日）は、廃止する。
- 4 セクシュアル・ハラスメントに関する苦情の申出及び相談並びに被害者の救済に関する手続規程（平成13年9月20日）は、廃止する。

附 則

この規程は、2009年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2011年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2011年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、2012年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2012年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2012年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、2018年4月1日から施行する。

## 天使大学大学院研究科委員会規程

(設置)

第1条 天使大学大学院学則第13条の定めに基づき、天使大学大学院看護栄養学研究科（以下「研究科」という。）における教育研究に関する諸事項を審議するために、研究科委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(構成員)

第2条 委員会は、研究科長及び研究科の授業科目を担当する専任の教授をもって構成する。

- 2 前項の規定にかかわらず、休職中の者及び留学等により出席が常態でない教員は、構成員から除くものとする。

(構成員以外の出席)

第3条 研究科長が必要と認めたときは、委員会の同意を得て前条の構成員以外の関係者を委員会に出席させ、研究科長が認めた範囲内において意見を述べ、又は審議事項の説明等をさせることができる。

- 2 学長（副学長を置く場合は、副学長を含む。）は委員会に出席し、意見を述べることができる。

(審議事項)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学及び課程の修了
- (2) 学位の授与
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、委員会の意見を聞くことが必要なものとして学長が定める事項
- 2 委員会は、前項に定めるもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ意見を述べることができる。

(専攻会議及び課程会議の設置及び委任)

第5条 研究科長は、業務の迅速な執行を図るために専攻会議及び博士前期課程会議及び博士後期課程会議（以下「課程会議」という。）を置き、前条に定める審議事項のうち、次の事項を専攻会議又は課程会議に委任することができる。ただし、専攻会議又は課程会議は、委任された事項について、その審議及び執行等の概要を専攻会議にあっては直近の委員会に、課程会議にあっては直近の専攻会議に報告しなければならない。

- (1) 専攻又は課程科目の授業及び履修方法並びに専攻又は課程の研究計画に関する事項
- (2) 専攻又は課程科目授業を担当する教員の配置に関する事項
- (3) その他専攻又は課程の運営に関する事項で研究科長が委任した事項
- 2 専攻会議及び課程会議に関する必要な事項は、別に定める。

(会議の招集)

第6条 委員会は研究科長が招集し、その議長となる。

- 2 前項において、研究科長に事故ある場合には、研究科長があらかじめ指名した教員がこれに代わる。

- 3 委員会の招集通知には、開催の日時、審議事項等を明示しなければならない。
- 4 委員会の招集通知は、原則として開催日の1週間前までに行うものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

(提案書の提出)

第7条 委員会構成員において、委員会に提案しようとする事案があるときは、委員会の招集通知に先立ち、所定の提案書を議長に提出しなければならない。

(会議の運営)

第8条 委員会は、構成員の過半数の出席をもって成立する。ただし、特別な事情のある者については、委員長は委員会の同意を得て、会議定足数から除くことができる。

- 2 委員会の議事は、出席構成員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、学位の授与及び取消に関する事項について議決するときは出席構成員の3分の2以上の賛成がなければならない。

(議事録)

第9条 委員会の議長は、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、次の事項を記録しなければならない。
  - ① 会議の名称
  - ② 会議の日時
  - ③ 出席者及び欠席者の指名
  - ④ 第3条の規定により出席した者の氏名
  - ⑤ 審議事項等
  - ⑥ 議事経過の概要
- 3 議事録署名人は2人とし、議長が会議において指名する。
- 4 議事録は、議長及び議事録署名人が署名押印し、次回委員会で確認するものとする。
- 5 議事録は、事務局長が管理し、永年保存する。
- 6 委員会における議事経過については、電磁的記録に記録することができる。

(委員会の事務)

第10条 委員会の事務は、事務局総務課が担当する。

(非公開の原則)

第11条 委員会の議事は、原則として公開しない。

(秘密の保持)

第12条 委員会の構成員及び出席者は、委員会の審議の内容に関する秘密を漏らしてはならない。

(欠席等の届出)

第13条 委員会の構成員がやむを得ない事由により欠席、遅刻又は早退するときは、原則として事前に、その事由を付した書面をもって議長に届け出なければならない。

(補則)

第14条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関する必要な事項は、別に定める。

(改廃)

第15条 この規程の改廃は、委員会の意見を聴いて学長が行う。

附 則

この規程は、2006年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2006年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、2008年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2015年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2021年8月1日から施行する。

## 天使大学内部質保証推進規程

(目的)

第1条 この規程は、天使大学内部質保証に関する基本方針（以下「基本方針」という。）に基づき、天使大学（以下「本学」という。）の内部質保証のための組織と手続きに関して必要な事項を定めるものとする。

(内部質保証の推進体制)

第2条 本学は、基本方針及び本規程に基づき内部質保証を適切に行うため、内部質保証をつかさどる組織として、天使大学内部質保証推進委員会（以下「委員会」という。）を置き、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 各学科、科、助産研究科及び看護栄養学研究科各専攻から推薦された教員 各1名
- (2) 事務局長
- 2 学校法人天使学園管理運営組織規程第7条第2項の規定に基づき本学に副学長を置くときは、副学長は委員となる。
- 3 学長が必要と認めたときは、他の教職員を委員に任命又は学外の学識経験者に委員を委嘱することができる。
- 4 委員の任期は、学長が定める期間とする。

(委員長)

第3条 委員長は、委員会通則第4条に基づき学長が任命する。

- 2 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長は、自己点検・評価の進捗状況を学長に適時報告するものとする。
- 4 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職を代行する。

(委員会の審議事項)

第4条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の掲げる事項を審議する。

- (1) 本学における自己点検・評価に関すること
- (2) 認証評価機関による評価の受審に関すること
- (3) 前2号の点検・評価に関する学長への提言に関すること
- (4) 点検・評価の情報の公開に関すること
- (5) その他本学の内部質保証に関すること

(議事)

第5条 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

- 2 委員会の議事で裁決を要する場合は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(内部質保証)

第6条 委員会は、本学の教育、研究及び社会貢献に関する諸活動（以下「教育研究活動等」という。）並びにそれを支える管理運営及び財務に関する業務について、自己点検・評価を踏まえてそれらの質的向上を図り、その結果をもとに継続的な改善を推進することにより、本学の教育研究活動等が適切な水準にあることを説明できるよう努めるものとする。

(自己点検・評価の実施)

第7条 委員会は、毎年度、自己点検・評価を実施し、その結果について統括し、報告書を作成するものとする。

2 学校法人天使学園管理運営組織規程第2条から第4条に規定する組織（ただし、理事会及び評議員会並びに学園が設置する委員会を除く）は、委員会の定める方法に従い所管する業務について、毎年度、自己点検・評価を実施するものとする。

3 教職員は、委員会の指示によるほか職務に内在する職責として自らの業務に関して自己点検・評価を実施するものとする。

（結果の報告）

第8条 委員長は、自己点検・評価の結果を学長に報告しなければならない。

2 委員長は、各組織において改善が必要と思われる事項がある場合には、その改善を図るよう学長に提言することができる。

3 委員長は、必要に応じてその進捗状況等を教育研究評議会又は教授会に報告するものとする。

（有識者への意見聴取）

第9条 委員長は、前条の自己点検・評価の結果及び改善策について、別に定めるところにより学外有識者に意見を聞くことができる。

（結果の活用）

第10条 学長は、自己点検・評価結果及び学外有識者の意見を踏まえて改善を要すると認められる事項について、教育研究評議会の議を経て当該組織又は教職員に対して改善措置を講じるよう命じることができる。

2 委員長は、前項の事項のうち理事会の承認が必要なものについては理事長に適切な措置を講ずるよう申し出なければならない。

（各組織等の対応）

第11条 前条第1項により改善措置を命じられた組織又は教職員は、改善策について検討し必要な措置を講じるとともにその結果について委員会に報告しなければならない。

2 委員会は、各組織における検討状況及び改善措置について検証するとともに、その結果について本学の事業計画・予算等に反映させるよう学長に提言することができる。

（結果の公表）

第12条 委員会は、毎年度、自己点検・評価結果をインターネットの利用により公表するものとする。

（運営の細目）

第13条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、委員会が別に定める。

（委員会の事務）

第14条 委員会の事務は、事務局総務課が行う。

（改廃）

第15条 この規程の改廃は、教育研究評議会の意見を聴いて学長が行う。

## 附 則

1 この規程は、2020年6月18日から施行する。

2 この規程の施行に伴い、自己点検評価委員会規程（2016年4月1日施行）は廃止する。

## 学校法人天使学園情報公開規程

### 目次

- 第1章 総則（第1条～第3条）
- 第2章 積極的に公開する情報（第4条）
- 第3章 情報開示の請求（第5条～第6条）
- 第4章 情報の開示等の決定（第7条～第11条）
- 第5章 情報開示決定等の期限（第12条～第14条）
- 第6章 情報開示の実施（第15条～第18条）
- 第7章 情報開示に係る異議申立て（第19条～第20条）
- 第8章 情報の管理（第21条）
- 第9章 その他（第22条～第23条）
- 附 則

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この規程は、学校法人天使学園（以下「学園」という。）が保有する情報の積極的な公開及び開示に必要な事項について定めることにより、学園の公共性及び社会的責任を果たし、もって公正かつ透明性の高い運営を実現し、構成員による自立的な運営と教育研究の質的向上に資することを目的とする。

#### （適用除外）

第2条 学園の職員等が業務遂行上、学園が保有する情報を利用する必要がある場合は、当該情報を管理する部局の責任者の許可を得て利用できるものとし、この規程は適用しない。また、個人情報に関する事項については別に定める規程によるものとする。

#### （定義）

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

##### （1）情報

学園が業務上取得又は作成した情報（文書、写真、フィルム、磁気媒体その他これらに類するものに記録されたものを含むもの）であって、学園が保有しているものをいう。

##### （2）公開

公開の対象とする者が容易に情報を閲覧できるように公表することをいう。

##### （3）開示

この規程に定める開示請求手続きに基づき、情報を開示することをいう。

##### （4）部局

事務局、看護栄養学部看護学科、栄養学科、教養教育科、大学院看護栄養学研究科、大学院助産研究科をいう。

## 第2章 積極的に公開する情報

### (積極的に公開する情報の範囲及びその方法)

第4条 学園は、別表に規定する情報を積極的に公開するものとする。

- 2 前項に定める情報の公開は、事務室に備えて一般の閲覧に供する方法及びインターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する等の方法により行うものとする。
- 3 前項に規定するもののほか、学園はその保有する情報の公開に関する施策の充実に努めるものとする。

## 第3章 情報開示の請求

### (開示請求)

第5条 前条第1項に定める以外の情報について、開示を請求しようとする者（以下「開示請求者」という。）は、所定の情報開示請求書（以下「開示請求書」という。）を開示窓口において、又は郵送により提出して行わなければならない。

- 2 前項の規定により開示を請求することができる情報は、開示請求の日から起算して過去5ヶ年の間に学園が作成し又は取得した情報とする。ただし、学園文書取扱規程第17条の規定により保存期間が5年未満とされているものについては、当該情報の保存年限内のものに限る。
- 3 第1項に定める開示窓口及び情報公開実施に係る担当部局（以下「情報管理担当部局」という。）は学園事務局総務課とする。
- 4 開示請求者は、開示請求書の提出に際し、本人確認書類を添えて、請求しなければならない。

### (開示請求の補正)

第6条 学園は、開示請求書に形式上の不備がある場合は、開示請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。開示請求者が補正に応じない場合は、学園は、開示請求の受付を拒否することができる。

## 第4章 情報の開示等の決定

### (開示の決定)

第7条 第4条第1項に定めるもの以外の情報について第5条に定めるところにより開示請求がされた場合は、理事長が開示又は不開示の決定（以下「開示決定等」という。）をするものとする。

### (不開示情報)

第8条 学園は、開示請求があったときは、開示請求に係る情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかに該当する場合は、当該情報を不開示とする。

- (1) 個人に関する情報であって、当該情報に特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報  
 ロ 人の生命、健康、生活、又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

(2) 法人その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活、又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 法人等の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたもの、その他開示しないことが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(3) 学園の事務又は事業に関する情報で、公にすることにより、次に掲げるおそれ及びその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの。

イ 法人等との信頼関係若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれ、又は交渉上不利益を被るおそれがあるもの

ロ 犯罪の予防、鎮圧又は操作その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるもの

ハ 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ、又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるもの

ニ 契約、交渉、争訟にかかる事務に関し、学園の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあるもの

ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるもの

ヘ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるもの

ト 学園の事業に関し、その実施上の正当な利益を害するおそれがあるもの

2 前項の規定は、第4条に定める情報公開に準用する。

（部分開示）

第9条 学園は、開示請求に係る情報の一部に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができる場合は、当該部分を除いて開示するものとする。この場合において、学園は、書面により開示請求者に不開示部分及び理由等を通知するものとする。

（公益上の理由による裁量的開示）

第10条 学園は、開示請求に係る情報に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該情報を開示することができる。

（情報の存否）

第11条 開示請求に対し、当該開示請求に係る情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、学園は当該情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

## 第5章 情報の開示決定等の期限

### (開示決定等の期限)

- 第12条 開示決定等は、開示請求があつた日から30日以内に行う。ただし、第6条の規定により補正を求めた場合、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
- 2 前項の規定にかかわらず、事務処理上の困難その他正当な理由がある場合は、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、学園は、開示請求者に対し、遅滞なく、書面により通知する。

### (開示決定等の期限の特例)

- 第13条 開示請求に係る情報が著しく大量であるため、開示請求があつた日から60日以内にそのすべてについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合は、前条の規定にかかわらず、開示請求に係る情報のうち相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの情報については相当の期間内に開示決定等を行うことができる。この場合において、学園は、開示請求があつた日から30日以内に、開示請求者に対し、書面により通知する。

### (第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

- 第14条 学園は、開示請求に係る情報に開示請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が含まれている場合で、当該情報の内容等に照らし適当と認められる場合は、開示決定等に先立ち、第三者に対し、通知を行い、意見書を提出する機会を与えることができる。ただし、第三者の所在が判明しない場合はこの限りではない。
- 2 前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が、当該情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、当該意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知するものとする。この場合において、開示決定の日と開示を実施する日の間に少なくとも2週間をおかなければならぬ。

## 第6章 情報開示の実施

### (開示方法)

- 第15条 開示は、学園の指定する窓口における閲覧（磁気媒体記録については用紙に出力したものとの閲覧）により行う。ただし、学園が必要と認めた場合は、文書、図面、又は写真の写しの窓口での交付（磁気媒体記録については用紙に出力したものの交付）により、これを行うことができる。
- 2 開示を受ける者が写しの送付による開示の実施を希望する場合は、これを送付するものとする。この場合において、開示を受ける者から実費を徴収するものとする。
- 3 開示の決定に基づき開示を受ける者は、窓口における閲覧を行う場合には、本人確認書類及び開示決定通知書を提示しなければならない。
- 4 開示を実施する日時は、学園の休日以外の窓口の就業時間内とする。ただし、窓口の休憩時間及び入学試験期間中の開示は行わない。
- 5 前項にかかわらず、学園は正当な理由がある場合は、開示を実施する日時を変更することが

できる。

(開示時の立会い)

第16条 学園は、開示の決定に基づき開示を受ける者の窓口における閲覧に際し、必要に応じて学園担当者を立ち合わせることができる。

(開示を受ける者の禁止行為)

第17条 開示の決定に基づき開示を受ける者は、次の各号の行為をしてはならない。

- (1) 資料を汚損もしくは毀損し、又は指定された閲覧場所以外に持ち出すこと
- (2) 第15条第1項に定める学園が必要と認めた場合を除いて、資料を贋写、複写又は撮影すること

(開示決定の取消)

第18条 理事長は、開示の決定に基づき開示を受ける者が次の各号のいずれかに該当する場合は、開示の決定を取り消し、以後、開示対象となるすべての情報に対してその者からの開示請求には応じない。

- (1) 本規程に違反したとき
- (2) 学園担当者の指示に従わないとき
- (3) 他人(法人や機関を含む。)に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められるとき

## 第7章 情報開示に係る異議申立て

(異議申立て)

第19条 開示決定等又は開示請求にかかる不作為について不服がある当該開示請求者及び第三者は、決定を受領した翌日から起算して60日以内に、学園に対し、書面により異議の申立てを行うことができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、開示等の決定がされた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、異議申立ての権利は失効するものとする。
- 3 学園は、異議申立てがあった場合は、情報開示審査委員会(以下「審査委員会」という。)の審査を経て回答を決定し、理事長名で回答を行う。ただし、異議の内容が軽微かつ自明のものである場合又はやむを得ない事情がある場合は、理事長が単独で回答の決定を行うことができるものとする。この場合、理事長は、直近の審査委員会に異議の内容、回答の決定内容及びその決定理由の概要を報告しなければならない。
- 4 前項の回答は、書面で行うものとする。
- 5 学園は、異議申立てを受理してから結果を回答するまで、開示にかかる執行を停止しなければならない。

(情報開示審査委員会)

第20条 前条に規定する審査委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織し、理事長が委嘱する。

- (1) 常務理事
- (2) 学園の専任教職員 若干名
- (3) 学外の有識者 若干名
- (4) その他理事長が必要と認めた者

- 2 委員長が必要と認めた場合、委員以外の者に出席を要請し、その意見を求めることができる。
- 3 第1項第2号・第3号及び第4号の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 審査委員会に委員長を置き、第1項第1号の委員をもって充てる。
- 5 委員長は、審査委員会を招集し、その議長となる。
- 6 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する者が議長となる。
- 7 審査委員会は、構成員の3分の2以上の出席により成立し、議事は出席委員の過半数をもつて決する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。

## 第8章 情報の管理

### (適正管理)

第21条 部局の長及び情報管理担当部局は、情報の漏洩、滅失、毀損及び改ざんの防止その他情報の安全管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 部局の長及び情報管理担当部局は、情報を取り扱う所属員に対し、所管の情報の安全管理が図られるよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。
- 3 部局の長及び情報管理担当部局は、所管の情報を、その利用目的の達成に必要な範囲内において、正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。

## 第9章 その他

### (その他必要な事項)

第22条 この規程に定めるもののほか、この規程を実施するために必要な事項は、学園が別に定める。

### (改 廃)

第23条 この規程の改廃は、理事会の議を経て理事長が行う。

## 附 則

1. この規程は、2011年8月1日から施行する。
2. この規程の施行に伴い、学校法人天使学園財務書類等の閲覧等に関する規程（2009年9月1日施行）は廃止する。

## 別表（第4条関係）

## 【学園が積極的に公開する情報】

**I. 学園及び学校の基本的情報**

建学の精神、教育理念、教育目標、行動指針、行動目標
将来ビジョン、中期計画等主たる将来計画の概要
学園の沿革と構成
事業目的及び主な事業内容・状況
組織構成（設置学校等）
役員、教職員数、設置学校の学生等の人数、施設・設備の概況等の基礎データ
寄附行為

**II. 財務及び経営に関する情報**

事業計画書の概要（目的・計画・進捗状況）
事業報告書
財産目録の概要
貸借対照表
収支計算書（資金収支計算書、消費収支計算書）
財務状況経年推移（財務諸表、財務比率）
学生等納付金額
寄附金、補助金の状況
収益事業の状況
資金運用の状況

**III. 教育研究活動に関する情報**

## 1. 教育研究体制

教育研究組織図
設置学部・学科・大学院研究科等
学則
教員組織
大学設置基準上の教員と実人数
専任教員と非常勤教員の人数と割合
開設授業科目における専任教員・兼任教員の比率
専任教員の職階別及び年齢構成
専任教員の担当授業時間
教員一人当たり学生数
教員の研究業績
教員研究施設及び整備計画

図書・資料の蔵書数
図書の受入れ状況
職務発明出願・特許取得件数

## (1) 教育体制

①学位授与の方針等

## (学部)

学位授与の方針
学部・学科ごとの人材養成の目的及び教育目標
取得可能な学位名
学位授与プロセス
卒業要件
必修科目、選択科目の別の必要単位修得数
卒業判定結果
単位認定制度運用方針
単位互換協定に基づく単位認定の状況
単位互換協定以外で大学独自に行ってい単位認定の状況

## (大学院)

学位授与の方針
研究科ごとの人材養成の目的及び教育目標
取得可能な学位名
学位授与プロセス
学位授与数

## ②教育課程編成・実施の方針

教育課程編成・実施の方針
学部、学科、研究科ごとの収容定員充足率
学部・学科・研究科（課程・専攻ごと）の学生定員及び在籍学生数
学部・学科・研究科（課程・専攻ごと）の社会人学生・留学生・帰国子女数
学部・学科・研究科（課程・専攻ごと）の退学者数
学事暦
単位計算基準、成績評価基準、授業計画を含むシラバス
学部、学科、研究科ごとの履修上限単位数を含む履修方針
初年次教育の実施状況
社会人学生に配慮した履修体制構築状況
国内外教育交流制度と運用状況

## ③入学者受入れの方針

入学者受入れの方針
各種入学選抜実施要領
入学選抜方法ごとの募集人数、志願者数、合格者数、入学者数、合格基準
編入学試験の募集人数、合格者数、入学者数合格基準

## ④ファカルティ・ディベロップメント（F D）及びスタッフ・ディベロップメント（S D）

F D関連組織の運営状況
F D活動の実施状況
学生による授業評価アンケート実施及び結果公表状況
各種教員研修実施状況
教育支援制度の種類と運用状況
教育業績評価の実施状況
SD活動の実施状況

## (2) 研究体制

研究科・研究所・センター等の研究目的
研究支援組織の整備状況
専任教員に配分される個人研究費
国内外研究交流制度の運用状況
国別国際交流協定締結先機関
人的国際学術研究交流
TA、RA、PD制度の運用状況
学位取得者のキャリア支援制度の運用状況
その他の若手研究者支援制度の整備状況
研究倫理に関する指針・基準

## IV. 学生支援に関する情報

奨学金及び授業料減免等の修学支援制度の概要（種類、金額、要件、申込方法等）
TA制度の運用状況
学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援
卒業生・修了生の就職状況及び支援の状況
国家試験その他の資格試験の合格状況及び支援の状況

## V. 校地、校舎等の施設及び設備その他学生の教育研究環境に関する情報

キャンパスの概要
課外活動の状況
運動施設等課外活動のために用いる施設の状況
休息を行う施設その他の学習環境

主な交通手段の状況

**VI. 公費の助成に関する情報**

- |                           |
|---------------------------|
| 文部科学省大学教育改革プログラム選定状況及び助成額 |
| 分野別科学研究費補助金採択件数・採択額       |
| 受託研究件数・収入額                |
| 教育奨励寄付件数・金額               |
| その他の教育研究関連外部資金導入状況        |

**VII. 社会貢献に関する情報**

- |                  |
|------------------|
| 大学間連携の実施状況       |
| 高大連携の実施状況        |
| 産官学連携の実施状況       |
| 地域社会連携の実施状況      |
| 公開講座等の実施状況       |
| 科目等履修生などの受入状況    |
| 市民に対する大学施設の開放状況  |
| 地域社会連携事業の実施状況    |
| 公共事業及び政策に対する貢献状況 |
| 環境問題等への取組状況      |
| その他の社会貢献活動       |

**VIII. 生涯学習に関する情報**

- |                |
|----------------|
| リカレント教育の実施状況   |
| スキルアップ講座等の実施状況 |
| その他の生涯学習の実施状況  |

**IX. 評価に関する情報**

- |                                  |
|----------------------------------|
| 大学の自己評価報告書                       |
| 大学基準協会が指定する情報項目による大学基礎データ        |
| 外部評価、認証評価、第三者評価の結果及びその対応についての報告書 |
| 点検評価規程                           |

**X. コンプライアンス等に関する情報**

- |                |
|----------------|
| 行動規範           |
| コンプライアンスに関する規程 |
| 公益通報等に関する規程    |
| ハラスメント防止に関する規程 |

**X I. 監査に関する情報**

私立学校法第37条第3項第3号に基づく監事の監査報告書

私立学校振興助成法第14条第3項に基づく公認会計士又は監査法人による監査報告書

**X II. 情報公開に関する情報**

情報公開に関する規程

個人情報の保護に関する規程

**X III. その他情報**

IからXIIの情報のほか、学園が必要と認めた情報

## 天使大学大学院科目等履修生規程

(目的)

第1条 この規程は、天使大学大学院（以下「大学院」という。）助産研究科学則第42条及び看護栄養学研究科学則第41条の規定に基づき、大学院の科目等履修生（以下「履修生」という。）に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(履修制限)

第2条 履修生が1年間に履修することのできる単位数は、大学院助産研究科学則第33条及び看護栄養学研究科学則第32条に規定する所定単位数の3分の1以内とし、各専攻別の単位数は、次のとおりとする。ただし、原則として実験又は実習に関する授業科目の履修は認めない。

(1) 助産研究科	助産専攻専門職学位課程	18単位以内
(2) 看護栄養学研究科	看護学専攻修士課程	13単位以内
(3) 看護栄養学研究科	栄養管理学専攻博士前期課程	11単位以内
(4) 看護栄養学研究科	栄養管理学専攻博士後期課程	6単位以内

(履修資格)

第3条 履修生となることのできる者は、大学院助産研究科学則第16条又は看護栄養学研究科学則第15条第2項、同条第3項若しくは同条第4項のいずれかの各号の一に該当する者とする。

(出願手続)

第4条 履修生になろうとする者は、所定の期日までに次の書類に検定料を添えて、学長へ願い出なければならない。

- (1) 科目等履修生願書（所定の様式による）
- (2) 履修希望科目願（所定の様式による）
- (3) 検定料納入票（所定の様式による）
- (4) 最終学校の卒業（見込）証明書又は修了（見込）証明書。ただし、最終学校の専攻が、履修しようとする専攻分野と異なる場合は、履修しようとする専攻分野に係る学校の卒業証明書又は修了証明書を合わせて提出すること。

(選考・許可)

第5条 履修生の選考は、前条の書類審査の他、必要に応じて面接を行い、助産研究科教授会又は看護栄養学研究科委員会（以下「教授会等」という。）の意見を聴いて学長が受入を許可する。

(履修期間)

第6条 履修期間は、許可された授業科目の開講期間とし、1年以内とする。

- 2 前項の定めにかかわらず、引き続き履修を希望する場合には、学長は教授会等の意見を聴いてその期間を延長することができる。
- 3 前項による履修の延長を希望する者は、所定の期日までに科目等履修生継続願を学長へ提出しなければならない。

(履修手続・履修料等)

第7条 履修を許可された者は、所定の期日までに別表に定める登録料及び履修料を納付しなければならない。

- 2 学長は、前項の手続を完了した者に科目等履修許可書及び科目等履修生証を交付する。
- 3 既納の履修料等は、返還しない。
- 4 実験・実習に関する費用は、必要に応じて別途徴収することができる。

## (履修証明書)

第8条 履修生として授業科目の履修を修了した者が願い出た場合は、当該科目の履修証明書を交付する。

## (単位授与)

第9条 履修生として履修した授業科目については、学長は、当該研究科の履修規程を準用して単位を授与する。

2 前項の規定により単位を授与された者が願い出た場合は、単位修得証明書及び成績証明書を交付する。

## (履修許可の取消)

第10条 履修生が次の各号のいずれかに該当する場合、学長は、教授会等の意見を聴いて履修の許可を取消すことができる。

(1) 正当な理由がなく出席が常でない場合

(2) 本学の秩序を乱す行為があった場合

## (学則等の準用)

第11条 履修生については、この規程に定めるもののほか、大学院助産研究科学則、看護栄養学研究科学則及び学生関係諸規程を準用する。

## (事務)

第12条 履修生に関する事務は、事務局学務課が行う。

## (改廃)

第13条 この規程の改廃は、教育研究評議会の意見を聴いて学長が行う。

## 附 則

この規程は、2007年4月1日から施行する。

## 附 則

この規程は、2008年4月1日から施行する。

## 附 則

この規程は、2009年4月1日から施行する。

## 附 則

この規程は、2010年4月1日から施行する。

## 附 則

この規程は、2012年10月1日から施行する。

## 附 則

この規程は、2013年4月1日から施行する。

## 附 則

この規程は、2016年4月1日から施行する。

## 天使大学大学院研究生に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、天使大学（以下「本学」という。）大学院（以下「大学院」という。）助産研究科学則第42条及び看護栄養学研究科学則第41条の規定に基づき研究生に関する必要な事項について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 研究生とは、大学院助産研究科学則第39条及び看護栄養学研究科学則第38条の規定により本学専任教員の指導の下で、特定の専門事項の研究を行うため、学長の許可を受け登録された者をいう。

(出願資格)

第3条 研究生として出願できるのは、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められる者とする。

(出願手続)

第4条 研究生の出願に当たっては、次の書類に別表に定める審査料を添え、学長に提出しなければならない。

- (1) 大学院研究生志願書（所定様式1）
- (2) 履歴書（指定の様式による。）
- (3) 最終学校卒業（修了）証明書（見込を含む。）及び成績証明書
- (4) 所属機関のある者は、所属長の承諾書（所定様式2）

2 前項の出願は、原則として学年・学期の始まる2か月前までとする。

(審査・許可)

第5条 前条により出願あった研究生の審査・許可は、前条の書類審査のほか、必要に応じて面接を行い、助産研究科教授会又は看護栄養学研究科委員会（以下「教授会等」という。）の意見を聴いて学長が受入を許可する。

(登録及び納入金等)

第6条 前条により研究生の許可を受けた者は、別表に定める登録料、研究料を納入し、必要な手続をしなければならない。

- 2 登録料、研究料の納入方法及び取扱いについては、別に定める授業料等取扱規程を準用する。
- 3 既納の審査料、登録料及び研究料は原則として返還しない。
- 4 本条第1項の手続を終了した者は、研究生として登録し、「研究生登録証」が発行される。

(研究期間)

第7条 研究生の研究期間は、原則として1年間とする。ただし、特別の理由がある場合、学長は、教授会等の意見を聴いてその期間を延長することができる。

(研究の方法)

第8条 研究生は、指導教員の指導を受けて研究に従事するものとする。

(授業科目の受講)

第9条 研究生は、研究に関連ある授業科目について、指導教員の指導を受けて受講することができる。ただし、当該授業科目担当教員の承諾を得なければならない。

2 前項による授業科目の受講に伴う単位の認定は行わない。

(研究終了報告書)

第10条 研究生は、研究が終了したときは大学院研究終了報告書（所定様式3）を提出しなければならない。

(研究証明書)

第11条 学長は、研究生がその証明を願い出たときには、研究の主題・研究期間等に関する研究証明書を発行することができる。

2 前項の証明書の発行を願い出るときは、それに必要な手続きをしなければならない。

(登録の取消し)

第12条 研究生が登録を取消したいときは、文書で学長に願い出なければならない。

2 学長は、前項の願い出があったときには、その者の研究生登録を取消すものとする。

3 学長は、研究生として不適当と認めた者については、教授会等の意見を聴いて研究生登録を取消すことができる。

(施設利用等)

第13条 研究生の本学施設利用等については、本学学生に準じる。

(他の規程の準用)

第14条 研究生について、この規程に定めるもののほか、大学院助産研究科学則、看護栄養学研究科学則及び学生関係諸規程を準用する。

(事務局)

第15条 研究生の事務は、事務局学務課が行う。

(改廃)

第16条 この規程の改廃は、教育研究評議会の意見を聴いて学長が行う。

#### 附 則

この規程は、2008年10月1日より施行する。

#### 附 則

この規程は、2009年4月1日より施行する。

#### 附 則

この規程は、2012年10月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、2013年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、2016年4月1日から施行する。

授業コード	23D00030		
科目名	研究方法論特論【必修】		
英語名	Advanced Research Methodology		
担当者	松田 ひとみ		
配当年次	カリキュラムにより違います	学期	2023年度 前期
単位	2単位	区分	講義
授業の概要	保健医療における研究の重要性を理解し、多様な研究方法論の特徴を踏まえ、専門知識・技術の向上や開発を図るための研究活動に必要な共通の知識を学ぶ。自らが研究に取り組むために、研究課題、研究デザイン、測定方法、データの収集と分析、クリティカルな評価、研究倫理について理解を深め、実践の向上に寄与する信頼性・妥当性の高い知見を導く研究の基礎的知識と技術を修得する。		
到達目標	<ol style="list-style-type: none"> <li>研究の意義と看護学・栄養学の実践における研究の意義を説明できる。</li> <li>Research Questionの設定と研究デザインを説明できる。</li> <li>研究計画のプロセスと倫理的配慮について説明できる。</li> <li>量的研究法のプロセス及び実践への適用について説明し議論できる。</li> <li>質的研究法のプロセス及び実践への適用について説明し議論できる。</li> <li>文献のクリティカルな評価ができる。</li> </ol>		
<b>授業計画</b>			
1	研究の定義、研究の動向と課題		
2	Research Question (研究上の問い合わせ) とPI(E)CO		
3	研究デザインと観察的疫学研究報告 STROBEの活用		
4	研究における倫理について		
5	文献の系統的な検討①		
6	文献の系統的な検討②		
7	文献の系統的な検討③		
8	量的研究方法とクリティカルな評価①		
9	量的研究方法とクリティカルな評価②		
10	量的研究方法とクリティカルな評価③		
11	質的研究方法とクリティカルな評価①		
12	質的研究方法とクリティカルな評価②		
13	研究計画書 ①		
14	研究計画書 ②		
15	まとめ		
評価方法	授業への態度・討論への参加状況（50%）、および課題に対するレポートの内容など（50%）で評価する。		
準備学習・事後学習・課題等	課題は、授業の2週間前までに担当教員から提示する。事前に提示された課題に取り組み、授業中にプレゼンテーションする。		
教科書	とくに指定しないが、必要な文献については講義中に紹介する。		
参考文献	<ol style="list-style-type: none"> <li>上岡洋晴、津谷喜一郎(訳). 疫学における観察研究の報告の強化(STROBE声明)：観察研究の報告に関するガイドライン. In: 中山健夫, 津谷喜一郎. 臨床研究と疫学研究のための国際ルール集. ライフサイエンス出版, 2008. p. 202-9</li> <li>牧本清子、山川みやえ(著、編集)：日本看護協会出版会『研究手法別のチェックシートで学ぶよくわかる看護研究論文のクリティック 第2版』、2020 (<a href="http://jnapcdc.com/cq">http://jnapcdc.com/cq</a>)</li> </ol> <p>他開講時に提示する。</p>		
学習資料	授業中に必要に応じて配布する。		